名古屋市政資料

ＮＯ．188

2015年９月定例会

（2014年度決算ほか）

発行
2015年10月29日
日本共産党
名古屋市会議員団

主な内容

1　名古屋市９定例会（2015年9月10日～10月14日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　愛知県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会（8月17日）・・・・・・・・・・・・・・・ 48
3　資料・その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

河村市長に2016年度の予算要望を行う日本共産党市議団

目次

１　名古屋市９月定例会（2015年9月10日～10月14日）
（１）９月定例会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）議案質疑
◇田口一登議員　　名古屋城天守閣木造復元に本格的に踏み出す補正予算・・・・・・・・・・２
（３）議案外質問
◇藤井ひろき議員　　統廃合した学校の避難所機能／戦争法案に対する市長の見解・・・・・・７
◇高橋ゆうすけ議員　正規教員の確保を／自営業者の保育所入所は実態にあわせて・・・・・・11
◇さいとう愛子議員　障害者控除認定書を対象者に送付を／必要な人が入れる特養ホームに・・15
◇江上博之議員　　　リニアを起爆剤とする名駅開発の問題と対案・・・・・・・・・・・・・19
（４）【補正予算等】
◇補正予算等の議案の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
◇西山あさみ議員の反対討論　木造復元は市民の暮らしを犠牲にしてやることではない・・・・28
【補正予算に対する各会派の態度】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（５）2014年度決算について
◇山口清明議員　消費税増税にわをかけた市民負担増で、新たな大型事業を推進した決算・・・33
【決算認定案に対する各会派の態度】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
（６）請願・陳情について
【受付された新規請願・陳情】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
◇さはしあこ議員の討論　辺野古新基地建設をやめさせる意見書を求めるのは当然だ・・・・・43
【請願・陳情に対する各会派の態度】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
（７）意見書・決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
２　愛知県後期高齢者医療広域連合議会第２回定例会（8月17日）
（１）議案質疑
◇さはしあこ議員　マイナンバーで情報漏えいに危惧／基金廃止は軽減特例を廃止する道・・・48
（２）決算認定案への質疑
◇小林明議員（扶桑町議）　懇談会委員の公募を／短期保険者証について・・・・・・・・・・・50
【決算認定案への反対討論】
◇さはしあこ議員　制度廃止を先送りにし、保険料値上げで負担増を押し付けた・・・・・・・52
（３）一般質問
◇さはしあこ議員　保険料軽減特例の見直し／協定保養所におんたけ休暇村を・・・・・・・・53
（４）請願審査
◇趣旨説明（小林明議員）
◇賛成討論（さはしあこ議員）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
（５）議案の概要と結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
（６）資料・・・60
３　その他
（１）声明・申し入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
（２）資料　・・・64

９月定例会について

一、9月市会定例会は、9月10日に開会。名古屋城天守閣木造復元にかかわる調査予算などの補正予算案などの他、2014年度決算認定案が審議されました。

一、日本共産党市議団は、天守閣復元予算を含んだ「補正予算案」と「下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会条例」に反対しました。

一、名古屋城天守閣木造復元について、田口議員が本会議で質疑を行い、経済水道委員会で審査が行われ、本会議での採決にあたって西山あさみ議員が反対討論を行いました。その際、市長から執拗なヤジが飛ばされ、議案に賛成していた自民党議員がそれに応戦する場面もありました。

一、議案外質問には、藤井議員が「学校統廃合後の避難所」「戦争法案についての市長の見解」について、さいとう議員が「介護保険の負担軽減策」について、高橋議員が「正規教員の確保」「保育所入所基準の改善」について、江上議員が「リニアを起爆剤とする名古屋駅周辺再開発」について質問しました。

９月定例会日程表

月日	曜	時間	会議	備考
9月10日	木	11時	本会議	補正予算等提案説明
9月15日	火	10時	本会議	議案質疑 議案外質問
9月16日	水			
9月17日	金			
9月18日	金	10時 30分 など	委員会	補正予算や条例改正案などを審議
9月24日	木			
9月25日	金			
9月28日	月			
9月29日	火			
9月30日	水	１時	本会議	補正予算などの採決 決算の提案説明
10月 1日	木	予備日		
10月 2日	金	1時 10時 11時	委員会	決算審議
10月 5日	月			
10月 6日	火			
10月 7日	水			
10月 8日	木			
10月 9日	金			
10月14日	水	１時	本会議	決算の議決

一、意見書は、日本共産党をはじめ各会派から提案された12件のうち、５件が可決。日本共産党議員団が提案した３本の意見書案のうち「国民健康保険における子どもに係る均等割保険料の軽減等に関する意見書」が一部修正で可決しました。

一、閉会中審査で不採択や審査打切りになった請願のうち、意義申し立てを行った「辺野古新基地建設をやめることを求める意見書提出に関する請願」の採決が行われ、さはしあこ議員が採択を求める討論を行い、自民・民主・公明・減税・維新の反対で不採択になりました。

一、新規請願が４件、陳情は４件が受理され、日本共産党は請願２件を紹介しました。

一、2014年度の決算認定の審議において日本共産党は市民の暮らしの実態を明らかにする立場で奮闘しました。消費税が８％に増税され、市民に転嫁を強行した年であり、市民税５％減税の影響などを明らかにし、市民の暮らしの実態を明らかにするために奮闘しました。一般会計歳入歳出決算をはじめ、10件の認定案について反対。山口清明議員が、金持ち大企業減税で格差が拡大、「行革」推進で市民サービスの切り捨てが行われたこと、名古屋城天守閣の木造再建や、名古屋駅周辺再開発などの大型開発を指摘し、反対討論を行いました。他会派はすべての決算に賛成しました。

一、9月10日に来年度予算編成への147項目の要望を提出し、市長と懇談しました。

一、議会報告会の予算を付けるよう市長に求めましたが、今回も査定で却下されました。

一、10月21日、中区の減税日本の高橋圭三市議が死去。名古屋市会の会派構成は下記の通り。
共産12・自民22・民主16・公明12・減税11・維新1。（欠員１）
補欠選挙が12月6日におこなわれます。

議案質疑（9月15日）

名古屋城天守閣の木造復元に踏み出す補正予算をただす

田口一登 議員

市民そっちのけで天守閣木造復元の予算をすすめるのか

天守閣整備の選択肢は木造復元だけか

【田口議員】名古屋城整備検討調査について質問します。

この予算は、名古屋城天守閣の木造復元に向け、契約手法として技術提案・交渉方式を採用し手続きを進めるとともに、名古屋城の魅力向上策の検討調査を実施するというものです。

技術提案・交渉方式とは、技術的な難易度が高く、発注者が最適な仕様を設定できない工事などで、ゼネコンから技術的に優れた提案を公募し、提案を審査して選んだゼネコンと価格や施工方法などを交渉して決定する契約方式です。今回の予算では、木造復元の設計・施工を請け負うゼネコンを選定するところまで進める予定だと伺いました。

そこでまず、今回の予算提案の手続きについてお尋ねします。

天守閣の整備については、今年６月１７日の経済水道委員会で市民経済局は、「可能な限り早期の木造復元を目指す」という方針を示しましたが、委員から疑問や批判が続出したことを受けて、７月１日の同委員会では、「木造による復元を見据え」つつ、「整備の選択肢を示しながら、市民の意見を聞き、調査結果などを丁寧に説明する」という方針にトーンダウンしました。経済水道委員会では、委員から、「名古屋城のビジョンをきちんと示してほしい、もっと市民の意見を聞くべきだと思う」「財源の算段をどうするのか、財源がはっきりしない中で結論を出すわけにはいかない」「経済効果や誘客効果をきちんと示してほしい」「今、何百億円もかけてやることではない」などの意見が出されたことが、「市会だより」にも掲載され、市民に知らされています。

議会は木造復元にゴーサインを出しておらず、当局も「木造復元をめざす」という方針を引っ込めたのです。それにもかかわらず、木造復元に本腰を入れて取り組む予算を提案された。これは、あまりに唐突だといわなければなりません。

そこで、市民経済局長にお尋ねします。天守閣整備の選択肢としては、どのような手法があるのですか。それらの整備手法について、７月１日の経済水道委員会以降に市民の意見を聞いたのですか。市民の意見を聞くこともなく、木造復元へと

技術提案・交渉方式

技術提案を募集し、最も優れた提案を行ったものを優先交渉権者とし、その者と価格や施工方法等を交渉し、契約の相手方を決定する方式

適用される工事

・発注者が最適な仕様を設定できない工事 ・仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

契約タイプ：施工者の設計への関与の度合い等から３つに分類

設計・施工一括タイプ	選定した優先交渉権者と設計と施工を一括発注
技術協力・施工タイプ	選定した優先交渉権者の技術を設計に反映した後に施工を契約
設計交渉・施工タイプ	選定した優先交渉権者と設計と施工を別個に契約

想定スケジュール（設計交渉・施工タイプ）

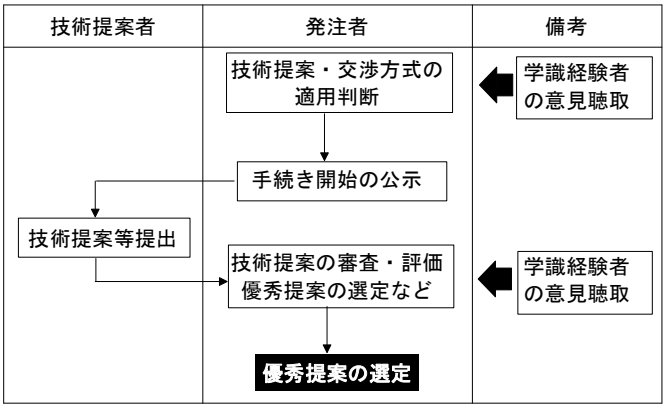

舵を切るというのは、議会無視、市民そっちのけではありませんか。

一般論は木造復元、復元的整備及び耐震改修が、具体論では史実に忠実な復元がある。市民にはこれから説明していく

【市民経済局長】文化庁の見解は、一般論として、「天守の再建については、整備主体である地元の自治体がどのような内容の整備を行うか考えることが第一」であり、「その上で、天守を復元する場合は、原則として材料等は同時代のものを踏襲する必要があるが、それ以外の可能性を排除するものではない」とされていることから、整備手法としては、木造復元、復元的整備及び耐震改修が考えられる。

一方、具体論として、文化庁から「名古屋城天守閣については、往事の資料が十分そろっていることを踏まえると、いわゆる復元検討委員会において木造によるできうる限り史実に忠実な復元をすべきとの意見が出される可能性が極めて高いと考えられる」との見解もいただいている。

整備手法についての市民意見は、7月以降には聞いていません。

市民の意見については、今後、天守閣の現状や課題、整備手法などについて、タウンミーティングの開催等きめ細かく様々な機会を捉えて丁寧に説明し、意見をきいていきたい。

市民の意見を聞かずに木造復元をめざすという方針に舵を切った（再質問）

【田口議員】「７月１日の経済水道委員会以降に市民の意見を聞いたのか」という私の質問に対して市民経済局長は「聞かなかった」と答弁しました。７月１日の経済水道委員会で、「整備手法の選択肢を示しながら、市民の意見を聞く」という方針を示して以降、市民の意見を聞くこともなく、木造復元をめざすという方針に舵を切った。このことをお認めになったという理解でいいですか。

調査をもとに技術提案交渉方式の手続きをすすめるための予算をお願い

【市民経済局長】所管事務調査でいろいろ議論をいただいて、解決すべき課題をいただいた。経済波及効果など、整備の手法によってどういう効果があるか、建設費はどうなのかなどの、いただいた意見をもとに調査してきた。そういったものも9月議会の中で示していき、技術提案交渉方式の手続きをすすめるための予算をお願いした。この調査の中で、タウンミーティングなどの開催などきめ細かく天守閣の現状・課題・整備手法等を丁寧に説明し意見を聞いていきたい。

調査結果も説明しないままの議案提出でいいのか

【田口議員】市長は、先日の提案理由説明の中で、天守閣復元にかかる調査結果を、議会開会前に所管事務調査で説明することは事前審査になると述べられましたが、私は、どうして事前審査になるのか理解できません。もちろん、今回の予算案に盛り込まれた技術提案・交渉方式の採用などを説明することは事前審査になるでしょう。

しかし、木造復元の経済効果などの調査結果を説明することは、事前審査には当たらないのではないですか。木造復元に向けた予算を提案する前に、市長自らが誠実に調査・検討してきたという調査結果を議会に報告すべきではありませんか。市長の答弁を求めます。

提案説明通り（市長）

【市長】9月10日本会議の提案理由説明でいった通りです。

> （参考）市長の提案説明より
> （略）
> 調査結果を所管事務調査で説明することが必要ではないかと考え、指示、検討してまいりましたが、事前審査になるということで今回の形になりました。ご理解をいただくとともに、おわびを申し上げます。
> （略）

補正予算を提出せずに調査結果を報告すべきだった（意見）

【田口議員】市長は、今回の予算審査の手続きについて「事前審査にあたる」といことについては提案理由説明の中で述べた通りと答弁された。確かに、今回予算に盛り込まれたような技術提案方式で手続きを進めていくという予算を提案するな

らが事前に所管事務を報告することは事前審査にあたります。しかし、この間の経済水道委員会の議論では契約方法をどうするかの議論はしていません。経済波及効果とか、名古屋城全体のビジョンとか、財源とか、どうするのかという議論でした。だからこんな木造復元に向けた今回の補正予算を提出しなければよかったんです。提出せずに調査結果を報告するという手続きを取るべきだということを指摘しておきます。

「本物復元」に対する市長の考えについて

無節のヒノキを使い、エレベーターも設置しないのか

【田口議員】木造復元の仕様についてです。

創建当時の名古屋城天守閣は、柱には主に木曽ヒノキが使われ、しかも節のない、「無節」の極上材でした。もちろん、現在の天守閣に設置されているようなエレベーターはありません。

そこで、「本物復元を推進する」という河村市長にお尋ねします。市長は、創建当時と同様に「無節」の木曽ヒノキを使用したいというお考えですか。「節付き」では本物とは言えないでしょう。バリアフリー化については、一昨年の６月定例会でのわが党の代表質問にたいして、市長は「学生に背負子で背負ってもらって階段を上がればいい」と答弁されていますので、本物同様にエレベーターは設置しないというお考えでいいですか。

ヒノキは６割という説もある。エレベーターも地震や災害時には無力だ(市長)

【市長】全体が無節かどうかは分かっていない。写真等から推測して、あるところが言うには６割程度が檜だろうということなので、それこそ専門家による技術提案をいただいて考えていくことになる。

バリアフリーは専門家の中でも様々に意見が分かれ、それこそ専門家により技術提案交渉が最も適する。たとえばエレベーターを作ったとしても地震や火災があったら、たぶん動かない。ある程度人がいて、みんなでおろせるようにするなりというほうが実は温かい、などという意見もある。いろんな意見があるので専門家による技術提案をいただいて考える。

史実に忠実な復元は困難ではないか

【田口議員】今年３月に本市が公表した『名古屋城整備検討調査報告書』では、基礎構造については、「木造による史実に完全に忠実な復元計画は困難」であるとして、天守閣の１階より下部は鉄筋コンクリート造りが検討されています。柱に使う木材は「節付き」の国産材にランクを下げ、エレベーターの設置も検討されています。

市民経済局長、このことは、木造による史実に完全に忠実な復元は困難という認識に当局は立っているという理解でいいですか。

史実に忠実といえども、安全性の確保が求められており、文化庁と協議する

【市民経済局長】史実に忠実な復元を目指す場合でも、文化庁による「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」に基づき「構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること」への配慮が求められております。

文化庁と協議を行うなかで、構造・防災上の安全性などとの調和を図り、整備を進めてまいりたいと考えております。

「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」との整合性について

全体整備計画との整合性や他の整備事業への影響は

【田口議員】名古屋城跡全体の整備計画と天守閣木造復元との整合性についてです。

本市が策定した「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」では、天守閣整備については耐震改修という方針であり、木造復元にはまったく言及されていません。

「全体整備計画」の見直しも行わないで、計画と異なる木造復元に向かうというのでは、整合性がとれないのではないですか。

全体整備計画では、名勝二之丸庭園の保存整備が重点的整備事項にあがっていますが、本丸御殿に続いて天守閣の復元に巨額の費用を投入することになれば、城跡内のこうした他の整備に支障が

名古屋城の整備スケジュール

		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35～
本丸御殿の復元	玄関・表書院等	公開中									
	対面所等	復元工事		公開							
	上洛殿等	復元工事				公開					
二之丸庭園の保存整備（名勝指定区域から順次）		発掘調査・測量・整備									
展示収蔵施設の整備		設計・整備・収蔵物移転						公開予定			
カヤの保全		保全									
石垣の修復（本丸搦手馬出から順次）		調査・解体・積み直し									
本丸御殿障壁画の修理		修理									

出るのではないですか。市民経済局長の答弁を求めます。

天守閣整備の検討状況をふまえながら、適切に対応したい

【市民経済局長】全体整備計画は、天守閣整備の検討状況をふまえながら、適切に対応したい。

名古屋城では、本丸御殿、二之丸庭園、石垣などの整備を進めており、その財源には、市費、国土交通省や文化庁の補助金、市民・企業からの寄附金を充てている。

天守閣整備の財源は、国や県に対し名古屋城天守閣整備の重要性について働きかけつつ、市債や寄附金など、さらなる財源確保に努めたい。

技術提案・交渉方式を採用する狙いについて

オリンピックまでに完成させるためか

【田口議員】技術提案・交渉方式の採用についてです。

技術提案・交渉方式は、新国立競技場の建設でも採用されています。そのねらいの一つは、東京オリンピックに間に合うよう、整備期間を極力圧縮するためとのことです。市長は、先月27日に開かれた区政協力委員議長協議会で、木造復元の早期整備に着手し、2020年の東京オリンピックまでに完成させたい考えを示したと報道されました。

そこで、お尋ねしますが、天守閣の木造復元に技術提案・交渉方式を採用するねらいは、2020年の

東京オリンピックまでに完成させたいという思いがあるからですか。

市長の答弁を求めます。

2020年までに整備できれば、戦争からの復興を世界にアピールする機会になる（市長）

【市長】木材をどういうものを使うか、エレベーター、免震構造を入れるかなど。たとえば、上が何千トンとかいう構造物ですのであれを外すと、地盤が上がるといわれて、そうした技術的なことも専門家の意見を聞いてその提案の中から考えていきことが必要だ。

東京オリンピックに間に合うなら戦争で傷ついた街、日本、そこから、復興のシンボルとして世界にアピールするのは東京オリンピックのとき、これ以外にチャンスはない。世界中にアピールできる。

手続きの過程で議会が木造復元はやめるという判断を下すことができるか（再質問）

【田口議員】市民経済局長は、今後、整備手法などについて市民の意見を聞き、最後は議会に判断してもらうから、木造復元という結論ありきではないとお考えなら、確認しておきたいことがあります。

技術提案・交渉方式を採用して、木造復元に向けた手続きを進める中で、後戻りできるのかという点です。

今回の予算では、ゼネコンから木造復元の技術提案を公募し、もっとも優れた提案をしたゼネコンを選定する予定です。市民経済局長、今回の予算で予定しているこうした手続きの過程で、議会が木造復元はやめるという判断を下すことができる機会があるのですか。お答えください。

選定で契約が約束されるものではない。2回のチェック機会がある

【市民経済局長】優秀提案の選定までを行いたい。契約が約束されるものではないことは明記する。予算措置後優先交渉権者として交渉し、合意が得られれば、契約の相手となる。設計契約と施行契約の前に予算の議決が必要なため、議会には2度のチェックをしていただくということになる。今回の提案は木造復元における工期・行程・概算事業費等を明らかにするための調査の一環です。

概算事業費もはっきりしない段階で木造復元に向けた具体的な手続きをすすめるのか（再質問）

【田口議員】市長に再質問したい。この方式を採用した狙いについて、事業費を明らかにしていくということですが、概算事業費はすでに明らかになっています。無節の木曽檜で400億円や節つきの外国産で270億円と明らかになっている。ところが、どういう木材を使って提案を募集するのかが、はっきりしません。270～400億円と幅が出る事業費で、その概算事業費もまだはっきりしない。この段階で木造復元に向けた具体的な手続きをすすめる予算を認めよというのですか。

専門家による技術や事業費の提案をいただいて市民に示したい（市長）

【市長】だから専門家によって技術提案がほしいといっている。実際できるといっていても、まだいろいろ課題が残っている。そういうものについて専門家から判断をいただいて、本当にできるならいつまでにいくらでどういう材木を使ってどういう構造でできますが、さあやりますか、ということを市民の皆さんに丁寧に説明してお伺いするのが誠実な姿ではないですか。

「調査費」というが、実際には、木造復元に本腰を入れて取り組む予算だ（意見）

【田口議員】今回の予算は、「調査費」と銘打っていますが、実際には、木造復元に本腰を入れて取り組む予算だと考えています。だからこそこういう形での提案でいいのかということをしっかりと議論なければいけない。

いま、市民の暮らしが大変なときです。東京オリンピックまでにというのは、まったく非現実的な夢物語ですが、工期を短縮してまでしてやっていこうということに対して、木造復元に巨額な費用を投じることに、市民の理解が得られるのか。こうした点も含めて、経済水道委員会でしっかり議論していただくことを期待して、質問を終わります。

（参考）市長のねらい」・・・提案説明より
（略）
今、名古屋は「世界のナゴヤ」となるための空前のチャンスを迎えております。2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2027年のリニア中央新幹線開業を控えた今こそ、日本中はもとより、世界三大都市の一つとして世界中から注目を集める魅力ある都市へ変貌を遂げるまたとない転換期であることは疑いようがありません。
名古屋港を軸に日本経済を牽引する産業都市としての経済力をより強固なものとすると同時に、文化面においても名古屋城天守閣の木造復元をはじめ本物性を追求し都市魅力を向上させることにより、いわゆる「稼げる街」を目指し、そこから福祉の充実へつなげていく行政運営に今後も心血を注いでまいる所存でございます。
特に名古屋城天守閣は、400年後の未来の世代にまで残すことのできる市民の大きな財産・プライドの象徴として、今こそ本物復元を推進していかなければなりません。
（略）

議案外質問（9月15日）

統廃合した学校の避難所機能の存続を／戦争法案に対する市長の見解を示せ

藤井ひろき 議員

小学校統廃合による避難所の今後のあり方について

廃校した小学校も避難所に位置づけよ

【藤井議員】今月６日には市内各区で総合防災訓練が行われました。「想定される南海トラフ大地震を考えれば、学区単位で体育館クラスの避難所は残してほしい」と、市民のみなさまから声があがっています。

本市の市立小学校統廃合はこの間、則武・本陣・亀島各小学校が統廃合し、ほのか小学校が開校しました。また新明・六反の小学校が統廃合し笹島小中学校に。そして幅下・江西・那古野の小学校が統廃合し、なごや小学校になりました。統廃合でなくなった旧小学校の避難所は、新しい学校として使用、あるいは改築中、または旧体育館が今でも使われています。統廃合されても区政協力委員会や、消防団も旧学区単位で残っています。

これまでに統廃合した学校

区	学校名	統合後
中村区	本陣小	ほのか小（小H14.4開校）
	則武小	
	亀島小	
西区	新明小	笹島小（H22.4開校）
	六反小	

平成28年度までに統廃合を目指す小規模校（22年3月の計画）

区	学校名	H22年度			統合後（23～28年度試算）	
		敷地㎡	普通教室	学級数	学級数	
西区	幅下小	13,659	11	6	13～14	なごや小H27.4開校
	江西小	7,437	10	6		
	那古野小	6,947	6	6		
西区	南押切小	8,000	9	6	19～20	（3校統合）
	榎小	5,771	10	6		
	栄生小	9,855	11	8		
中村区	豊臣小	8,648	11	6	14～15	（2校統合）
	諏訪小	13,464	12	11		
中区	御園小	9,613	7	6	10～11	（2校統合）
	名城小	10,914	20	12		
昭和区	白金小	9,604	9	6	14～15	（2校統合）
	村雲小	13,035	17	12		
南区	大生小	13,728	14	6	17～18	（2校統合）
	宝小	14,705	32	12		
天白区	高坂小	12,396	12	6	12	（2校統合）
	相生小	11,592	14	7		

今年度、建物の老朽化が著しい中村区役所の改築調査が行われているところですが、一方で旧本陣小学校周辺の市民の皆様からは「近い将来、区役所が学校跡地に移るのだろうか。そうなった場合、避難所は残るのか」と、懸念の声も上がっています。

先月行われた本陣学区の盆踊りに、市長もご参加されました。この時の会場が旧本陣小学校です。本陣学区内には公園がなく、また地域も木造密集地域でもあることから、今後も地域の「避難所」として、重要な役目を担っています。またスポーツ大会や、子供会の行事が開催されるなど地域にとって、大切な交流の場でもあります。

本陣学区の隣に位置します亀島学区では、昨年旧亀島小学校の旧校舎が解体され、校舎跡地には亀島東公園（仮称）の整備計画ができております。旧体育館の今後については地元のみなさんと意見調整をされていますが、ここでも地元の要望として「スポーツができる施設がほしい」と同時に「避難所がほしい」の声があがっています。

本市の「地域防災計画」では、避難所の指定基準に「収容人員は概ね100名以上とし、１人当たり２㎡を確保して算定すること」とあります。また「愛知県地域防災計画～地震・津波災害対策計画」では、避難所の「一人当たりの必要占有面積」として、緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積で２㎡/人。避難所生活が長期化し、荷物置き場を含め占有面積は、３㎡/人とあります。

旧本陣小の体育館の広さが620㎡ですから、避難所生活が長期化した場合の約200人分の避難所となります。また隣の亀島学区にある、旧亀島小学校

の体育館の広さは540㎡で、同様に約180人分となります。

そこで防災危機管理局にお尋ねします。統廃合によって廃校になった小学校の避難所としての位置づけについて、お答えください。

避難所機能を有する場合は引き続き指定

【防災危機管理局長】避難所を確保していくことは大変重要であり、安全で一定以上の収容人員を有する小学校などの施設を避難所として指定している。小学校が廃校となった場合、体育館などの施設は、地域防災の観点から、引き続き重要な役割を果たしている事例もあり、地域の意見を踏まえ、避難所としての機能を有する場合には、引き続き避難所として指定している。

教育委員会として責任持って残せ

【藤井議員】児童の数が減っても、人口が極端に減ったわけではありません。むしろ高齢者は増えています。子どもが減ったからといって、小学校を統廃合しても避難所までは統廃合できません。これは、本市の防災計画にもかかわる問題です。そこで教育長にお尋ねします。小学校を統廃合しても、元の学区の単位で、教育委員会の責任で避難所を残すべきではないでしょうか。この点について、お答えください。

機能確保に一定の配慮をする

【教育長】統合で跡地となった学校の避難所は、全市的な観点から判断されるべきこと。「小規模校対策に関する実施計画」に基づいて、跡地の活用は、地域の要望を踏まえ、防災拠点として必要な機能の確保に一定の配慮を加えることとしている。

旧本陣・亀島小跡地を避難所に指定する考えはあるか（再質問）

【藤井議員】この間、統廃合された学校の地元の皆様から、本市に出された要望書を拝見しました。どのご要望でも、学校跡地利用に対して、「地域の防災拠点」「避難場所の確保」と、切実な声があげられています。

想定される南海トラフ大地震に備え、市民の「避難所」は、市民の声を尊重し、今後もしっかり確保すべきであります。統廃合で廃校になって教育施設としての役目が終わっても、住民のみなさんにとって大切な「避難所」としての役目であることには、今も変わりはありません。

そこで、防災危機管理局長にお尋ねします。学校跡地の活用について、必ず避難所として指定する。たとえば今後、旧本陣小学校や旧亀島小学校の跡地に新しい施設ができたとしても、その場所は必ず「避難所」にします、避難所を兼ねた施設にします、というお考えはありませんか。お答えください。

重要課題だが全市的観点から判断すべき

【防災危機管理局長】防災危機管理局としては避難所機能の確保は重要な課題であると認識。統合で跡地となった学校の避難所は、全市的な観点から判断されるべきことです。

避難所機能をしっかりつくるべき（意見）

【藤井議員】ぜひ、市民の切実な声である「避難所を残してほしい」。学校跡地に新たな施設を建てたとしても、統廃合前と同じ規模の避難所機能も、しっかりつくるべきであること、この点を強く申し上げます。

「安保関連法案」に対する市長の認識を問う

法案成立による地方公共団体への影響は

【藤井議員】「安保関連法案」に対する市長の認識及び本市にもたらす影響について、お尋ねします。憲法学者の多くが「憲法違反である」と声をあげている「平和安全法制」。私たちは「戦争法案」と呼んでいます。連日、マスコミで大きく取り上げられ、今週中にも法案成立を政府は、考えていると伝えられています。しかし、多くの国民が、この法案に対して反対の声をあげています。先月30日には全国各地で法案廃案の大行動が取り組まれました。そして、今月５日には白川公園において、愛知県弁護士会主催の集会が開催され、

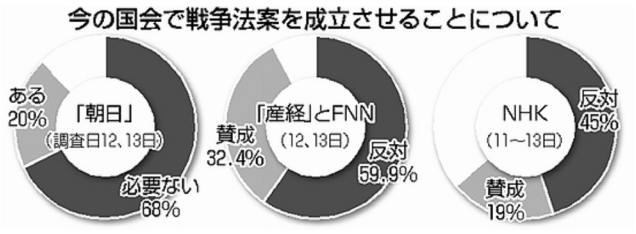

6,000人もの市民が「憲法を守れ」と、声をあげています。

直近の新聞世論調査でも、12、13両日に行った全国世論調査（電話）によりますと、安倍政権が今国会で成立させる方針の安全保障関連法案に対して、「賛成」29％、「反対」54％となっています。また同調査では、いまの国会で安全保障関連法案を成立させる必要が「ある」は20％、「ない」は68％。国会での議論は「尽くされた」11％に対し、「尽くされていない」は75％となっています。現行の周辺事態法でも空港や、港、病院や消防などの地方自治体への協力が一般義務とされています。このほかに地方自治体への協力が想定されるものとして、市バスや体育館などがあげられています。この周辺事態法の改正も含む、「戦争法案」が成立すれば、本市にとっても影響をもたらすと、考えられます。

そこで総務局長にお尋ねします。今回の法案が成立した場合、地方自治体の本市にどのように影響があるのでしょうか。お答えください。

法律等に基づき対応していく

【総務局長】現行の周辺事態安全確保法には、国が地方公共団体の長に対して協力を求めることができる規定があるが、現在審議されている法案には、地方公共団体に関する規定そのものに変更はない。これまで同様、地方公共団体として、法律等に基づき対応していく。

市長は戦争法案を憲法違反と考えるか？

【藤井議員】今回の法案は、その内容だけでなく、法案の進め方も問題となっています。解釈改憲というやり方で、憲法違反の法案を、世論を無視して採決し、成立をめざしていく。これは、まさに立憲主義の否定であります。

憲法９条改憲派で有名な、小林節慶応大学名誉教授は、今年6月15日、日本外国特派員協会と日本記者クラブで会見し、「恐ろしいのは、憲法違反がまかり通ると、憲法に従って政治を行うというルールがなくなってしまう。これは絶対に阻止しなければいけない」、「独裁政治の始まりになる」と、この法案の撤回を強調されています。憲法９条は変えた方がいいとお考えの学者からも、「立憲主義を守れ」の声があがっています。憲法学者の９割の方が、元内閣法制局長官が、元最高裁長官が「憲法違反」だと声をあげています。

そこで市長にお聞きします。「安保関連法案」は、憲法違反であるとお考えですか　。

またマスコミ報道では、今週中に法案成立が与党の方針だとも言われています。憲法違反の法案を、与党で採決してしまう。こんなことでは、民主主義を壊すことにならないのか、市長の認識をお尋ねします。

この法案は、国政だけの話でなく、地方自治体にとっても、さまざまなケースが想定されており、本市にとっても無関係の話ではありません。

市長として日々職務に毎日励んでいる（市長）

【河村市長】私は、名古屋市長といたしまして、日々職務に毎日励んでおります。以上でございます。

戦争法案は廃案にすべき（意見）

【藤井議員】本日の新聞報道によりますと、大村愛知県知事は昨日、定例記者会見ではありますが、安保法案に対して、「与党が期待していたようには議論が進まず、国民の理解も深まっていない」、「日本の行く末や国の根幹である憲法の枠組みにかかわる話。さらに多くの国民の声に耳を傾け、十分かつ慎重な議論を徹底的にしてほしい」と考えを述べたと報道されております。市長からも、何らかのはっきりとした答弁をいただきたかったのですが、非常に残念でございます。

以前市長は、集団的自衛権の問題では賛成だとお答えになられたと聞いております。この問題では、6月22日の衆議院参考人質疑で元内閣法制局長官の阪田雅裕氏が、「集団的自衛権を行使するということは進んで戦争に参加するということであり、敵となる相手国に我が国の領土を攻撃する大義名分を与えることでもあるから、国民を守るというよりは進んで国民を危険にさらすという結果

しかもたらさない」と指摘しています。

さて、そもそも地方自治体の本試が取り組むべきことは、地方自治法の第一条にありますように、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」を実践することです。国に要請されて海外の戦争に協力することではありません。

本市は先の戦争で、空襲を受け、戦闘員ではない多くの市民が亡くなりました。空襲被害者の皆さんは、今なおその時に受けた怪我や、心の傷で苦しんでおられます。「戦争は絶対にダメだ。今回の戦争法案も許してはいけない」が多くの戦争体験者の声です。

集団的自衛権を行使することになれば、日本が、この名古屋が攻撃を受けていなくても、海外での戦争に巻き込まれることになってしまう。「戦争法案」は廃案にすべきだと、意見を申し上げます。

《公明党の議事進行発言》

戦争法案と非常に偏った発言で品がない

【田辺議員（公明）】ただいま、共産党の議員さんの方からですね、現在国のほうで審議されております、安全保障法制に関する質問がございました。当然、名古屋市議会は自由な言論の府でございますので、さまざまなことを議論すること、これは許容されることであります。また、地方自治体において影響がでてくる可能性が否定できないであることから、さきほどの質問があったと理解をしておりますが、戦争法案であるとか、そういった非常に偏った発言があった場合、ここは安全法制を審議する場所ではないわけであって、それに対する公平中立な反論をする機会を誰にも与えられていない以上、そういったことをすることで市民に無用な混乱を招いたりということがある可能性も、これは否定ができません。議長におかれましては議事録を精査のうえ、しかるべき措置をとっていただき、また理事会のみなさまには、こういった、わたくしに言わせれば品性のない質問をされることは、今後謹んでいただくような取り計らいをお願いしたいと思います。

事実にもとづいた質問。それこそ品性がない方が発言する内容だ

【江上議員】今の藤井議員の質問は、事実に基づいて、かつ法律の内容を踏まえた発言です。品性がないという発言は、まさに品性がない方が発言する内容であります。その点を踏まえて、議長におかれてはご配慮願うようにお願いいたします。

前例に従い、適宜処理します

【副議長】本件につきましては、この場で判断しかねますので後刻速記録を調査し、前例に従い、議長において適宜処理をいたします。

2015年9月16日
中日新聞

公明と共産 批判合戦

安保法案の発言めぐり

参院で審議が大詰めを迎えている安全保障関連法案をめぐり、賛成の公明党と反対の共産党の議員が、市議会本会議場で「今回の戦争法案は許してはいけない」「偏った発言で、品性のない質問だ」などと異例のさや当てを演じた。

個人質問で「戦争法案」と四度口にしたのは、共産の藤井博樹氏。河村たかし市長や市当局の認識をただす中で「戦争法案が成立すれば市にも影響があるのではないなどと指摘した。

これに対し、公明の田辺雄一氏が議長に発言を求め「さまざまな議論が許容されるが、『戦争法案』は非常に偏った発言。公正中立な反論ができず、市民に無用な混乱を招く」と批判。「（質問内容を確認する議運理事会は）こういった品性のない質問は、慎んでいただくような取り計らいを」と求めた。

自民の議員から「そうだ」と声が上がると、さらに共産の江上博之氏が発言を求め「（戦争法案の呼び名は）事実に基づき、法律の内容を踏まえている。品性がないという発言は、まさに品性がない方がする発言だ」と応酬を繰り広げた。

一方、藤井氏の質問に対する河村市長の答弁はただひと言だけ。「名古屋市長として毎日、職務に励んでおります」（岩崎健大朗）

議案外質問（9月16日）

正規教員の確保で子どもに寄り添う教育を／自営業者の保育所入所を実態に見合ったものに

高橋ゆうすけ 議員

正規教員の確保について

正規採用の教員数が足りない

【高橋議員】子ども・保護者に寄り添えるように教員採用人数の増加をすべきではないかという視点で質問します。

ある保護者の方から「４月に新しく学校に来た先生がうちの子の担任になりました。障害もあるので本当に大変だったと思いますが、一年間落ち着いて学校に通うことができ、感謝の気持ちでいっぱいでした。３月になって来年も先生にいてほしいとお話したら「私は臨時教員で来年はこの学校にいられないんです」と言われ、衝撃を受けました。なんでこんなにいい先生が臨時なのか、来たばかりなのになぜ１年でいなくなってしまうのか、わかりませんでした」。こういったお話をうかがいました。

このような問題が起きる背景の一つには正規採用の人数が足りないということがあげられます。今年度の教員の正規採用は376人、しかし、正規採用が足りなかったため、１年間の期限で採用した臨時教員が89人います。これらの人数はここ数年、ほとんど変わりがありません。現在、本市の教員採用は、一定の基準を満たした教員を採用するという方式ではなく、総合的な判断によって何人の教員を採用する、という形になっています。そのため、教員としての力量が備わっていても試験では不合格となるケースが見受けられます。しかしながら実際には、正規教員だけでは教員定数に足りず、名古屋市教育サポートセンターにて面接を受け、登録した方の中から臨時教員を任用して、正規教員と同じように担任をもって働くという状況となっています。このような実態があることを知った保護者の方からは、「子どもにとっては大事な一年なのに、なぜ正規の先生が足りないのか」「臨時教員は採用試験に落ちた先生と聞いて不安もあった。実際には正規の先生と同様、子どものために一生懸命働いている。なぜ正規の先生じゃないのか」という声も寄せられてきています。

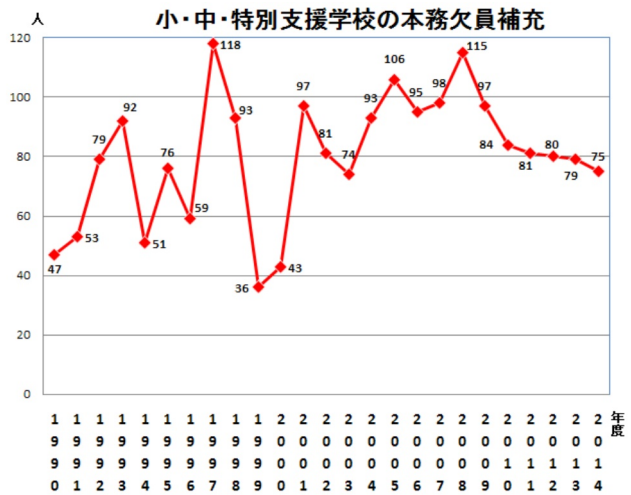

そこでお聞きします。保護者が安心して子どもを学校へ送り出し、子どもたちが学べる環境を充実させていくためにも、正規教員が足りないという現状について、改善をしていく必要があると考えますが、教育長の見解をお聞かせください。

非正規教員の任用減らす努力はしている

【教育長】県からの加配増や年度当初の急な児童生徒数の増加による学級増等により、やむを得ず教員に欠員が生じた場合には、常勤講師を任用している。毎年度、次年度の児童生徒数ならびに学級数を精査して推計し、欠員補充の常勤講師の任用数を減らす努力をしている。

権限移譲を契機に少人数学級を拡充するためにも臨時職員を正職員に

【高橋議員】現在、多くの保護者の方から少人数学級の実施をしてほしいという声がたくさんあがっています。本市では市独自に小学校１・２年生に30人学級を実施していますが、市教育委員会自身が「基礎的な計算力の向上が見られた」「欠席す

る児童の割合が減った」「学校生活への適応を図るという事業の狙いが達成された」と、高く評価をしています。この事業は現在、少人数指導のために市が独自予算で任用している非常勤講師と常勤講師によって進められていますが、これらは本来、臨時教員ではなく正規教員を配置して手厚く進めていくべきものではないでしょうか。

2017年度からは県費負担教職員の定数などが愛知県から名古屋市へ権限移譲されることとなっていますが、このことについては国会で我が党の田村貴昭衆議院議員の質問で、政府参考人から、「義務教育の実施に影響を及ぼすことがないよう的確に対応する必要がある」と答弁がありました。また、名古屋市独自の施策を充実させていくことができるようになる、このことは教育長も昨日の議案外質問においてご答弁されました。

そこで、教育長にお聞きします。今後、県費負担教職員の権限移譲を契機に少人数学級を拡充するお考えはありませんか。また、少人数学級だけでなく、いじめや不登校対応など様々なニーズに対応するためにもきちんと見通しを立てて、非常勤講師や常勤講師といった臨時教員で配置するのではなく、正規教員の採用増を進めていくべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

少人数学級は現行水準でいく

【教育長】今後も現行の水準を維持したい。また、様々な教育課題に対応するために、必要となる教員数の確保に努めたい。

平成29年4月の権限移譲後は、本市の加配定数について、県を介さなくなることで必要数の推計がしやすくなることから、欠員を減らすことが期待できる。

少人数学級は正規教員で必要数の確保を（意見）

【高橋議員】教育長から少人数学級については権限移譲後、現在の水準を維持していきたいと、そして様々な課題に対応するために必要な教員を確保したいとご答弁がありました。しかし、必要な教員を確保と言いつつも、正規教員でとは明確にお答えになりませんでした。権限移譲を契機に、保護者のニーズに応えるためにも、今までの水準の維持だけではなく、水準の向上を図るためには正規教員で必要数を確保することが必要だということを強く要望いたします。

権限移譲を契機に定数以上に教員を採用し担任や少人数学級の拡充に（再質問）

【高橋議員】欠員の問題については、権限移譲を契機に本市で推計しやすくなることから欠員の人数を少なくできると期待している、という趣旨のご答弁がありました。期待だけではなく、しっかり進めていかなければならないことだと思いますが、欠員があるという状況についてはよろしくないと考えているという認識だと思います。しかし現実問題として、学級増等読み切れないという問題もあり、この欠員をなくしていくということについてなかなか改善されてこなかった。これが、これまでの経緯だったのではないでしょうか。そこで教育長に再度質問いたします。

今後権限移譲によって、名古屋市独自で採用人数を決めていくこともできるようになるわけですが、そのことも踏まえ、クラス数の決定に際してクラスが分かれるかどうか、ぎりぎりの児童生徒数となっている学校には、あらかじめ教員を配置しておき、クラスが増えた場合にはそのまま担任に入る、増えなかったとしても、少人数指導対応などの担当として配置できるようにする、こうしたことを進めてはいかがでしょうか。教育長の見解をお伺いいたします。

欠員を出さないよう努めていきたい

【教育長】現行の制度では、定数以上の定数枠の配当は認められていない。権限移譲後も定数以上の配当は認められないと認識している。次年度の児童生徒数ならびに学級数を精査して、より正確に推計することで、欠員を出さないよう努めたい。

教員定数等は独自で進められるはず（意見）

【高橋議員】教育長からは、あらかじめ教員を加配することについてできないとご答弁がありました。しかし、権限移譲後は教員定数等についても本市が独自で進めていけるようになるはずです。

現行の制度ではできない、ということでしたが、それは愛知県の基準であり、今後について国は定数以上確保することは認めているわけです。ここ数年、欠員状況が全く改善されていない、こういったことをいったい何年続ければいいのでしょうか。欠員をなくすように努めるとおっしゃっておりますけれど、もっと抜本的な改善が必要ではないでしょうか。ここに関しては当局のやる気が問われていると思います。子どもにとって学校にいられる期間は限られており、一年一年がとても大切な時間です。子どもたちがしっかりと学び、育つ環境を作っていくことは保護者の願いであり、行政の責任です。将来の名古屋を、日本を担っていくことになる子どもたちの学ぶ権利をしっかり守るためにも、雇用の不安定な臨時教員ではなく、正規教員を増やして、様々なニーズに応えられるようにしていくことを要望して私の質問を終わります。

保育所への入所基準について

居宅内就労だからとランクＢになるのは納得できない

【高橋議員】現在、名古屋市では保育所の入所について、その必要度に応じてＡから順にＨまで、８ランクに区分し、更に世帯の状況を調整指数として加減点を行って入所承諾の順位を判断しています。一日８時間、週５日以上働くサラリーマンなどであればランクはＡとなっているわけですが、サラリーマンと同様に一日８時間、週５日以上働いていても、お父さん・お母さんのどちらかが居宅、自宅で働いているということであればランクはＢから始まることになっています。現在、ランクＡであってもなかなか希望する保育所に入所することができない実態があり、その結果希望しな

利用調整基準表

保育の必要な事由等	保護者が保育できない理由・状況		ランク
居宅外就労（外勤・居宅外自営）	1日4時間以上かつ週4日以上の勤務に該当する場合	1週40時間以上勤務	A
		1週30時間以上勤務	B
		1週24時間以上勤務	C
		1週16時間以上勤務	D
	1日4時間以上かつ週4日以上の勤務には該当しないが、月64時間以上働いている		F
	就労予定		(※1)
居宅内就労（内勤・居宅内自営） 居宅外就労（居宅外自営協力者）	1日4時間以上かつ週4日以上の勤務に該当する場合	1週40時間以上勤務	B
		1週30時間以上勤務	C
		1週24時間以上勤務	D
		1週16時間以上勤務	E
	1日4時間以上かつ週4日以上の勤務には該当しないが、月64時間以上働いている		G
	就労予定		(※1)
産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する		H
病気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合		A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合		B
	通院加療を行い、月16日以上かつ週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合		D
	通院加療を行い、月16日かつ週16時間に満たない安静が必要で保育が困難な場合		H
障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛護手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合		A
	身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合		B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合		D
親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）の介護や入院・通院・適所の付き添いのため、月20日以上かつ週40時間以上保育が困難な場合		A
	病人や障害者の介護や入院・通院・適所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合		C
	病人や障害者の介護や入院・通院・適所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合		E
災害復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている		A
通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している		E
求職中	求職中		H
育児休業中の利用（3歳以上に限る）	当該年度復帰予定の復帰時点前月まで		(※2)
	翌年度以降の復帰		H
その他	児童福祉の観点や児童の発達支援のために、社会福祉事務所長が特に必要と判断した場合		(※3)

＊ランクはＡＢＣＤＥＦＧＨの順に利用調整の優先順位が高い。その他の世帯状況を調整指数として加減点する。

い保育所への入所や保留児扱いとなってしまうケースも多い中、居宅で働く方の子どもが入所することは大変難しい状況にあるのが実態です。

居宅で働いている人はいつでも子どもの面倒を見られるからいいじゃないか、と思われる方もいるかもしれませんが、実態は大きく異なります。自宅兼工場で働く方は「仕事場で子どもの面倒を見るということは危険もあるので一緒にいられない。子どもがぐずった時には作業の手を止めなければならないのでノルマをこなすことも難しくなる」とお話をされ、また自宅でアクセサリーの制作をされている方は「家で働いているといっても営業などがありずっと家にいられるわけではない。先方の都合もあるので緊急に出かけることもあり、いきなり子どもを預けるということもできない」と話しておられました。私の住む南区でも町工場をはじめ自宅で自営業を営まれる方も多く、切実な思いがあります。

しかし、このように切実な要望があるにも関わらず、居宅内就労であることだけを理由にランクが下げられていることに納得できない、こうした声も寄せられてきています。

市長自身よく「わしも零細企業出身だで、いろいろ大変なんだわ」と、よくおっしゃっています。だからこそ大変な小規模事業者・中小企業への支援を進めるために、本市では2013年に中小企業振興基本条例を制定したのではないでしょうか。条例の前文で「中小企業の発展は、就業、女性の社会参画、消費生活などの様々な面で市民生活の向上をもたらすものであり、都市としての魅力を高めるものである」と述べています。しかし居宅で働こうにも子育ての負担が大きくのしかかってしまえば、小規模事業者の発展の足かせとなってしまい、条例の理念から離れてしまうのではないでしょうか。

そこで、子ども青少年局長にお聞きします。中小企業・小規模事業者を応援し、子育てしながらでも働きやすい環境を作っていくためにも、保育所への入所基準については居宅内就労であるかどうかではなく、就労の実態に応じた保育所への入所審査を行えるように改善をしていくべきと考えますが、子ども青少年局長の見解を求めます。

利用調整の基準表に基づいて判断

【子ども青少年局長】保育所等の利用調整は、平成26年度より客観的な基準表に基づく利用調整、いわゆる点数制を導入した。平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度でも、客観的指標に基づく利用調整を行っている。

自営業等の居宅内就労の場合、子どもの近くに保護者がいるので、体調不良時や緊急時の対応が可能であることや、通勤で時間が割かれることが無いことなどから、保育所等の利用調整の基準において、就労場所の観点からは、居宅外就労の方の点数を優先している。最終的な利用の決定は、就労場所だけではなく、就労時間や家庭状況など他の条件も含め決定している。

適切な制度の運用に努め、より多くの方が利用できるよう、引き続き保育所等の整備を進めたい。

自営業者応援のため希望する保育所へ（意見）

【高橋議員】保育所の入所基準について、子ども青少年局長から、居宅内就労の場合、子どもの近くに保護者がいるから緊急時の対応が可能、通勤時間が割かれることがないということから居宅外就労の方を優先しているというご答弁がありました。しかし、子どもを育てながら仕事を行うということは非常に大変なことだというのは、実際にその現場を見てみればわかることではないでしょうか。居宅で働く方々の子育てを支えられないで、子育て日本一の名古屋といえるのでしょうか。そもそも自営業の方は国民健康保険への加入であり、子どもが増えれば増えるほど保険料負担なども増えていくことになります。自営業の方を応援していくためにも、子どもたちを区別することなく、平等に希望する保育所へ入所できるようにしていくべきだということを意見として申し上げたいと思います。

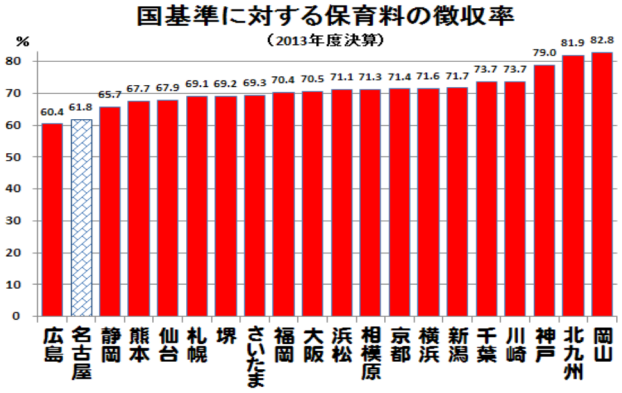

議案外質問（9月16日）

介護保険の改悪から高齢者の暮らしをまもれ／必要な人が入れるよう特養ホーム入所基準の特例を

さいとう愛子 議員

申請なしで、要介護認定者に障害者控除対象者認定書の送付を

障害者控除対象者認定書を対象者に送付せよ

【さいとう議員】高齢者をめぐるさまざまな事件が、テレビや新聞で取り上げられ、NHKでも「老人漂流社会」「老後破産」など、衝撃的でリアルな実態が放映されました。

平成27年度から29年度の第6期介護保険事業計画のもとで、名古屋市は、介護保険料を第6段階基準額で、年間5,440円もの値上げを行いました。

さらにこれまでにない大幅に制度が変えられました。「一定以上所得のある65歳以上の方はサービス利用料が2倍に値上げになる」「補足給付の制限を強化すること」などのいっそうの負担増と、「特別養護老人ホームへの入所は原則要介護度3以上とすること」「新総合事業では、要支援は、介護保険の対象からはずすこと」。そのことで介護そのものを受ける条件がせばめられるという大改悪がおこなわれたわけです。

市民のみなさんからの問い合わせも相次いで、市役所や区役所には4月以降8月までに約6,000件、特に、7月には2,000件もの問い合わせがあったと聞いています。

これらの制度改悪が名古屋市民にとってどんな影響をおよぼすのか、「保険あって介護なし」と言われる状況がさらに進むようなことがあってはならないという問題意識から、介護保険糊度の「改正」の中で、2つの点にしぼってお聞きします。

1つ目は、「一定以上所得のある65歳以上の方はサービス利用料が1割から2割に2倍になる」という制度改正です。この「一定以上所得」というのは、65歳以上の本人の年金収入が、280万円以上の世帯が対象となります。国会の議論でも「余裕があり2割負担が可能」な世帯ではなく、「やりくりすれば負担可能」と厚生労働大臣がわざわざ言い換えざるを得ない世帯の方々です。今回の「改正」は、現在でも、年金の連続切り下げ、消費税増税、介護保険料の引き上げなど「やりくり」に追われ、預貯金を取り崩して生活している高齢者世帯に、「2割」の負担をおしつけるものではないでしょうか。本市では、要介護・要支援の認定を受けている方103,247人のうち、13,174人、12.8%が対象になりました。国の制度とはいえ、何とか負担を軽くすることできないでしょうか。負担が2割になったのは、課税世帯であり、要介護状態にあるわけですから、今ある制度の中では、「障がい者控除」の対象者として申請することをすすめてはいかがでしょうか。

「障がい者控除の申請制度」は、所得税法上の措置であり、要介護認定者を「市町村長が身体障がい者等に準ずる」と認めれば、控除の対象となります。今、愛知県内の市町村では、障がい者控除認定書を、要介護度1以上に発行しているのは、39の市町村であり、7割以上となっています。課税世帯の負担軽減策ですが、負担が重くなった方へのせめてもの緩和策として、提案するものです。健康福祉局長にお尋ねいたします。「2割負担」になった方全員と、介護度の高い4・5の方には、自動的に障がい者控除認定書を送付することはできないでしょうか。

一律に認定書を送付するのは適切でない

【健康福祉局長】国の見解でも、税法上の「障害者控除」と介護保険の「要介護認定」の対象者は判断基準が異なっているため、要介護認定の結果のみをもって一律に障害者控除の対象者と判断することは困難としている。

また、認定調査時では把握できない事項を区役所の窓口で確認する必要もあるので、一律に「障

害者控除対象者認定書」を送付することは適切でない。

せめて、障害者控除の「申請書」を送れ（再質問）

【さいとう議員】所得税法施行令第10条では、「精神又は身体に障害のある65歳以上」で、「市町村長等の認定を受けているもの」とあります。ですから、県下の市町村はこのような措置をおこなっているもので、障がい者控除の認定は、市町村の判断でできるのではありませんか。

そこで、健康福祉局長に、再度質問いたします。一律に「認定書」を送付できないなら、せめて、障害者控除の「申請書」を送り、認定申請できることをお知らせしてはいかがでしょうか。

申請書の送付でかえって混乱しかねない

【健康福祉局長】提案された対象者に申請書を送付する場合約3万人に送付することになるが、中には障害者控除の認定基準に合致しない人も相当数あり、混乱をまねく可能性が大きく適切でない。認定書に有効期限はないので、いったん認定を受ければ、状態が変わらない限り翌年以降も確定申告に使える。

県下の市町村が自らの判断で行っている。市民の立場にたって交付を（意見）

【さいとう議員】高齢者を介護していらっしゃるご家庭は、区役所までなかなか足を運ぶことができまぜん。申請主義とはいえ、申請書が送付されてくれば、該当する方々にとってはたいへんありがたく、市民のみなさんの立場にたった施策の一つとして喜ばれるのではないでしょうか。県下の市町村が自らの判断で行っている立場に、本市としてもその立場に立っていただきたいと強く要望いたします。

今回は、介護保険制度の改正される点についてお尋ねしました。市でできることを求めながら、根本的には国の制度をかえていかなければならないと認識しています。しかし名古屋市としてもまだまだできることがあると申し上げておきます。

65歳以上の要支援・要介護者数（各年度末現在）

区分	25年度
要支援１	12,671
要支援２	16,908
要介護１	13,313
要介護２	18,355
要介護３	12,568
要介護４	10,241
要介護５	8,437
計	92,493

必要な人が特別養護老人ホームに入所できるように特例入所を

要介護度1・2でも特別養護老人ホームに入所できるように特例入所を

【さいとう議員】今年4月から「特別養護老人ホームの入所対象から原則要介護度1・2を外す」問題についてです。

今年4月1日時点で市内の特別養護老人ホームに入所している方のうち、6人に1人が要介護度1・2の方です。名古屋市は現在入所している要介護度1・2の方は「そのまま入所は可能」としました。在宅で生活が困難だから入所されているわけですから当然の対応だと思います。

では、現在入所を待機している方はどうか。待機者は今年4月1日時点で5,336人。そのうちの1,469人、なんと4人に1人が要介護度1・2で、現に入所申し込みされています。

要介護度1・2の高齢者の在宅生活はどうか。Bさん74才男性ですが、70才の妻と精神障害の息子さんの3人暮らし。要介護度2で、認知症生活自立度はⅡb。これは、日常生活に支障をきたすような認知症状が家庭内、家庭外でも見られますが、誰かが注意していれば自立という状態です。デイサービスとショートステイを利用していますが、妻も高齢でBさんの行動を常に見守るには限界があること、また毎回のデイサービスへの送り出しの際『行きたくない』と抵抗するBさんの対応に、疲労困憊で、特別養護老人ホームの入所を希望していました。

こうした本人の状態や介護状況、在宅での支援の限界などについてよく把握しているケアマネー

ジャーのすすめで、入所申し込みに行きましたが、施設からは、「要介護3以上でないと入所はできない」と断られました。

国は、要介護度1・2でも、特例的に入所できる要件を示しています。要介護度1・2の方でも、重度の認知症であったり、虐待などを受けていたり、家族や介護サービスに期待できないなどの場合は、特例入所の対象者とするものです。

保険料を払っているのに、改定により入所を希望しても入所できない制度では高齢者の尊厳を守ることはできません。現に待機者の4人に1人が申し込みしていることを考えれば、入所が必要な方が特別養護老人ホームに入所できるようにすべきです。

特例入所対象者かどうかを判断するのはどこでしょうか。名古屋市は、各特別養護老人ホームが判断するとしています。しかし、今回の改定で、報酬が大きく削減されたのが特別養護老人ホームです。すべてがそうだとはいいませんが、経営など考えれば客観的に入所の判断ができない場合もあるのではないでしょうか。

そこで、健康福祉局長にお聞きします。特例入所の対象者かどうかの判断は、各施設が判断するのではなく、本人の状態や介護状況、サービスの利用状況などを把握しているケアマネージャーやいきいき支援センター等もふくめた地域ケア会議などで判定をする仕組みにすること、その判定を持って持別養護老人ホームに入所申し込みをすることは、より高齢者の実態に即した仕組みではないかと考えますが、健康福祉局長の見解をお尋ねします。

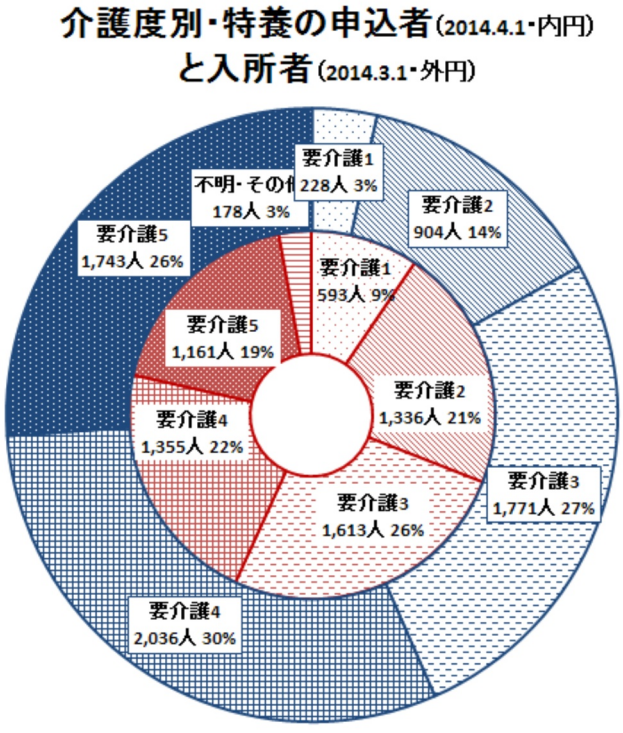

優先入所指針を策定し、公正・公平な運用を行っている

【健康福祉局長】国は、要介護1・2でも入所可能なやむを得ない考慮すべき事情として、「認知症や知的障害・精神障害等に伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動が頻繁に見られること」などの要件を示している。

本独自に「在宅生活が困難であり、他の介護サービスの利用も困難であることなどを総合的に勘案する」旨の規定を追加するとともに、入所申込みから決定に至るまでの手続き等を定めた優先入所指針を策定し、市内すべての施設にその詳細を説明するなどして、公正・公平な運用を行っていただいている。

各施設において、特例入所の対象に該当するかどうか判断がつかない場合には、本市に意見を求めることができる。

判定を行う合議体をつくり、その判定を持って施設に申し込む仕組みを（意見）

【さいとう議員】要介護度1・2の場合は入所の対象かどうかを、申込みの段階で判断する必要があるわけです。それも、多くの高齢者の場合、同時に数カ所からそれ以上、入所申し込みすることが多く、特例入所者かどうかの判断が、各施設で変わるようでは困るわけです。

厚生労働省老健局高齢者支援課に確認しましたが、例えば、私が提案したように、判定を行う合議体をつくり、その判定を持って施設に申し込む仕組みは否定するものではないとしています。その判定の上、最終的に施設が判断することはあってもいいわけです。

制度改正が始まって半年です。今後、こういった合議体での判断もできることも考え、見直し、

検討の機会をつくるべきだと申し上げておきます。

利用者2割負担導入による負担増、利用の制限の実態と影響の把握を

【さいとう議員】私は、今回、「改正」された介護保険制度の問題点のうち2つを取り上げましたが、負担増や、給付の制限という改正は、高齢者の介護を社会が支えるという理念が、さらに遠のくのではないか、実際、質問をつくるに当たり、多くのケアマネージャーや利用者家族からお話を聞き、今でも、お金と相談をしながらサービスを利用しており、家族による介護の限界を感じながら在宅生活を送る様子が語られました。

今回の制度改定によって、新たな利用者負担増、サービス利用の制限、などの実態と影響を、利用者、ケアマネージャー、事業者に対しアンケート調査するべきと考えますが、いかがでしょうか。

市民の皆様に周知、丁寧に説明してきた

【健康福祉局長】今回の制度改正は、利用者負担の変更を含め大変大きな改正でしたので、昨年度の早い段階から、いきいき支援センターや介護保険事業者にご協力をいただくとともに、各種広報媒体を活用して、市民の皆様に周知してきた。

また、これに加えまして多数のお問い合わせに対応できるよう、今年の4月から8月までコールセンターを設置し、より丁寧に説明してきた。

現在では、区役所等への問い合わせ件数も徐々に減少し、市民の皆様に制度改正の内容が一定、浸透してきたものと認識しております。

引き続き市民の皆様に丁寧に説明するとともに、いきいき支援センターやケアマネジャー等を通じて現場の声や状況を把握していきたい。

他の指定都市とも情報交換を行い、さらなる改善が必要な場合には、共同で、適切に国へ要望していきたい。

利用者の声をしっかり聴いて（意見）

【さいとう議員】健康福祉局長も、「今回の制度『改正』は、利用者負担の変更を含めたいへん大きな改正でございました」とおっしゃっておられます。

実態と影響の調査については、利用者の声にしっかり耳を傾けていただきますよう要望します。

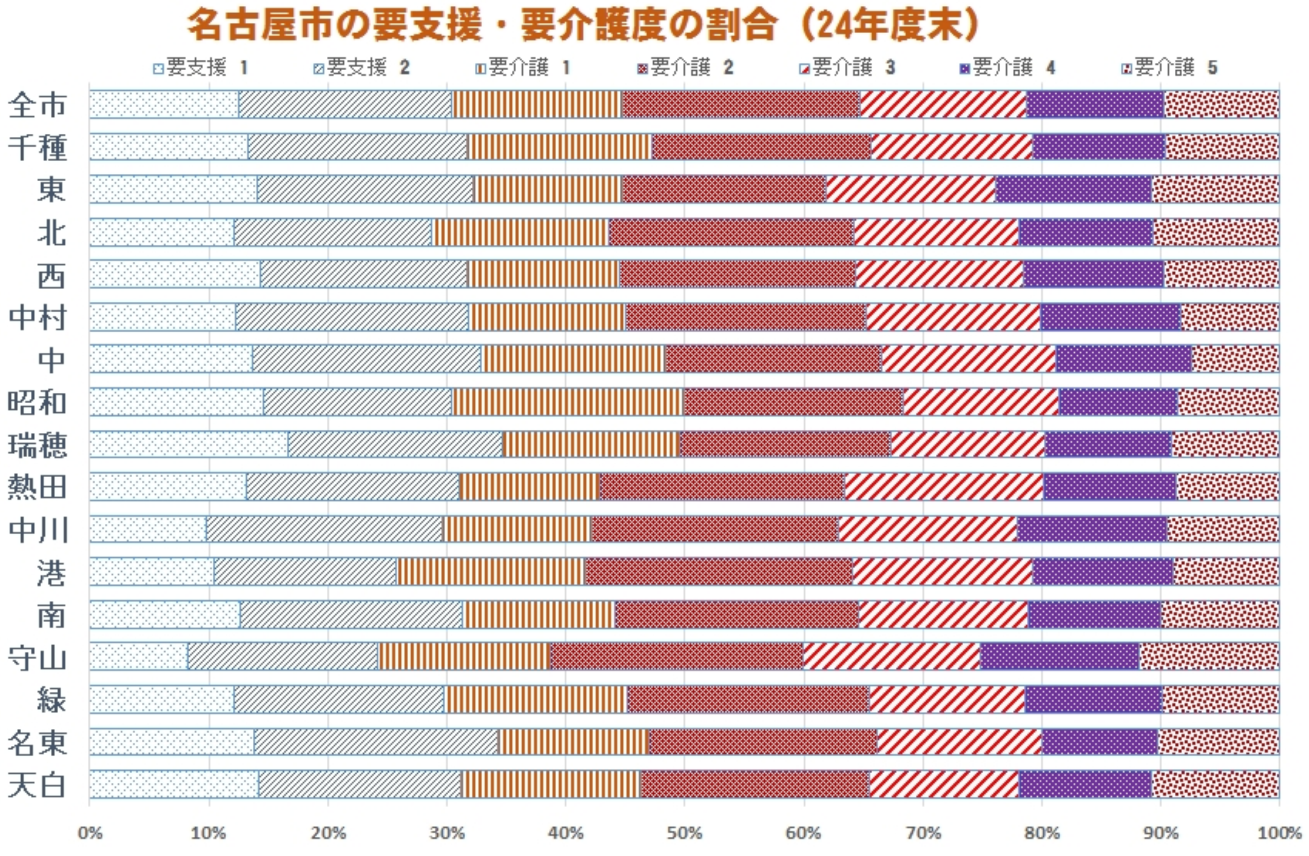

議案外質問（9月17日）

リニアを起爆剤とする名駅周辺開発計画の問題点と対案について

江上博之 議員

名古屋駅周辺再生に対する市長の認識を問う

リニア建設を中止し、市民の声を踏まえた「構想」にすべき

【江上議員】名古屋の玄関名古屋駅周辺の再生に対する市長の認識をお聞きします。

「東京品川までなぜ、40分で行かなければならないんだ」「名古屋の玄関を市民の声も聞かずに変えていいのか」「暮らしが厳しいとき、リニアでなく市民生活に税金を回せ」この声にこたえる名古屋市政が求められています。

ところが、市長は、開会日の議案提案説明で、リニア開業を控え、「世界三大都市の一つとして世界中から注目を集める魅力ある都市への変貌を遂げるまたとない転換期」というばかりで、市民の声にこたえる姿勢を示していません。市民にとって魅力ある名古屋とは何かを考えていきます。

市長は、リニアが来たらみんな東京へいってしまう。東京へのストロー現象で名古屋が衰退する。だから、魅力あるまちづくりだ、といって、名古屋市は、「名古屋駅周辺まちづくり構想」を昨年9月発表しました。確かに、名古屋駅について、「乗り換え経路が分かりにくいし段差が大変」「バリアフリーを充実してほしい」など市民の声はあります。しかし、そのことだけを理由にしているわけではない開発となっています。超高層ビルが駅前、特に駅東側に林立しています。ＪＲセントラルタワーズ245mに続き、ミッドランドスクエア247mをはじめ、現在工事中や計画中を含めると高さ100m以上の超高層ビルだけでも８棟になります。高さだけでなく、延べ床面積も大変な面積です。このような超高層ビルが建設可能になったのは、2002年に国が制定した法律に基づき、「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」が指定され、名古屋市が「都市再生特別地区」を決定すれば、「用途制限、容積率の最高限度・

2009年2月と2015年6月の名古屋駅。
財界が求めるイメージ（2013年6月　ナゴヤ・グランドビジョン策定の提言より）

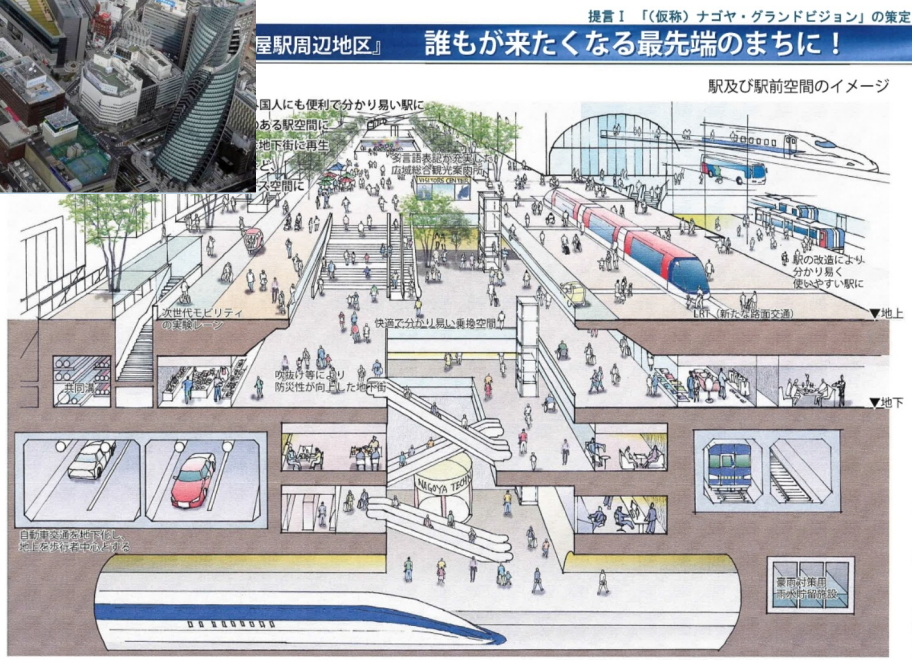

建築物の高さ制限等を緩和」することができるからです。民間事業者は、さらに、国によって、金融・税制の支援も受けることができます。超高層ビル建設だけでなく、笹島から南への地下通路の建設もすすめられようとしています。

東京へのストロー現象に対して、一方、名古屋市内や、愛知県下、東海地域などからみると名古屋駅への一極集中、名古屋駅のストロー現象の心配もあります。名古屋駅は、名古屋の玄関であるとともに、この地域の交通拠点であり、乗り換え駅でもあります。その駅に集中して他の市内、市外地域が衰退し、暮らしにくくなるようでは困ります。

ところが、名古屋市の構想は、駅東側だけでなく、駅西側も、「大規模な再開発がなされておらず、高度利用が十分に進んでいない状況」として、高層化が構想されています。

さらに今年7月、都市再生緊急整備地域を拡大して推進姿勢を強めました。この構想が、21世紀、人口減少社会、超高齢化社会、そして、少子化社会にふさわしいのか、地球温暖化、南海トラフ巨大地震に備えた名古屋のまちづくりと言えるでしょうか。

そこで市長にお聞きます。まず、リニア建設の中止を求め、じっくりと市民の声を聞き、21世紀にふさわしい、名古屋駅がこの地域で果たす役割を考えた「名古屋の構想」にするべきと考えますが市長の認識をお聞きします。

名古屋を「世界三大都市」にしたい。経済を引き上げて福祉をやる（河村市長）

【市長】今はおかげさんで名古屋は日本一だと思うんですけど、当たり前で都市の力があるわけではないんです。いつまでも続くわけでじゃないんです。だから不断にやっぱり努力して、都市の経済力をつけるように、不断に努力せないかん。
リニアは、課題はありますよ。地震が起きたらどうなるとか、電力をようけ使うがどうかとかですね、そういうのは克服しとってもらわなければいかん。

今、この名古屋の地位を世界の三大都市と言われるぐらいまで引き上げることが、まわりの方、ひいては日本中の経済力を上げることになります。それと同時に、福祉もどこにも負けんような福祉をやっていこうということでして、経済の力を落とした場合に福祉がどれだけ苦しむことになるのか、ということをようお考えいただけないかなあと思いました。

駅整備・まちづくりについて聞いている。ちゃんと答えなさい（意見）

【江上議員】私は、未来社会は別といたしまして、今現時点において、多様な視点から名古屋駅なり、名古屋のまちづくりを考える必要があると、そういう視点で質問しておりますので、そういう姿勢でお答え願いたいと思います。

地球規模での温暖化対策について

温暖化対策の観点からモノを言うべき

【江上議員】次に、開発計画の問題点と対策について質問します。

1点めは、地球規模での温暖化対策に対応しているかどうかについてです。

名古屋市は1990年比で2020年までに25％のCO_2削減に取り組んでいますが、CO_2排出量の実際の地域の状況を示す数値では、2012年時点で、10.2％の削減でしかありません。削減どころか増加しているのが、「オフィス・店舗部門」の部分で、1990年度比37.4％もの増加です。経済活動を活性化することは必要ですが、地球全体のとりくみを無視した活動はあってはなりません。

そこで環境局長に質問します。「オフィス・店舗部門」の排出量を目標実現するためには、超高層ビル建設など現在の名古屋駅周辺の構想について、モノを言う必要があります。地域冷暖房を普及しても、超高層ビルの建設ラッシュで、ヒートアイランド現象、床面積の増加で、CO_2排出量全体は増加するばかりです。名古屋市の構想に対して今まで、この視点から問題提起してきたのか、これからどのような対応を行っていくのかお答えください。

環境への配慮を働きかけたい（環境局長）

【環境局長】本市のオフィス・店舗部門における温室効果ガス排出量は、基準年の1990年と比べて増加している。リニア中央新幹線の開業を見据えた名古屋駅周辺のまちづくりにおいても、経済活動の活性化に伴い、温室効果ガスや人工排熱の増加が想定される。

環境局としては、「名古屋駅周辺まちづくり構想」の策定にあたり、本市の「リニア中央新幹線関連まちづくり推進本部」において、持続可能な都市にふさわしい環境負荷の低いまちが形成されるような観点から意見を述べてきた。構想では、「環境負荷への低減」として環境性能の高い建築物の整備やエネルギーの面的利用の推進など、ヒートアイランドの緩和にも資する取り組みが掲げられており、この方針に基づき進められると考える。今後も、環境への配慮がなされるよう働きかけたい。

高層ビル建設にモノを言わなければ、CO_2削減目標は実現できない

【江上議員】2020年の目標である25％削減の実現を求めます。そのためには、今増加しております、「オフィス・店舗部門」の削減に取り組まないわけにはまいりません。超高層ビルを含む高層ビル建設にモノを言わないと実現責任が持てないのではないかと思います。ご決意をお聞きします。

現行制度の運用を通じて削減をすすめる（局長）

【環境局長】エネルギー使用量の多い大規模事業者に対し、地球温暖化対策計画書の届出などを義務付けることで、温室効果ガスの削減に取り組んでいる。新たに名古屋駅周辺に建設される大規模建築物もこの計画書の対象になると想定され、制度の運用を通じ温室効果ガスの排出削減を促進したい。

なお、「低炭素都市なごや戦略実行計画」策定時から、国の取り組み状況にさまざまな変化が生じており、本市の目標自体の検証も課題と認識している。

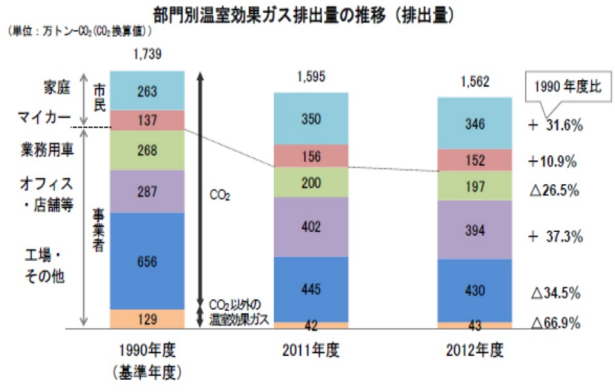

目標実現に全力を

【江上議員】名古屋市としての目標、その実現に全力を尽くしてください。

南海トラフ巨大地震など災害に備えた対応とまちづくりについて

高層ビル建設は帰宅困難者をさらに増やし、長周期震動ももたらす

【江上議員】2点目は、南海トラフ巨大地震など災害に備えた対応についてです。

名古屋駅周辺地区において、南海トラフ巨大地震を想定した帰宅困難者が、3万4千人で、今のところ4千人分の施設対応しかできていないということです。これから、駅東側だけでなく、駅西側も高層ビル化を計画すれば、オフィスが増え、帰宅困難者はさらに増え、対応が求められます。帰宅困難者全員の確保ができる施設をつくってこそ新たなオフィスビルの建設があると考えます。

また、超高層ビルは、長周期地震動と言われる周期の長いゆっくりとした大きな揺れに共振してより大きな揺れが長時間続くことが心配されます。建物は維持できても、その中にいる人間や設備が、1mとも2mとも飛ばされるような建物は建設すべきでしょうか。超高層ビルを含む高層ビル建設について、この点から見直しが必要と考えます。

名古屋駅周辺まちづくりのあり方について、もっと人命を守る観点から意見を述べ、安全確保をすべきと考えます。

そこで、防災危機管理局長に質問します。

名古屋駅周辺地区における高層ビルの建設は、南海トラフ巨大地震がおきた場合、防災の観点から、様々な問題があると考えますが、これについてどのようにとらえているのか。また、どのように対応していくつもりかお聞きします。

（現行の）「構想」に基づき、防災対策を推進する（局長）

【防災危機管理局長】「リニア中央新幹線関連まちづくり推進本部」に本市の防災部局として参加し、防災の観点からも検討してきた。
防災危機管理局としては、事業継続を可能とする高い防災性能を備えた建築物の整備、帰宅困難者が一時期間留まることのできる施設の確保や、防災性向上のための地下街の改善など、南海トラフ巨大地震などの災害に備えた防災対策を関係局・関係機関と十分に連携し、推進を図っていきたい。

地震などの専門家の声を「構想」に反映させるべき

【江上議員】まちの活性化といっても、地球温暖化対策、地震対策をはじめ災害に対応し安全なまちづくりが必要です。ところが、「名古屋駅周辺まちづくり構想」を策定するにあたっての懇談会には、有識者として、地震などの専門家が入っていません。なぜ、いないのか、これからの事業でこの分野の声をどうするおつもりか、お聞きします。

専門家の意見を聞いて進めたい（局長）

【住宅都市局長】都市防災の有識者のご意見をお聞きしつつ進めているところで、大規模地震発生時の帰宅困難者対策をはじめとする防災性の向上に向けた取り組みの推進にあたっても、専門家のご意見を踏まえながら進めている。

今後とも、専門家の意見を聞きしながら、ビジネス拠点・交流拠点にふさわしい防災性の高いまちづくりを進める。

気象庁のパンフレットより

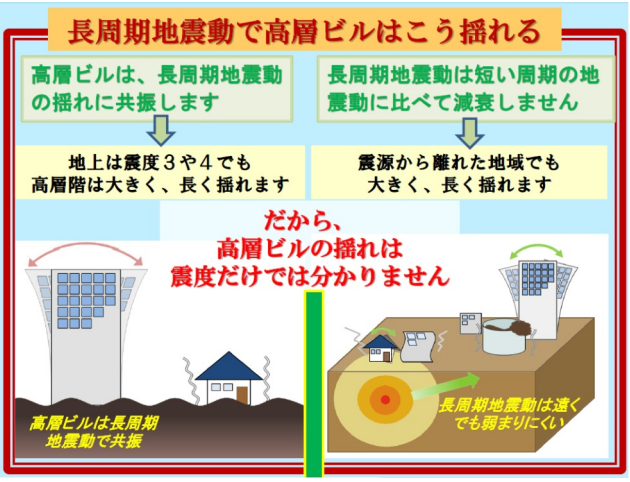

公共交通を生かしたにぎわいづくりについて

自動車流入を止め、人や自転車が憩える空間づくりこそ必要

【江上議員】3点目に、公共交通を生かしたにぎわいづくりについてです。

人がにぎわう姿は、ビルの中や、地下街であっても実感がわきません。地上で人がいることが大切ではないでしょうか。公共交通を充実し、自動車でなく、地球環境にやさしい自転車や人が憩える地上の場所づくりが大切です。特に、駅東側でも、地下空間でなく地上でどう人が憩えるのか。その観点から、自動車流入を止め、車道を削減し、人や自転車が憩える空間づくりこそ必要と考えます。

そこで、住宅都市局長にお聞きします。市として「なごや交通まちづくりプラン」をお持ちですが、以上のような要素も含めた推進が必要と考えますが、お考えをお聞きします。

歩行者・自転車に使いやすい道路空間を実現したい（局長）

【住宅都市局長】名古屋にリニアが開業する時代は、高齢化が進展する一方、内外から多くの来訪者がリニアに乗って訪問することになります。このような時代の自動車に頼りすぎない都心づくり、歩いて楽しい空間形成を目指して、百メートル道路に代表される名古屋の広い道路空間を再編し、まちの活性化やにぎわい創出につながる質の高い道路空間の形成を図っていくため、「なごや交通まちづくりプラン」を昨年９月に策定しました。

その具体化にあたっては、必要となる交通処理機能を確保しつつ、歩行者・自転車にとって使いやすい道路空間が実現するよう施策を推進してまいります。

高速道路と駅のアクセス検討は中止を

【江上議員】「交通まちづくりプラン」の回答では、「自動車に頼りすぎない都心づくり、歩いて楽しい空間形成を目指す」としております。一方、「名古屋駅周辺まちづくり構想」においては、「広域道路ネットワークへのアクセス改善を推進

する」として、名古屋高速道路の三方面から名古屋駅へのアクセスを検討していると議会でも回答されております。

矛盾している回答でありますし、私は、自動車流入を止めることこそ21世紀の駅前まちづくりであり、都市高速道路からのアクセスは検討を中止すべきと考えます。住宅都市局長の考えをお聞きします。

利便性を確保する（局長）

【住宅都市局長】名古屋駅と名古屋高速道路とのアクセス性の向上とは、名古屋駅周辺の交通の迂回・分散を図りながら、平面道路の混雑を緩和し、駅への送迎など、必要な車の利便性を確保するものでございます。「交通まちづくりプラン」がめざす、道・まちづくりを実現するための都心部幹線道路の機能の整理につながるものであり、矛盾するものではないと考えております。

21世紀を見据えたまちづくりを

【江上議員】21世紀を見据えたまちづくりが必要だと改めて申し上げておきます。

名古屋駅のあり方、駅西側再生のあり方について

市民・利用者の視点で事業の見直しを

【江上議員】4点目に、名古屋駅のあり方、駅西側再生のあり方についてです。

名古屋駅は、何より、沿線居住者や沿線への通勤通学をはじめとする当該地域の人々の日常的な利用がしやすいようにする。ビジネス客、観光客第一ではないはずです。

駅西側の商店街は、大型店舗規制をなくしたことによる大型ショッピングセンターの建設や自家用車依存の高まり、そして、駅東側の駅ビル群や駅ナカの店舗に客を奪われて、人通りが少なくなっているのではないでしょうか。駅西地域は、現在の計画は、高度化の計画による再開発で、オフィス・店舗等を増やす計画になっています。そうではなく、昔ながらの居住地であり、これからも都心に住み続けられる条件をいかにつくるかが問われています。

そこで、住宅都市局長に質問します。駅のあり

名古屋市における取組み状況〈平成27年度予算〉

2015年3月17日　名古屋駅周辺まちづくり推進懇談会（第1回）の資料より

名古屋駅周辺での主な取り組み

○リニア中央新幹線開業を見据えた
まちづくりの推進
１１５，０００千円

平成26年度に策定した「名古屋駅周辺まちづくり構想」に基づき、「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」を実現するために、名古屋駅周辺まちづくりの推進及び駅ターミナル機能強化に向けた検討を行う。

〔事業内容〕
1 名古屋駅周辺まちづくりの推進
２５，０００千円
・リニア駅周辺の面的整備の検討　［A］
・名古屋駅周辺まちづくり推進懇談会の開催

2 名古屋駅ターミナル機能の強化
９０，０００千円
・わかりやすい乗換空間の検討　［B］
・駅前広場周辺再整備の検討　［C］
・高速道路とのアクセス性向上の検討　［D］
・ゆとりある地下歩行者空間の検討　［E］　等

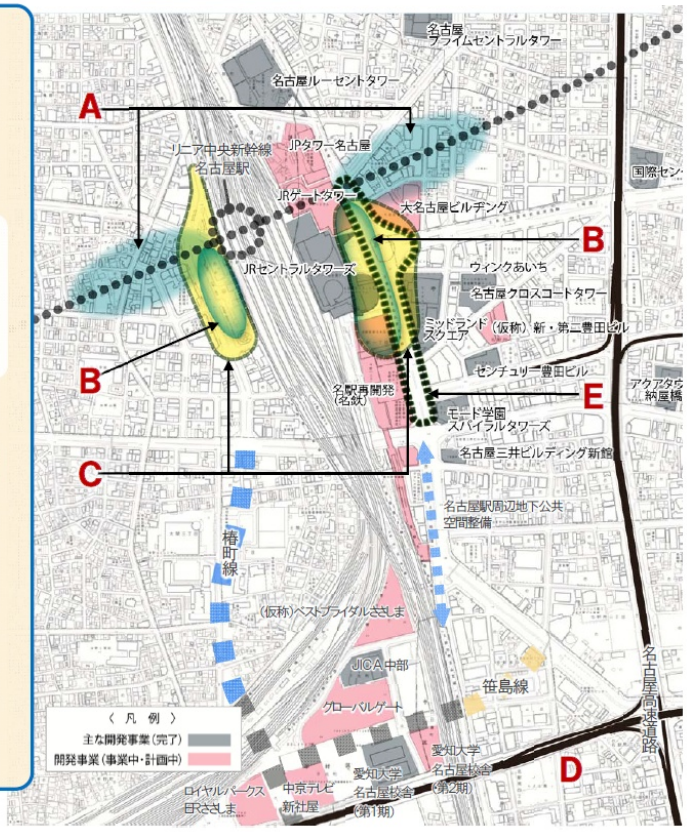

方、駅西側の再生にあたっては、このような点を踏まえ、市民、利用者の声を聞きながら、じっくり駅のあり方、駅周辺のあり方を考えることが、名古屋市民の誇り、名古屋駅完成後の市民の愛着を高めることから見ても必要と考えます。その視点からの事業の見直しが必要とお感じになりませんか。お聞きします。

「構想」は市民・利用者の声を聞いて策定した（局長）

【住宅都市局長】「名古屋駅周辺まちづくり構想」の策定にあたっては、名古屋駅周辺を利用する来街者・事業者・居住者を対象にしたアンケート調査やパブリックコメントを実施するなど、市民や利用者の声をお聞きしながら進めてまいりました。

引き続き、皆様のご意見も伺いながら、駅周辺にある多彩な地域資源を活かした地域まちづくりの推進などの構想の実現に向けて取り組んでまいります。

計画公表前のアンケートでは、市民の意見を聞いたことにはならない

【江上議員】まちづくり構想の冊子には、市民アンケートを行ったと書かれています。その時期は、駅利用者（2012年10月から11月）、事業者（2013年1月から2月）、居住者（2013年2月）は、これは2年前の2013年2月ごろまでであります。ところが、ＪＲ東海が、名古屋駅の位置を示したのはそのあとの、2013年9月の環境影響評価準備書の説明会。都市計画図に駅平面図を示したのが、昨年10月の事業説明会ではないでしょうか。

駅の計画図もわからないままにアンケートをしても、市民の声「お聞きしながら進めてきた」と言えるでしょうか。声を聞く以上、駅に関連する情報をきちっと市民の皆さんにお伝えする、説明会を開く、疑問に答える、こういう場こそ必要です。こうやってこそ「市民の声」を聞いた、と言えるのではないですか。

（事業説明会が行われた）昨年１０月以降、一部地域だけでなく全市的な名古屋駅の問題です―、駅周辺の方々について、パブリックコメントでなく、アンケートで聞いたことあるのでしょうか。また、今後の計画はいかがでしょうか。住宅都市局長にお聞きします。

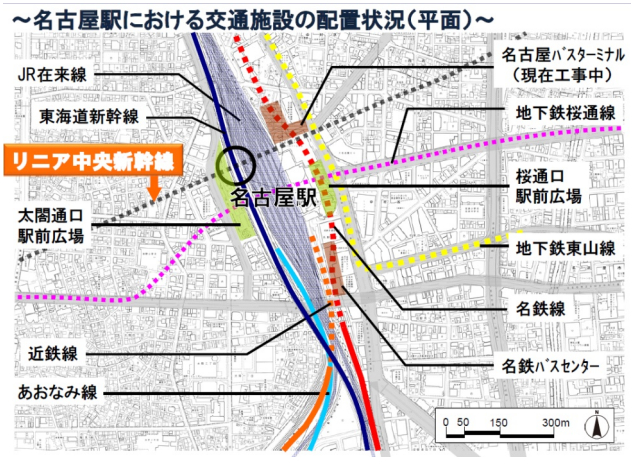

今後広く意見を聞いて詰める（局長）

【住宅都市局長】昨年９月に「名古屋駅周辺まちづくり構想」が策定されましたが、その策定にあたり、アンケートやパブリックコメントなど、市民の皆様のご意見を頂戴しております。それ以降現在は各プロジェクトの調整会議を行っておりますが、今後、「まちづくり構想」の実現にあたり、広く市民の皆様のご意見を伺いながら、詰めてまいりたいと考えております。

市民の不安を解消することこそ必要

【江上議員】市民の声を聞くということに十分気を付けていただきたいと思います。

リニアにかかわる市民の不安、リニアが地下を通る方、名古屋駅建設の不安について、ＪＲ東海や国に内容を伝え、問題を質すのが名古屋市の第一の仕事と考えます。工事のために必要な大深度地下法に基づく国の認可は、まだ、ＪＲ東海に出されておりません。市民の不安を解消することが今こそ必要です。また、名古屋駅、およびその周辺開発についての不安を受け止める姿勢が名古屋市に必要です。

市民は、ＪＲ東海の説明に不満を持っております。市民の納得、理解を得て、市民全体が住み続けられるこれからの名古屋にふさわしい名古屋駅周辺まちづくりになることを引き続き求めていくことを述べ、質問を終わります。

各常任委員会の概要(補正予算案等の質疑)

2015年9月議会　補正予算等の委員会日程の予定（決算は10月2日から）

月日	曜	開会時間	総務環境	財政福祉	教育子ども	土木交通	経済水道	都市消防
9月18日	金	10時 (3分演説)	１人		２人	１人	１人	
		10時 5分 ～30分	10時05分　調査 (大気環境改善)	10時30分 質疑(財政)	10時10分 質疑(子ども)	10時05分 質疑(土木)	10時30分 質疑(経済)	10時30分 質疑(住都)
9月24日	木	10時30分		質疑(健福)	総括質疑(子ども)	質疑（交通）	質疑（水道）	質疑（消防）
9月25日	金	10時30分		総括質疑(財政)		総括質疑(土木)	総括質疑(経済)	総括質疑(住都)
9月28日	月	10時30分		総括質疑(健福)		総括質疑（交通）	総括質疑（水道）	総括質疑（消防）
9月29日	火	10時30分		意思決定 調査（工事契約）	意思決定	意思決定	意思決定	意思決定

一般会計補正予算の概要（単位：千円）

事項	金額	財源	説明
名古屋城整備検討調査	35,000	一般財源 35,000	天守閣の木造復元に向け、技術提案・交渉方式を採用し手続きを進め、名古屋城の魅力向上策の検討調査を実施
金シャチ横丁構想の推進	3,000	一般財源 3,000	金シャチ横丁（第1期）の整備・運営を行う事業者の公募及び集客力向上策の検討調査
計	38,000	一般財源 38,000	

債務負担行為	事項	期間（年度）	限度額（千円）	説明
	第３児童相談所建設の設計	28	23,000	緑区への第３児童相談所建設の設計で、設計が2カ年にわたるため

現行の名古屋城天守閣を再建した時のスケジュール

年度	内容
1945	天守閣焼失
1955	県・市・商工会議所及び学識経験者などで構成される「名古屋城再建準備委員会」の設置
1956	天守画再建にかかる調査及び計画に着手
1957	県・市・商工会議所・市会議員・市民団体及び学識組険者などで構成される「名古屋城再建委員会」の設置
	県・市・商工会議所・企業及び県下市町村長などで構成される「名城再建後援会」を設置し、名古屋城再建募金の募集開始
	再建工事に着手
1959	再建工事の完了
	名古屋城再建募金の募集終了

現行の名古屋城天守閣の再建時の財源内訳　（単位：千円）

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金	県支出金	寄附金	税等
昭和32年度	271,560	－	50,000	40,000	181,560
昭和33年度	196,297	1,000	50,000	80,000	65,297
昭和34年度	175,273	－	－	83,727	91,546
計	643,130	1,000	100,000	203,727	338,403

注　税等には、収益事業費繰入（宝くじ・競輪）を含む

名古屋城天守閣整備に関する調査（千円）

年度	区分	委託先	決算額
24	天守閣木造復元概算経費・工期算出調査	㈲建築文化研究所	893
	・概算経費・工期		
	天守台測量調査	㈱パスコ	2,580
	・水準、基準点測量の実施		
	・図面の作成		
25	名古屋城整備課題調査	㈱地域計画建築研究所	2,037
	・博物館機能の調査		
	・工事期間中の入場者数への影響調査		
	・木造復元にかかる廃棄物の調査		
26	名古屋城整備検討調査	㈱大建設計名古屋事務所	14,267 (見込)
	・文化財・展示物等移転方針の検討		
	・既存建築物取り扱い方針の検討		
	・石垣保存方針の検討		
	・建築方針の検討		
	・施設のあり方方針の検討		

本丸御殿の復元経緯

区分	内容
昭和20年度	本丸御殿焼失
平成4年度	障壁画復元模写開始
平成10年度	市・地元経済団体及び学識経験者などで構成される「名古屋城本丸御殿復元課題検討委員会」の設置
平成13年度	「名古屋城本丸御殿復元課題検討委員会」において、基金設置を検討
平成14年度	名古屋城本丸御殿積立基金を設置し、寄附募集を開始
平成18年度	地元経済団体及学識経験者などで構成される「名古屋城本丸御殿復元推進委員会」が設立され、寄附募集等を推進
平成20年度	復元工事に着手
平成29年度	復元工事の完了予定

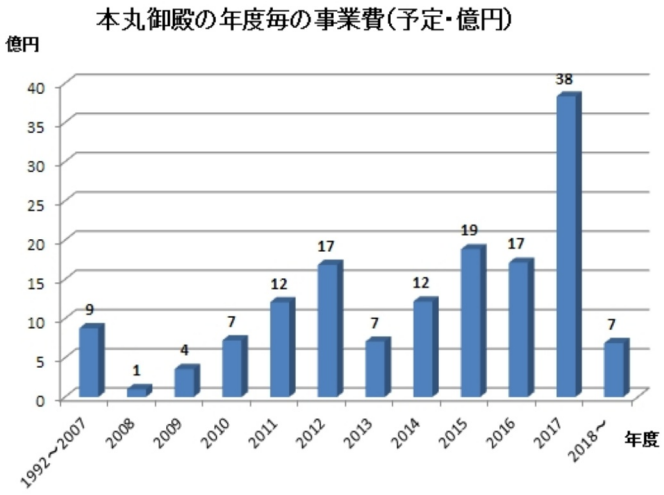

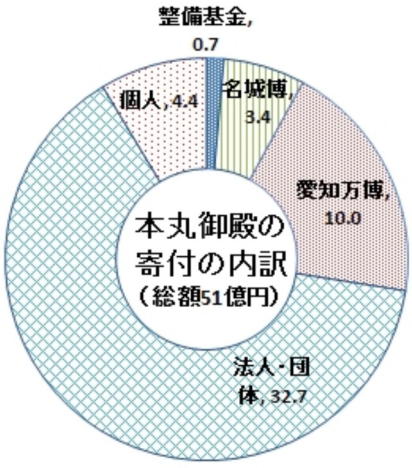

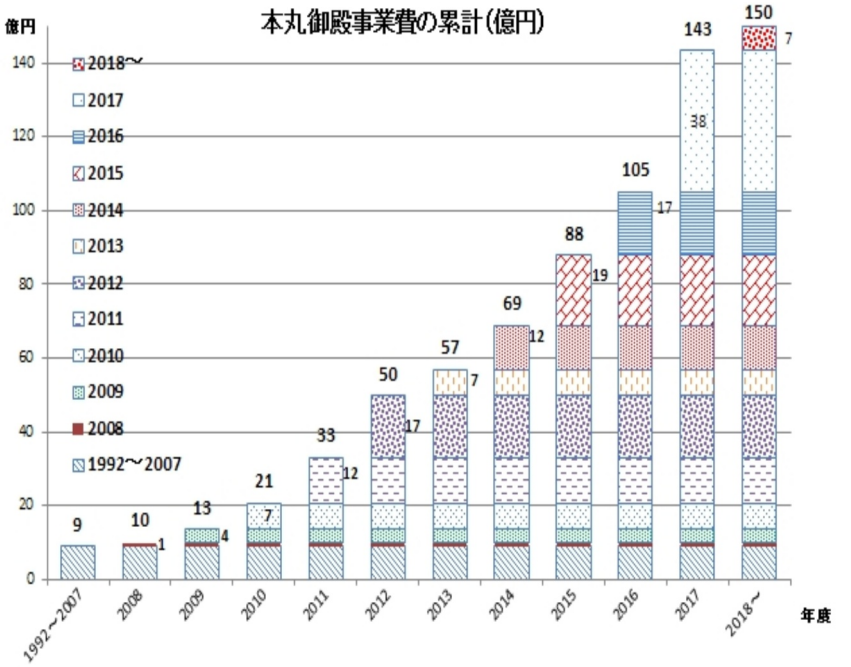

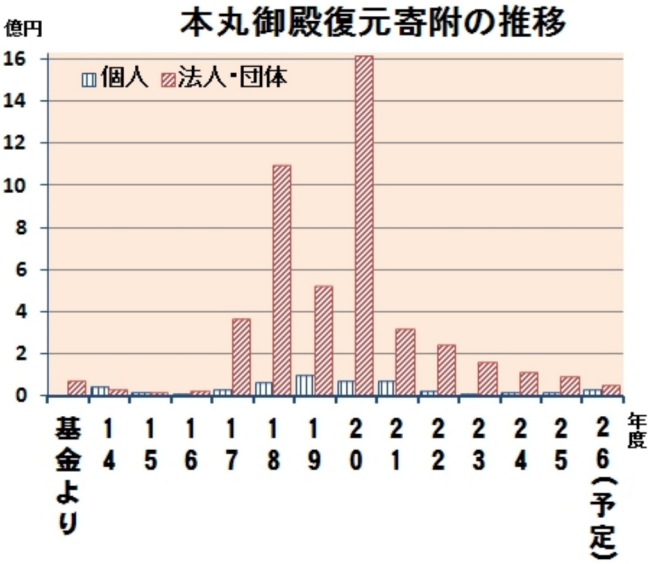

本丸御殿の入り口と障壁画

概算経費及び経済波及効果

区分	木造復元	耐震改修（注2）	復元的整備
概算経費	約270～400億円	約29億円（注3）	約108億円
建設工事による経済波及効果	約530～780億円	約60億円（注4）	約210億円
入場者数の増加による経済波及効果	約100億円（約165万人）（注1）	－	約20億円（約31万人）

※経済波及効果の算出方法
・建設工事による経済波及効果は、総務省が平成23年度産業連関表のデータから作成した経済波及効果の簡易計算ツールを用いて算出。
・入場者数の増加による経済波及効果は、「名古屋市観光客・宿泊客動向調査（平成25年度）」及び簡易計算ツールを用いて単年度ベースで算出。

注1　木造復元による入場者数の増加は、名古屋城本丸御殿に関する調査を参考として算出
注2　復元的整備とは、木造によるできうる限り史実に忠実な復元ではなく、外観を復元しつつ、屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更して、建築物その他の工作物を遺跡の直上に再現する行為
注3　復元的整備には多様なものがあるため、仮に鉄骨鉄筋コンクリート造による現天守閣相当のものと想定し算出
注3　入場者数の増加は、平成2年の名古屋城天守閣の改修工事前後の入場者数を参考として算出
注4　文化庁の見解によれば「天守の再建については、整備主体である地元の自治体がどのような内容の整備を行うか考えることが第一」「その上で、天守を復元する場合は、原則として材料等は同時代のものを踏襲する必要があるが、それ以外の可能性を排除するものではない」「名古屋城天守閣については、往事の資料が十分そろっていることを踏まえると、いわゆる復元検討委員会において木造によるできうる限り史実に忠実な復元をすべきとの意見が出される可能性が極めて高いと考えられる」とされている

江戸城天守閣を再建する場合の事業費等

・事業費	約350億円
・経済波及効果	初年度で約1,000億円
・雇用創出効果	約8,000人

＊認定NPO法人江戸城天守を再建する会「平成25年度事業報告書」

技術提案・交渉方式

採用した理由	・劣化した石垣や既存ケーソン基礎の取扱いなど様々な課題があり、仕様の確定が困難※。 ・特別史跡内に大規模木造建築物を復元する工事であるため、最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しい。	
メリット	・これまでにない厳しい条件下で、高度な技術が必要とされる工事の施工が可能。 ・施工業者がノウハウを活かして設計を行うことから、効率的な施工が可能となり、工期の短縮に繋がる。	
デメリット	・提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰な品質で高価格な提案となる恐れがある。 ・施工業者が実施する設計に対し、的確な判断や指示を行う能力が発注者に必要。	
	※仕様設定が困難な主な事項	・バリアフリーへの対応 ・大径木等の調達 ・既存ケーソンなど基礎構造の取扱い ・史跡保護を踏まえた工事仮設計画

提案募集の内容案

区分	内容
工事内容	・現天守閣解体工事 ・本体工事 ・石垣工事
提案内容	・業務実施方針 ・概算事業費 ・木材の調達 ・工程計画 ・構造計画 ・仮設計画 ・バリアフリー化 ・復元過程の公開方法 ・現天守閣の記憶を後世に伝える方策など
設定条件	・2020年7月までに天守閣を竣工すること ・原則として国産材を使用すること（調達困難な場合は代替案を提示） ・石垣などの遺構を傷つけないこと ・来場者の安全を確保すること　など

補正予算に対する反対討論（9月30日）

市民の暮らしを犠牲にし、東京オリンピックまでに竣工という無謀な天守閣木造復元は急いでやることではない　西山あさみ 議員

名古屋市一般会計補正予算（案）について

【西山議員】日本共産党名古屋市議団を代表して、一般会計補正予算について反対の立場から討論を行います。

天守閣木造復元を今、やることか

反対する理由は、名古屋城整備検討調査と銘打って、名古屋城天守閣の木造復元に本格的に踏み出す予算が計上されているからです。

その問題点は４つ。

市民の意見も聞かずに方向転換

第１は市民の意見を聞かず、市民合意のない中で木造復元へと舵をきったことです。

当局は7月１日の経済水道委員会で、「木造復元を目指す」という方針を撤回し、複数の「選択肢を示しながら、市民の意見を聞き、調査結果などを丁寧に説明する」という方針を示しました。

ところが、市民の意見を聞くこともなく、木造復元に向けた技術提案交渉方式による契約手続きを開始するというのは、市民そっちのけと言わざるを得ません。

昨年２月に実施されたネットモニターアンケートでは「耐震改修」が７割を超えたように、木造復元についての市民合意はありません。

市民アンケートを行うというのなら、補正予算を提出する前に実施すべきです。

2020年竣工という無謀な計画

第２は２０２０年７月のオリンピックまでに竣工という無謀な方針となっていることです。

当局は委員会で、事業者募集の条件として２０２０年７月までの竣工を明示しました。

市の調査では、天守閣本体だけでも、解体に３年、復元工事に６年、合わせて９年。

しかも、御殿の工事と重複しないよう「本丸御殿完成後に木造復元に着工するのが望ましい」という結果が出ています。

こうした調査結果を棚上げにする工期の設定は

平成24年度名古屋城天守閣木造復元概算経費・工期算出調査による工期

区分	工期
解体工事	約3年
石垣工事	約9年
復元工事	約6年
全　体	約18年

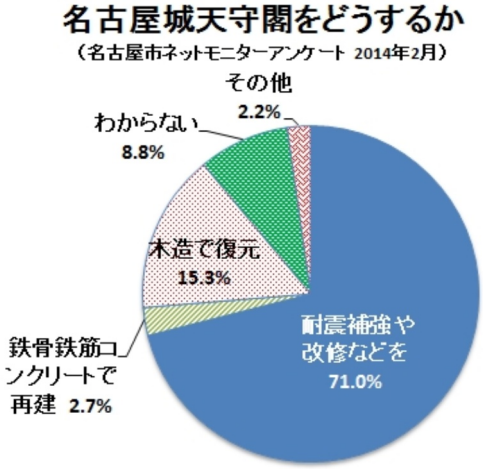

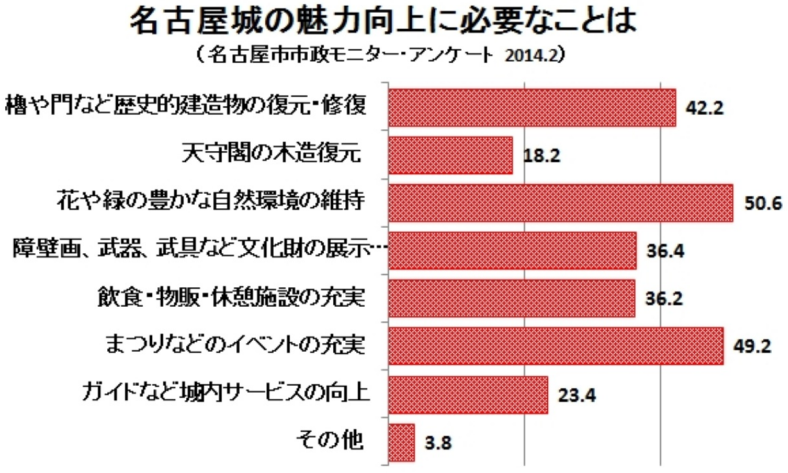

他城郭の比較（市長による調査結果）

整備前後の入場者数等

区分		熊本城	姫路城	掛川城	大洲城
整備内容		本丸御殿一帯整備	大天守保存修理等	天守復元	天守復元
事業費（千円）		5,379,900	3,692,475	2,218,060	1,594,276
入場者数（人）	着工前	790,853	1,195,004	7,944	
	竣工後	2,219,517（2.8倍）	2,000,000（1.7倍）	494,170（62.2倍）	85,952
	26年度	1,631,690（2.1倍）		117,374（14.8倍）	27,162
入場料収入（千円）	着工前	293,892	580,075	1,116	
	竣工後	854,614（2.9倍）	2,563,016（4.4倍）	129,785（116.3倍）	24,138
	26年度	662,825（2.3倍）		39,063（35.0倍）	11,716
売店等収益（千円）	着工前	88,679	97,470		
	竣工後	346,318（3.9倍）	200,000（2.1倍）		1,896
	26年度	290,225（3.3倍）		6,500	1,791

注1（　）書きは着工前と比較した伸び率
2　姫路城は平成27年3月27日から公開のため、「竣工後」及び「26年度」欄は平成27年度の予想値
3　掛川城の売店は平成25年までは未設置

他都市の城郭復元の財源（億円・%）

（2015年9月議会委員会資料）

財源内訳（億円）	熊本城本丸御殿一帯整備		姫路城大天守保存修理等		掛川城天守復元		大洲城天守復元	
財源	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
寄附金	10.2	19.0	4.2	11.4	5.0	22.5	4.4	28.0
補助金	15.6	29.1	17.9	48.6	0.5	2.3	0.1	0.6
地方債	17.9	33.4	1.3	3.6	12.1	54.6	8.6	53.9
一般財源等	9.9	18.5	13.4	36.4	4.5	20.6	2.8	17.5
計	53.8	100	36.9	100	22.1	100	15.9	100

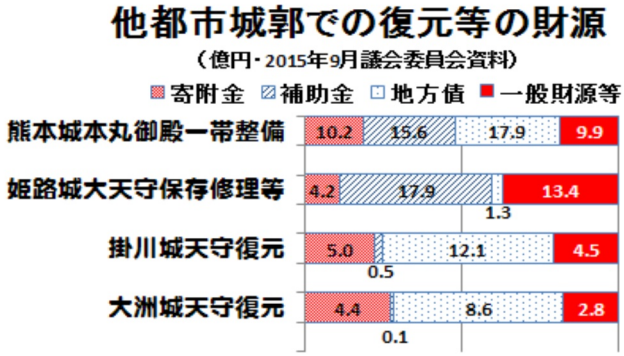

名古屋城天守閣　木造再建の想定スケジュール

区分	内容	
2015年11月	技術提案の募集　※	**文化庁・国土交通省へ相談**
2015年12月～2016年3月	タウンミーティング等	
2016年3月	技術提案の審査・評価※ 優秀提案の選定 （工期・工程・概算事業費等）	
2016年4月～2020年7月	概算事業費の財源想定について市民・議会へ報告 市民アンケート 議案の提出（設計費予算） 基本協定締結・設計業務委託契約 設計の実施 **価格等の交渉　※** 工事費の財源内訳について市民・議会へ報告 議案の提出（工事費予算） 議案の提出（工事契約） 工事請負の契約 工事着手 天守閣竣工	**文化庁・国土交通省との協議開始** 文化庁 復元検討委員会 国交省 交付金要望 ・文化庁へ現状変更許可申請 ・国交省交付金交付申請 ・文化庁から現状変更許可 ・国交省交付金交付決定

注1　石垣工事は継続して実施
2　※において、学識経験者の意見聴取を実施
3　国交省交付金は、国土交通省の社会資本整備総合交付金をいう

資材や人件費の高騰をまねき、事業費が跳ね上がることはあきらかです。

財源もあいまいで、市民の暮らしを犠牲にする事業

第３は概算事業費も明らかにせず、財源のめどがたたぬままでの強行は市民の暮らしに犠牲を強いる恐れがあることです。

木造復元といっても木材や仕様により２７０億円～４００億円と大きな幅があります。概算事業費も示さず事業者まかせにするのはあまりにも無責任です。

国からの補助金確保のメドも立ってお

らず、市の財政見通しも厳しいもとで、巨額の市費を投入すれば市民の暮らしに大きな犠牲を強いることになりかねません。

名古屋城全体整備計画が先だ

第４は、「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」では、天守閣については耐震改修を進める方針であるにも関わらず、木造復元に方針を転換することは、この「全体整備計画」との整合性がとれないことです。

問題だらけの事業を急ぐな

以上の点から、天守閣の木造復元には大きな問題があり、いま急ぐべきではない！！と申し上げて討論を終わります。

主な議案に対する会派別態度（10月1日）

1　当局当初提案　15件（補正予算：1件　条例案：6件、一般案件：9件）

議案名	各会派の態度						結果	備考
	共	自	民	公	減	維		
2015年度名古屋市一般会計補正予算（第1号）（原案）	●	○	○	○	○	○	可決	補正額3800万円。名古屋城整備検討調査　3500万円、金シャチ横丁構想の推進　300万円。債務負担行為（緑区内への第3児童相談所設置）　1件
〃　附帯決議	●	◎	◎	◎	○	○	可決	財源フレームを明確にし、提案選定後の工期や概算事業費等が明らかになったら、アンケートを行って議会に知らせよ
名古屋市有料自転車駐車場条例の制定	○	○	○	○	○	○	可決	有料自転車駐車場を公の施設とし、あわせて利用料金制を採用した指定管理者制を導入する。平成28年10月1日施行
名古屋市空家等対策の推進に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	可決	空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う規定の整備。用語に関する規定を整備。調査、特定空家等に対する措置に関する規定を整備。名古屋市空家等対策審議会条例について引用条文を改正等。平成27年11月1日施行。
名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会条例の制定	●	○	○	○	○	○	可決	下水道事業管理者の附属機関として、名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会を設置する。
名古屋市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	可決	水防法の一部改正に伴う規定の整理。引用条項の整理、「第15条第1項第3号ハ」→「第15条第1項第4号ハ」
名古屋市営住宅条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	可決	福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、引用条項の移動。現在特例で入居中の避難世帯40世帯とは別の規定を作る。
火災予防条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	可決	消防法施行令等の一部改正に伴う規定の整備。病院並びに患者を入院させるための施設を有する診療所及び助産所における消火器の設置に関する規定を整備。小規模特定用途複合防火対象物における自動火災報知設備の感知器、地区音響装置及び発信機の設置に関する規定を整備。
財産の取得	○	○	○	○	○	○	可決	災害救助用備蓄物資、毛布を93600枚を135,761,184円でシキボウ株式会社から取得。防災倉庫に入らない1万枚は倉庫行。
契約の一部変更	○	○	○	○	○	○	可決	平成22年6月29日議決　平成22年第112号の椿町線こ道橋（仮称）新設工事の請負契約の金額を84億6300万円から87億5460万円に、完成予定期日を平成28年12月31日から平成29年6月30日に変更
指定管理者の指定	○	○	○	○	○	○	可決	コミセン（矢田、星崎）の措定管理者を矢田コミュニティセンターは矢田学区連絡協議会に、星崎コミュニティセンターは星崎学区連絡協議会に指定。平成30年3月31日まで。
都市公園を設置すべき区域の変更	○	○	○	○	○	○	可決	都市公園法第33条の規定により「都市公園を設置すべき区域」に昭和橋公園及び細根公園の区域を加える
市道路線の認定及び廃止	○	○	○	○	○	○	可決	34路線を認定し、20路線の一部又は全部を廃止
公の施設の区域外設置（４議案）	○	○	○	○	○	○	可決	市バス路線で大府市内・長久手市内・豊山町内・大治町内にバス停留所を設置するため各市町と協議する

○＝賛成　●＝反対　×＝棄権　　共：日本共産党　　自：自民党　民：民主党　公：公明党　減：減税日本ナゴヤ　維：名古屋維新の会

続き

2　追加議案　2件（人事案件2件）

議　案　名	各会派の態度						結果	備　　考
	共	自	民	公	減	維		
教育委員の選任	○	○	○	○	○	○	同意	船津静代、1961年生。北名古屋市。リクルート(株)から名古屋大学生相談総合センター就職相談部門専任相談員（新）
愛知県公安委員会委員の推薦	○	○	○	○	○	○	同意	入谷正章、1950年生。東区。京大法学部、弁護士。愛知県弁護士会会長、日弁連副会長（再）

3　議員提出議案　2件（海外視察2件）

議　案　名	各会派の態度						結果	備　　考
	共	自	民	公	減	維		
議員派遣（名古屋市会シドニー市姉妹都市提携35周年記念公式代表団）	○	○	○	○	○	○	同意	姉妹都市35周年。副議長と各派幹事長が参加。共産と減税は不参加。10月28日～11月5日。オークランド市、シドニー市、モスマン市へ公式行事の他、動物園や都市緑化施策など。小川としゆき(副議長・民主)丹羽ひろし(自民)加藤一登(民主) 木下優(公明)の4人。
議員派遣（名古屋市会欧州視察団）	●	○	○	○	○	○	同意	４年に一度の海外視察。10月17日～10月24日。パリ市、トゥールーズ市、ボルドー市へ市街地再開発や航空産業の調査。浅井正仁、伊神邦彦、斉藤たかお、中里高之、服部しんのすけ、坂野公壽、松井よしのり、吉田茂（以上自民） うえぞの晋介、岡本やすひろ、田中里佳、服部将也、森ともお（以上民主）沢田晃一、三輪芳裕（以上公明）塚本つよし(維新)

○＝賛成　●＝反対　▲＝打切　×＝棄権　　共：日本共産党　　自：自民党　民：民主党　公：公明党　減：減税日本ナゴヤ　維：名古屋維新の会

2014年度決算に対する反対討論(10月14日)

福祉や市民サービスの削減や民営化をすすめ、将来にツケを残す新たな大型事業を推進した決算だ

山口清明 議員

一般会計決算の認定案に対する、山口議員の反対討論は、以下のとおりです。

【山口議員】日本共産党名古屋市議団を代表して、2014年度名古屋市一般会計決算の認定に反対の立場から討論します。

昨年は、名古屋市の総合計画2018が策定され、また消費税が増税され、名古屋市には国の悪政からの防波堤となることが期待されましたが、期待に十分応えた市政運営だったとは言えません。以下、反対する理由を三点申し上げます。

2014年度 歳入歳出決算総括表（単位：万円）

会計別	歳入総額	歳出総額	差引額
一般会計	105,473,283	104,742,838	730,444
特別会計	115,040,249	114,655,922	384,327
国民健康保険	21,925,078	21,754,590	170,487
後期高齢者医療	4,676,386	4,574,458	101,927
介護保険	16,135,983	16,040,050	95,932
母子寡婦福祉資金貸付金	107,323	97,504	9,818
農業共済事業	3,050	3,050	0
市場及びと畜場	884,782	784,782	0
土地区画整理組合貸付金	82,200	82,200	0
市街地再開発事業	438,033	738,033	0
墓地公園整備事業	74,119	74,119	0
基金	11,056,148	11,056,148	0
用地先行取得	1,466,930	1,466,901	29
公債	58,190,212	58,184,082	6,130
計	220,513,532	219,398,761	1,114,771

2014年度 企業会計決算総括表（単位：万円）

区分	総収益	総費用	純損益	当年度未処分利益剰余金
病院	3,118,948	3,602,231	▲483,283	▲ 852,324
水道	4,577,273	4,580,901	▲ 3,628	409,077
工業用水道	93,183	89,657	3,525	17,998
下水道	7,349,276	7,211,250	138,025	2,436,395
自動車運送	2,395,102	2,283,072	112,030	▲ 4,241,590
高速度鉄道	8,568,374	8,167,703	400,670	▲27,592,872
総計	26,102,157	25,934,816	167,3.40	▲29,823,316

国の悪政の上にさらなる市民負担増

第一に、増税など国の悪政に輪をかけて市民負担を増やしたからです。

市バス・地下鉄の料金や水道料金など公営企業会計を中心に消費税増税が料金に転嫁され、市民の負担増は30億円を超えています。それらに加えて、一般会計でも、市民負担が増やされました。

高校授業料は、国による無償化見直しそのままに、市立高校生の四人に一人から、全日制では年間11万円以上を新たに徴収しました。

高年大学鯱城学園は、授業料と入学金の合計で3万円から4万8千円に値上げ、加えて実習設備等負担金は陶芸コースで8倍、園芸コースでは2千円から1万8千円へと実に9倍の値上げです。その結果、募集定員を約３割増やしたのに、出願者数は前年の約４分の３に減ってしまいました。

市営住宅の駐車場使用料も値上げが始まりました。

鯱城学園の事業内容の変更

区分		2013年度	2014年度
募集定員		568人	760人
学科		10学科（12クラス）	4コース10専攻（16クラス）
利用者負担	入学金	10,000円	―
	授業料（年額）	20,000円	148,000円
	実習設備等負担金（年額）	園芸学科 2,000円	園芸専攻 18,000円
		陶芸学科 4,000円	陶芸専攻 32,000円
		陶芸クラブ 11,000円	陶芸クラブ 56,000円
運営体制		学科担任（教授）	講座は外部講師。調整はコーディネーター。

鯱城学園の学生数及び指定管理料の推移

	区分	2013年度	2014年度
学生数の推移	出願者数	1,279人	946人
	入学者数	568人	738人
指定管理料	決算額	100,550千円	78,659千円
授業料等	決算額	30,571千円	54,272千円

改定された主な使用料等の住民負担額（単位：千円）

事項	2013年度	2014年度
なごや観光ルートバス乗車料	46,430	50,200
高等学校授業料	－	493,737

５％減税のために、「行革」の名で市民負担増と福祉の民営化

第二に、市民税５％減税を継続し、その財源づくりとして「行革」の名で市民負担増と福祉の民営化をすすめたからです。

鯱城学園や市営住宅駐車場の値上げは、減税の財源づくりのテコとされた「事業仕分け」に端を発しています。減税財源に市民の負担を充てるのは論外です。

「行革」の名で、公立保育園の廃止・民営化がすすめられました。批判が強い図書館への指定管理者制度も志段味図書館で試行が続けられており問題です。

市民税５％減税は昨年度116億円でした。誰のための減税か。法人市民税を例にあげます。市内にある法人の約９割、８万３千社では１法人あたりの減税額は５万円以下、総額でも約5億6百万円です。一方で減税額上位の大企業10社の減税総額は約６億円です。大企業と富裕層のための減税、格差を広げるだけの減税はきっぱりやめ、116億円は市民サービスの充実にまわすべきです。

河村市長の市民税減税の影響額

	個人	法人	計
2010年度	134億円	25億円	160億円
2011年度	19億円	38億円	57億円
2012年度	68億円	14億円	82億円
2013年度	78億円	31億円	110億円
2014年度	79億円	36億円	116億円
計	378億円	144億円	525億円

2010年10%、2012年5%、2011年は見送ったが時差の影響で残った。2013年が５%の完全実施（平年度ベースになる）

新たな大型公共事業へ推進

第三に、リニアを起爆剤とする名古屋駅周辺開発や名古屋城天守閣の木造復元など、新たな大型事業に税金を注ぎ込む、ムダ遣いへの道を開いたからです。

リニア関連で名古屋駅周辺の大規模開発が進められようとしていますが、昨年９月に策定した「名古屋駅周辺まちづくり構想」は、名古屋駅前

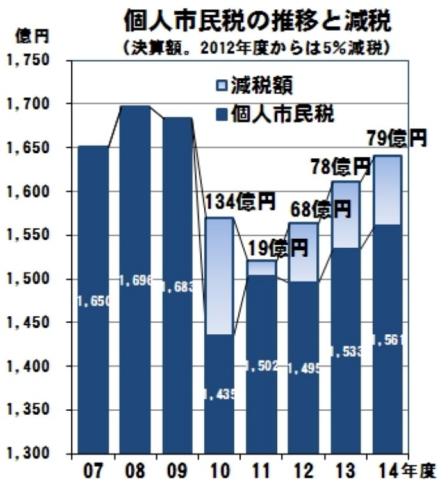

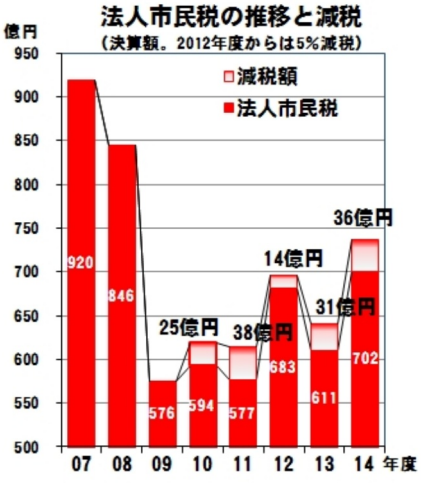

の一極集中型の開発計画となっています。

その一環である名古屋駅周辺地下公共空間整備、いわゆる笹島巨大地下通路建設は、緊急性も必要性もなく多額の税金投入は認められません。

都市間競争だ、東京に負けるな、と言いますが、高層ビルばかりの名駅開発では名古屋がリトル東京化するだけです。名古屋の魅力は、居住環境がよく、東京に比べて住みやすいことです。この強みを活かした市域全体を見渡したバランスのとれたまちづくりこそ必要です。

東京にない魅力は何か。本物の天守閣ですか？木造復元の将来的な可能性は否定しませんが、お城が名古屋の宝と言うのなら、東京五輪など気にせず、名古屋のペースで検討すべきです。

名古屋市総合計画2018では、名古屋城の整備について、本丸御殿の復元、二ノ丸庭園の保存整備、展示収蔵施設の整備、の三つを実施するとし、天守閣については「整備に関する検討調査等を実施」とあるだけです。

昨年度に出された検討調査では「早期の木造復元が望ましい」と結論づけました。この結論には同意できませんが、その報告書ですら、復元の時期について「本丸御殿完成後の着工が望ましい」としています。

この指摘も無視し、総合計画にもない木造復元を急ぐのは論外です。天守閣の整備は、名古屋城跡整備全体計画にある、耐震改修による長寿命化をまず検討すべきです。

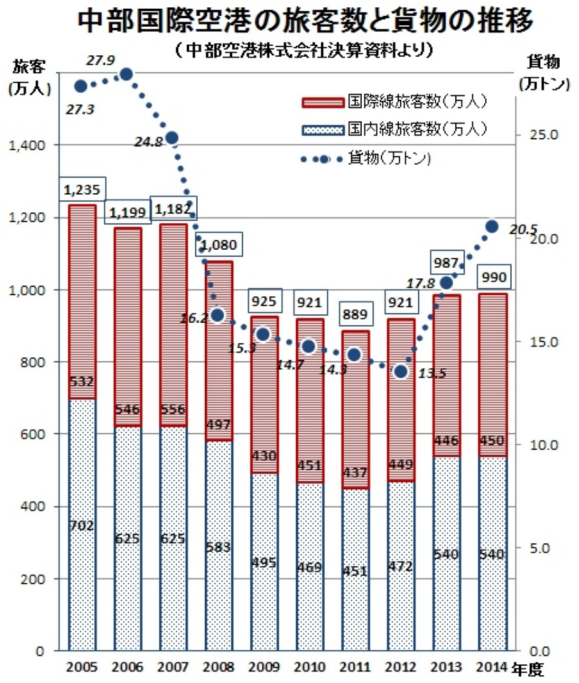

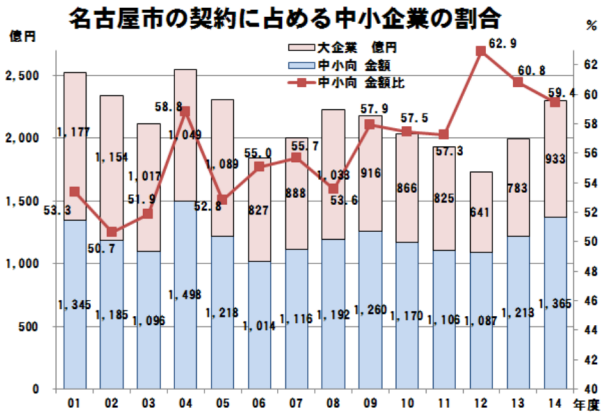

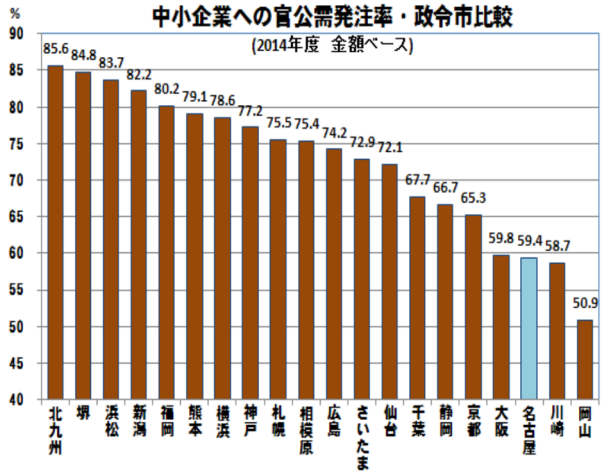

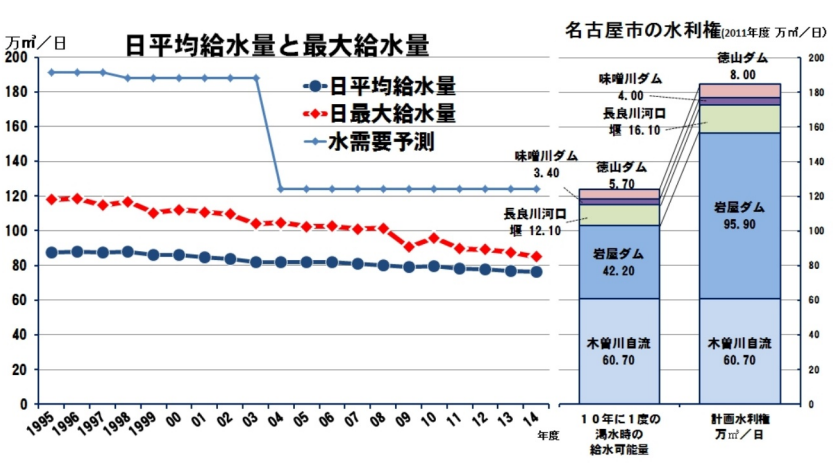

社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度導入のためのシステム開発・改修経費として２億円以上の予算が執行されましたが、個人情報の漏えい懸念を高め、プライバシー保護の流れに逆行するものであり容認できません。

市民の運動と議会の論戦で、事業仕分けの結果をはね返し、敬老パスを守った

最後にみなさん！この年は希望も見えました。それは市民の運動と議会の論戦で、事業仕分けの結果をはね返し、敬老パスの値上げを許さなかったことです。保育料に続き、敬老パスの値上げを止めた市民の力こそ市政を動かす原動力です。市民と共に、税金のムダ使いをなくし、市民の願いを実現する決意を申しあげ、討論を終わります。

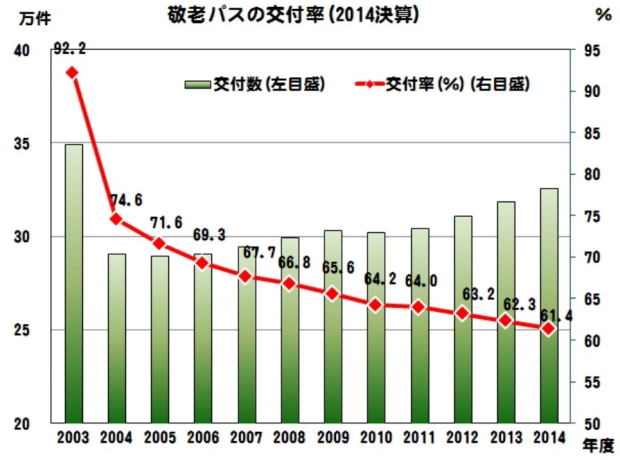

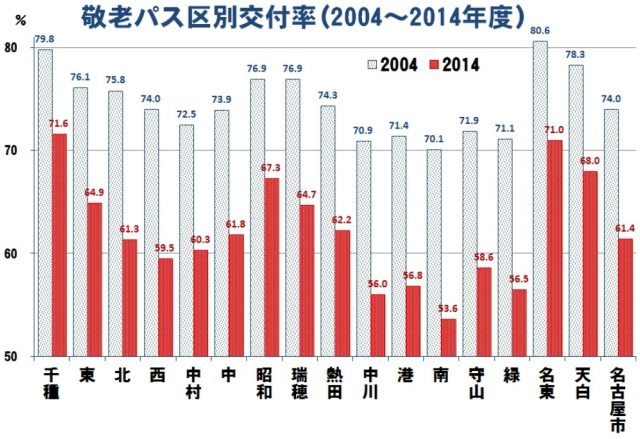

2015年10月8日
中日新聞

減税 高額所得者に恩恵

市民税5% 総額の半分超が集中

名古屋市が独自で実施している市民税5%減税で、二〇一四年度の個人市民税の減税額八十億円余の55%が、所得上位二割の人たちに集中していることが、七日の市議会財政福祉委員会で報告された。高額所得者が恩恵を受けやすい制度の実態が、あらためて示された。

個人市民税は、一律でかかる「均等割」と、前年度の所得に応じた「所得割」で成り立っている。市は二〇一四年度から、市民税5%減税を実施。均等割は減税前の三千円から二百円減額し、所得割の税率を0・3%引き下げた。

市財政局によると、一四年度の個人市民税の納税者は百九万人余。このうち八割の八十九万三千人余の減税額は、年一万円以下だった。総額は三十五億円余で、個人市民税の減税額の45%弱だった。

一方、一万円超の減税の恩恵を受けたのは、納税者の二割にあたる二十万四千人余。五十万円超の負担軽減となった人が百四十人、最高は五百万円余だった。この人の市民税額は約九千五百万円という。

斉藤愛子氏（共産）は「市民の格差を広げる施策だ」と指摘。岡本善博氏（自民）が「減税で寄付が増えると言われたが、多額の減税を受けた人からの寄付はあったのか」とただすと、市側は「把握は困難」と答えるにとどめた。

（北村剛史）

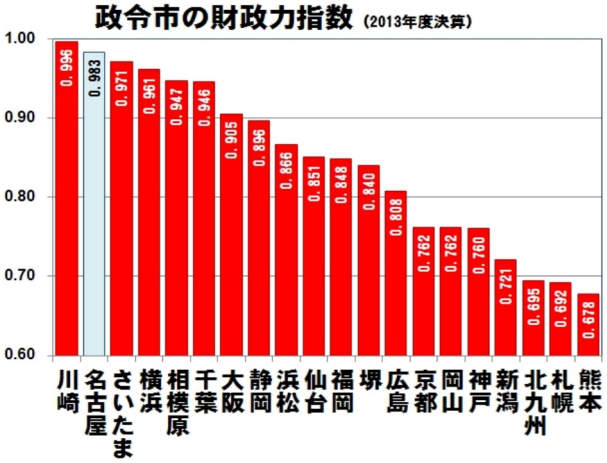

2014年度決算認定案に対する会派別態度（10月14日）

決算認定案		結果	度態の派会各 共	自	民	公	減	維	備　　考
一般会計決算		可決	●	○	○	○	○	○	市民税５％減税の影響は116億円の減収。個人市民税が前年比28億円増の1593億円。法人税は前年比90億円増の704億円。市税全体では固定資産税30億円増などで152億円の増。市債残高は1兆7462億円。待機児対策などのほか、天守閣木造再建やレゴランドなどの金城ふ頭開発を推進。
特別会計決算	国民健康保険	可決	○	○	○	○	○	○	年度末加入者556,405人347,326世帯。一人あたり保険料は11.6万円→11.9万円。収納率は83.1%→85.1%。資格証明書を4,567件も発行。
	後期高齢者医療	可決	●	○	○	○	○	○	年度末248,962人→256,438人。一人当りの保険料8.5万円→8.8万円。医療費101.9万円→101.9万円。収納率99.1%。保険料を平均3,353円値上
	介護保険	可決	○	○	○	○	○	○	年度末１号特徴471,401人、普通63,799人。要介護・支援認定94,937人→98,826人。収納率96.9%。
	母子寡婦福祉資金貸付金	可決	○	○	○	○	○	○	貸付：母子1,798件9.1億円。父子33件1,377万円（2014年10月より）。寡婦89件5,147万円。償還率：母子55.9%（＋2.2）。寡婦67.0%（+4.3）。
	農業共済事業	可決	○	○	○	○	○	○	2013年度で市独自の制度を終了。2014年度からは愛知県農業共済組合に移管。積立金を引継ぎ、2014年度末で廃止。
	市場及びと畜場	可決	●	○	○	○	○	○	本場と北部で青果52万ﾄﾝ、水産物14万ﾄﾝ。南部で食肉2万ﾄﾝ、と畜が大動物7,716頭、小動物200,778頭。消費税増税転嫁。
	区画整理組合貸付金	可決	○	○	○	○	○	○	貸付金：新1件と継続1件の5億5千万円、償環金：5億3千万円。貸付残高：11.5億円。
	市街地再開発事業	可決	○	○	○	○	○	○	日比野（1.9ha）でＡ街区の地下鉄の地上権設定登記で326万円、鳴海駅前（3.2ha）で567万円、Ｃ工区の整備が完成、あとはＡとＢ街区。
	墓地公園整備事業	可決	●	○	○	○	○	○	鳴海町のみどりが丘公園整備。新規貸付時に永代使用料で納付。4.5億円。新規貸付540件。累計24,794区画（2035年までの目標47,000区画）。7億円で0.09haの用地取得と区画貸付。
	基金	可決	○	○	○	○	○	○	有価証券746億円、現金1,654億円。土地8億円と美術品4億円。計2,413億円の15基金の整理。
	用地先行取得	可決	○	○	○	○	○	○	公共用地の先行取得に105億円（△28億円）。都市開発用地取得に40億円（△2億円）。12,912㎡を加え、153万㎡、1,308億円の土地を保有。
	公債	可決	●	○	○	○	○	○	事業推進のための借金と返済。2,633億円の新たな借金。全会計での残高は3兆0,036億円、756億円減。
企業会計決算	病院事業	可決	○	○	○	○	○	○	病院会計は東部・西部医療センター。診療科、東部25科西部32科。延べ患者数77万人。うち入院は東部498床15万人西部500床15万人。医師東部85人西部90人。看護師東部399人西部424人。9億円の純損失、前年比6億円増益。緑は指定管理。患者13万人入院300床3.8万人。
	水道事業	可決	●	○	○	○	○	○	124万戸に76万㎥／日を給水、有収水量72万㎥／日。純利益16億円。不要な徳山ダムの水利用のため木曽川導水路へ1000万円負担。消費税増税転嫁。
	工業用水道事業	可決	●	○	○	○	○	○	108ヶ所（前年比3増3減）に2,229万㎥、1日6.1万㎥を給水。純利益6,885万円。むだな木曽川導水路の負担金500万円（一般会計から161万円）消費税増税転嫁。
	下水道事業	可決	●	○	○	○	○	○	汚水処理面積28,770ha。普及率99.2%、処理水量4.2億㎥。有収水量2.6億㎥、10.5億円の黒字。職員1,006人（▲25人）うち処理場やポンプ所に774人▲28人。消費税増税転嫁。
	自動車運送事業	可決	●	○	○	○	○	○	運転キロ1日98,046㎞。乗合乗員年間1億1,804万人。2.5%増、定期5.2%増。給与カット継続。車検の委託拡大、浄心営業所楠分所の委託準備。事故730件（▲73）運行ミス662件（259増）。職員1,392人(前年比46増)。他に再雇用182人、若年嘱託61人で計1635人（▲16人）。敬老パス分54億円、24億円の純益（7億円増）。
	高速度鉄道事業	可決	●	○	○	○	○	○	運転キロ1日189,073㎞。乗員年間4億4,755万人。1日122万人。定期が5.8%増。給与カット継続。戸閉機等整備の保守点検の委託拡大。敬老パス分70億円。64億円（20億円増）の純益。職員2,765人（▲33人）うち建設改良116人（▲4人）。他に再雇用289人、若年110人の計3164人（▲45人）。停車中に開扉のまま後退するなどの事故も。

○＝賛成　●＝反対　　共:日本共産党　自:自民党　民:民主党　公:公明党　減:減税日本ナゴヤ　維:名古屋維新の会

請願・陳情　2015年9月議会に受理されたもの

９月定例会には下記の請願が受理され、10月以降の閉会中委員会で審査が行われます。

◆請願

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成27年第11号	平成27年9月8日	安心・安全で快適な地域の住環境を守るためドン・キホーテの出店に対し厳しく働きかけることを求める請願	千代田橋学区連絡協議会（3720名）	伊神邦彦（自民） 斎藤まこと 山田昌弘（以上民主） 田辺雄一（公明）

平成27年3月16日付にて日本アセットマーケテイング株式会社より株式会社ドン・キホーテを主たるテナントとする名古屋市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づく出店概要書が名古屋市長宛てに提出された。これによると、立地予定地は近隣商業地域及び第一種住居地域であり、周辺は閑静な住宅地となっている。

しかしながら、当該概要書には、営業時間が24時間営業であることが明記されており、このことに伴う来店客や搬出入業務等による騒音また、夜間の照明・看板類等による光害といったものにより、現在の住環境を大きく損なうことが危惧される。

また、当該概要書に添付された書類によると、当該店舗は、歩道が近隣小学校の通学路にもなっている県道田籾名古屋線、すなわち出来町通に画しており、県道の車線が中央寄りに設置されたバスレーン及びその停留所帯である香流橋東停によって分離され、実質一車線化しているため、入店する車による事故誘発や交通渋滞の惹起及びその助長が憂慮される。加えて、県道の中央分離により、周辺地域からの経路が西行き車線に限られる立地となっているが、示された東行き車線への迂回経路は、何ら実効性を伴うものではなく、近辺の生活道路への車両流入増加が容易に予想できるものであり、地域の高齢者や小さな子供など、住民の交通安全に与える影響は多大であり、これらの交通安全上の課題は、立地上の問題から容易に解決するものではない。

平成27年4月18日に地域説明会が開催されたが、これらの危惧や課題に対し、それらを払拭する説明や回答もなく、その後も地域に対し理解を得るためのドン・キホーテ側からの働きかけはない。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1　ドン・キホーテの出店に対し厳しく働きかけること。

（1）当該出店計画に係る審査等について〔安心・安全で快適な住環境保護のため強力な働きかけを行うこと。

（2）出店計画や出店後の営業内容等について、騒音、光害、交通安全上の課題等の問題解決のため、地域住民との誠意ある話し合いを行うよう厳しく働きかけること。

（3）大規模小売店舗立地法の趣旨に沿って、出店者側に誠実に対応させ、また、騒音、光害、交通安全上の課題等の問題を解決するよう強く働きかけること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成27年第12号	平成27年10月9日	児童発達支援センターの充実を求める請願	地域療育センターの早期建設を実現させる会（5037名）	青木ともこ 江上博之 岡田ゆき子 くれまつ順子 さいとう愛子 さはしあこ 柴田民雄 高橋ゆうすけ 田口一登 西山あさみ 藤井ひろき 山口清明（以上共産） おくむら文洋 加藤一登 田中里佳 森ともお うえぞの晋介 松本守 日比健 太郎 土居よしもと 橋本ひろき（以上民主） 塚本つよし（維新）

地域療育センターを含み、現在、市内に市の児童発達支援センターは10カ所あり、児童発達支援センターには、毎日さまざまな障害を持っ子供たちが通っている。地域療育センターの通園部は、どんなに障害が重い子供たちでも0歳から通うことができる場として整備されてきた。しかしながら、児童発達支援センターに通園を希望する子供たちの数に比べ、児童発達支援センターの枠が少ないため、希望しても入園できない子供たちがいる。現在は、年少の3歳児までの希望者は入園ができているものの、2歳児以下の子供たちは、希望者全員が入園できないという状態がある。

また、市内の児童発達支援事業所は、児童発達支援センター及び保育園のような人的な保障はなく、最低基準もなく、不十分な環境での事業であると言わざるを得ない。障害を持つ子供たちの療育は、食べる、寝る、出すといった基本的な生活の力をつけていき、その力を土台に、人との関係や遊びの力を広げていくことである。そういった力をつけていくと

続き２

きに大事なことは、毎日、同じ先生、同じ子供集団の中で、安心して子供たちやその保護者が通える場であることである。

名古屋市が地域療育センター構想の中で掲げた、早期発見、早期療育の理念と実践は全国に誇るものである。確かに、早期発見は進んできているが、早期療育につながっていないと言わざるを得ない状況となっている。市として行っている保育園の待機児童対策は、本当にすばらしい取り雇且みであると感じている。しかしながら、一方で、障害のある子供たちの待機児童対策がされていない現状は、「差別されていると感じる」という声が多数聞かれる。このような状況から、児童発達支援センターへの通園を希望する子供たち全員が入園できるよう、児童発達支援センターの定員をふやしてもらいたいと強く要望する。

2015年度より、民間の児童発達支援センターへの市の人件費公私格差是正のための補助金は、子供たちが82％出席したものと見込むとしており、出席の足りない部分については、運営法人が負担するという考え方である。さらに、2016年度は85％、2017年度は88％出席したものと見込むとしている。

児童発達支援センターに通う子供たちは、医療ケアが必要な子供も含め、重症心身障害児など障害の重い子供たちが多数通っている。そういった子供たちは、体調の崩れ、安定のしなさから、欠席せざるを得ないことが健常児の子供たちと比べ大変多くなってしまう。

毎日通うことのできる条件があるからこそ、体調のよい目は安心して通うことができるのである。毎日通園したくてもできない子供たちを多く入国させるほど、運営法人の自己負担がふえるということは、法人の判断で職員を減らしてしまうのではないかと不安を感じる。また、障害の重い子供たちを受け入れてもらえるだろうかという不安にもつながる。私たちは、どんなに重い障害があっても通うことのできる地域療育センターであってほしいと願っている。

児童発達支援センターの役割として、出席できない子供への訪問を含め、より丁寧なフォローを行うことこそが本来必要なことなのではないだろうか。そういった支援を行うには、さらなる職員増を行うための市の補助金が必要である。障害が重く、丁寧な支援の必要な子供の療育は、より手厚いフォローが必要となるのである。こういった、実態とは逆行するような制度づくりには、矛盾を感じる。どんな障害があっても、毎日安心して通うことができる児童発達支援センターにしてほしい。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1　児童発達支援センターに通園を希望する子供たち全員が入園できるよう、児童発達支援センターの定員をふやすこと。

2　どんな障害があっても、毎日安心して適うことができる児童発達支援センターにすること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成27年第13号	**平成27年10月9日**	**子供たちが健やかに育つために病児・病後児デイケア事業の拡充と一時保育事業の拡充を求める請願**	**北区保育団体連絡会（101名）**	**青木ともこ　江上博之　岡田ゆき子　くれまつ順子　さいとう愛子　さはしあこ　柴田民雄　高橋ゆうすけ　田口一登　西山あさみ　藤井ひろき　山口清明（以上共産）**

現在、父母の勤務実態を踏まえ、さまざまな保育サービスの実施が求められており、中でも、病児・病後児デイケア事業及び一時保育事業についての要望が多く上がっている。

病児・病後児デイケア事業については、「利用料金が高く利用しづらいので、負担を軽減してほしい」、「病気の子供を遠くまで連れて行くのは大変なので、近くに開設してほしい」という切実な声があり、市内で実施されていない区及び支所管内の地域での開設を求める声が強まっている。

一時保育事業については、非定型保育、緊急保育及びリフレッシュ保育のどれもが要望が高まっており、「妊娠し、安静が必要なときに申し込んだが、定員が埋まっていて利用できず困った」、「メンタルの病気になり、早く一時保育に預けられるとよかったが、できなかった」という声など、急に子育てが困難になったときに、利用しにくいのが現状である。

また、公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業について、「子育てがしんどいときに安心して預けることができ、肩の荷がおりた気がした」という声とともに、「利用したくても、定員が埋まっていて利用できない」という声が多数上がっているのが実態である。一時保育事業を必要なときに利用できるように拡充すること、公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業を1カ所ずつの受入日を拡充し、利用しやすくする等、子育て世帯の実態に見合った対応が求められている。

ついては、子供たちが健やかに育つために、名古屋市の公的責任で、速やかに次の事項の実現をお願いする。

1　病児・病後児デイケア事業の利用料を第2子以降は減免すること。

2　病児・病後児デイケア事業の未実施の区及び支所管内の地域に、病児・病後児デイケア事業実施施設を開設すること。

3　一時保育事業を公立保育所のエリア支援保育所で実施すること。

4　公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業の1カ所ずつの受入日をふやし、保育体制を充実して、利用しやすいよう拡

続き３

充すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成27年第14号	平成27年10月9日	性的少数者の支援に関する請願	特定非営利活動法人 PROUD LIFE	斎藤まこと　田中里任（以上民主）

セクシュアル・マイノリティ、LGBTともいう性的少数者とは、同性を恋愛の対象とする同性愛者や、心と身体の性が一致しない性同一性障害などの人々のことであり、民間調査機関である電通の2015年4月の調査によれば、人口の7．6％が性的少数者であるとされている。新聞やテレビなどのマスメディアでも取り上げられる機会がふえてきたとはいえ、依然として偏見は根強く、当事者の多くが生きづらさを抱えており、2012年に改定された国の自殺総合対策大綱でも、「自殺念慮の割合等が高い」と指摘されている。また、学校で「男らしくない」などと深刻ないじめを受けたり、自分の性に対する違和感を抱えながら、「誰にも相談できない」と悩んでいたりする児童生徒も少なくない。

こうした中、2015年3月には、馳浩衆議院議員を会長とする超党派の国会議員連盟が発足し、差別解消のための法的課題について検討されることとなった。また、地方自治体においても、大阪市が淀川区においてLGBT宣言を行い、電話相談事業やコミュニティスペースの設置を開始したほか、東京都渋谷区では、同性カップルに対して、パートナーシップを公的に証明する条例も成立した。

名古屋市においても、名古屋市男女平等参画基本計画2015において、セクシュアル・マイノリティ等の多様な生き方への理解促進を方針として位置づけ、市民団体との協働による講座の開催等を行っており、行政による進んだ取り組みの一つとして評価されている。

しかし、こうした取り組みは、まだ始まったところであり、公的相談窓口の設置などの支援策や、社会制度確立の検討などが求められている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1　性的少数者のための電話・来所による相談窓口やコミュニティスペースを設置すること。

2　パートナーシップ証明等の性的少数者に関する諸制度を検討するための調査や検討会の設置を行うこと。

◆陳情

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成27年第6号	平成27年9月8日	名古屋市会市民3分間議会演説制度の改善を求める陳情	天白区住民

名古屋市会市民3分間議会演説の演説者は、少ない現状にある。

従来の名古屋市会市民3分間議会演説制度のPRは、市会ホームページのみである。しかし、市会のホームページを見る市民は、極めて少ない。これでは、市民に周知できない。

また、名古屋市会市民3分間議会演説は、委員会として行われず、委員会開会前に行われている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1名古屋市会市民3分間議会演説制度を市会だよりや広報なごやでもPRすること。

2　名古屋市会市民3分間議会演説制度を、区役所及び図書館において、チラシでもPRすること。

3　名古屋市会市民3分間議会演説を、地方自治法の参考人制度として、正式に委員会として行うこと。

4　名古屋市会市民3分間議会演説を実施したという事実を議事録に記載すること。

5　名古屋市会市民3分間義会演説のインターネット中継をし、市民に知らせること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成27年第7号	平成27年9月8日	意見書案の取り扱いの透明化を求める陳情	西区住民

地方自治法第99条には、意見書について、「普通地方公共団体の議会は、当骸普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」と規定されている。

しかしながら、名古屋市会において意見書案を本会議に発議するかどうか決める議会運営委員会においては、理事会で一つの会派でも反対があれば、提案議員が自主的に取り下げるという慣例がある。

この慣例により、議員あるいは会派が公益を考え、信念のもとに提出したはずの意見書案が、一切日の目を見ることなく取り下げられることが多数あるのが現状である。

市民の見えるところで議論を尽くした上での不採択ならまだしも、傍聴できない理事会の場で、それもたった一つの会派の反対で、貴重な意見書案があたかも闇に葬られるような扱いができるあしき慣例は、ぜひ改め、全ての意見書案の審議が市民にわかりやすくなるような議会の透明化を実現できるようお願いする。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 名古屋市会議会運営委員会における意見書案の取り扱いの慣例である、理事会で一つの会派でも反対があれば、提案議員が自主的に取り下げることを改善して、全ての意見書案について本会義に発議すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成27年第8号	**平成27年9月28日**	**野良猫の繁殖抑止措置の実施等を求める陳情**	**動物ボランティアCat28（キャットにゃー）（浜松市）**

名古屋市と同じ政令指定都市である浜松市においては、平成13年度より、市内の公園等における官民による野良猫の繁殖抑止措置を推進しており、また、静岡市においても、数年前より同様の対策を始めている。そして、浜松市、静岡市のみならず、静岡県下の全市町は、静岡県警察と連携した猫等の遺棄・虐待抑止措置を請じている。

名古屋市では、数年前より、なごやかキャットと称する住宅密集地等における野良猫の繁殖抑止措置及び共生事業を一部地域で推進してはいるが、市が管理する公園等の野良猫問題を放置したままでは、説得力がなく、また、市民等の憩いの場として公園を管理する名古屋市として、その管理責任を果たしているとは言えない。

現状では、名城公園、平和公園、大高緑地等やその他の場所で、一部の名言屋市民や愛知県民が、野良猫問題を改善するために、繁殖抑止措置、猫の保護、里親探し等の地道な努力を重ねているが、特定の市民、県民に、これらの取り組みを委ねたままでよいはずがない。

南保健所等の部署は、今もって公園等公共の場所での猫への餌やり禁止を啓発しているが、これについては、法的根拠がないと考えられる。名古屋市と同じ政令指定都市である京都市が、先ごろ、京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例、いわゆる野良猫への餌やり禁止条例を制定したことで、全国からさまざまな批判を受けている。名古屋市は、このような条例を制定こそしていないが、その本質は、京都市と何ら変わるところはない。

そもそも、野良猫への餌やりを禁止して問題が改善したためしは、国内にはない。よって、意味のないことに、市職員は税金や労力を投入すべきでない。

野良猫への餌やり禁止の啓発は、法的根拠がないと考えられるだけではなく、倫理、道徳の観点からも問題があり、さらには、教育的配慮にも全く欠けていると言える。野良猫は、社会が生み出した被害者的弱者である、と考える。このようなふびんな立場の野良猫を、名古屋市が共生ではなく、さらに窮地に追い込むことが断じてあってはならない。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 名古屋市内の名城公園、平和公園、大高緑地等にて、名古屋市が主体となる野良猫の繁殖抑止措置を実施すること。

2 名古屋市内の名城公園、平和公園、大高緑地等及び野良猫問題が確認される場所に、猫等の遺棄・虐待を抑止するための看板等を愛知県警察と連携のもと設置すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成27年9号	**平成27年10月9日**	**志段味地区の開発について、名古屋市役所と他の関係機関等との連携を求める陳情**	**守山区住民**

2年前から、上志段味地区の所下の新興住宅地の住民より、「公園が5年以上たってもできない。役所、組合、議員等に相談したが、お金がないからできない、あと5年待ってと言われた」等の訴えがあり、平成26年10月、公益信託愛・地球博開催地域社会貢献活動基金（あいちモリコロ基金）の助成を受けながら、本格的に公園作りプロジェクトを立ち上げ、地元有志とともに、どうしたら土地区画整理組合が暫定的にでも公園予定地を開放してくれるかについて、さまざまな視点からアプローチをしてきた。

平成26年4月、地元の子育て中の若い母親が、ある議員に、どんぐりひろばの制度があると聞きつけたが、その先の具体的な解決方法が示されなかった。

私は、区画整理担当の課を訪ねたすぐ後に、子ども青少年局子育て支援部子育て支援課を訪ねたところ、同課のどんぐりひろばの制度がとてもこの予定地の条件に合致し、明日にでも公園の暫定的な使用が可能になると思い、公園作りプロジェクトの定例会でどんぐりひろばの制度を詳しく説明した。そして、同課が土地区画整理組合と話し合いをしてくれないだろうかと思いながら、公園作りプロジェクトというチラシを配布するなどして、住民の皆の注意を喚起した。

そして、最近、選挙公約で「市長に直談判」を掲げた地元議員のおかげで、市長が現地視察し、まさしくすぐに工事が始まった。

このことから、関係機関の連携がとれていれば、住民サービスがより向上することを実感した。一住民がこのようなことを叫んでも、対応してもらえないことの事例は、ほかにも多くある。住民サービス向上のために、関係機関があることの原点に立ち返り、適切な対応を求める。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1　志段味地区特定土地区画整理事業において、名古屋市役所が中心となって、各部署、各機関等と連携を深めることで、住民サービスを向上させること。

請願の採択を求める討論（9月30日）

「辺野古新基地建設をやめることを求める意見書」はぜひ採択を

さはしあこ議員

沖縄県民の意思尊重もとめる

【さはし議員】ただいま議題となっております「辺野古新基地建設をやめることを求める意見書提出に関する」請願の採択を求めて討論いたします。

辺野古新基地建設に反対の民意は明らか

この請願は、沖縄県の米軍普天間飛行場を辺野古に移設し、そこでの新たな新基地建設の中止を求めるものであり、住民意思を尊重することが地方自治の堅持につながるというものです。

2014年に行われたすべての選挙において、辺野古新基地建設に反対である県民の明確な意思が示されました。また、世論調査においても、反対と回答した県民が圧倒的多数となっています。こうした民意が明らかとなっているにもかかわらず、政府は辺野古新基地建設の計画を推し進めています。

沖縄知事選（2014年11月のまえ、8月に行われた　琉球新報社と沖縄テレビ放送（ＯＴＶ）が合同で行った県内電話世論調査の結果。

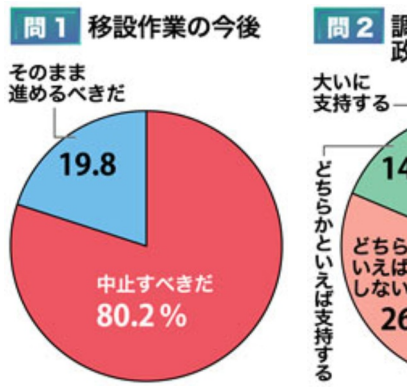

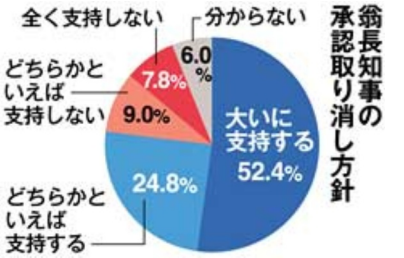

2015年6月2日　琉球新報社と沖縄テレビ放送（ＯＴＶ）が合同で5月30、31に行った県内電話世論調査の結果。

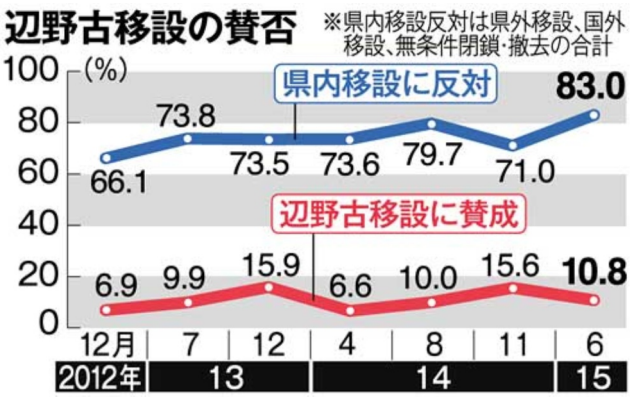

国連人権理事会での翁長知事のスピーチを重く受け止めよ

スイスのジュネーブで開催された国連人権理事会において、県民の思いを託された翁長雄志県知事が、「沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている辺野古の状況を、世界中から関心を持って見てください」「自国民の自由、平等、人権、民主主義、そういったものを守れない国が、どうして世界の国々とその価値観を共有できるのでしょうか」とスピーチをされました。

いち自治体が国際社会に向けて演説した事実を政府は、重く受け止めるべきです。また、住民自ら決定した意思を軽視する政府の姿勢は、見過ごすわけにはいきません。民意を尊重する立場からも、同じ地方自治体の問題として捉えるべきではないでしょうか。

本議会が「辺野古新基地建設反対」の住民の思いを汲み取り、同じ地方議会として国に対し、意見書提出を求める請願の採択を呼びかけて討論を終わります。

2015年10月16日　沖縄タイムスと琉球放送（ＲＢＣ）が、16～18日の３日間、電話による緊急世論調査を合同で実施した結果

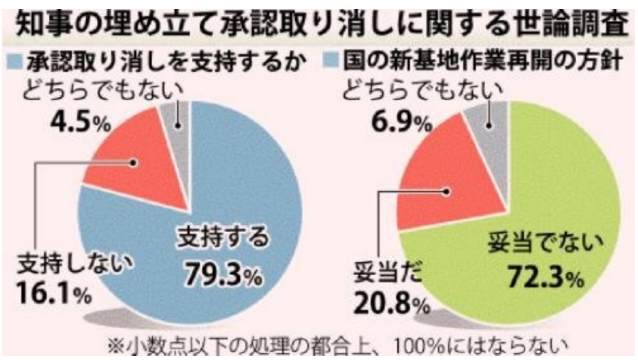

請願・陳情審査の結果（2015年10月1日本会議）

新規の請願（5月臨時会・6月定例会に受理された請願。2015年7月～9月での委員会で審査された分です）

請願番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度 共	自	民	公	減	維	結果	備考（委員会）
平成27年第3号	集団的自衛権に基づく、自衛隊の海外における武力行使を可能とする関連法制の改定を行わないことを求める意見書提出に関する請願	天白区住民	集団的自衛権に基づく、自衛隊の海外における武力行使を可能とする関連法制の改定を行わない意見書を	○	●	●	●	●	－	不採択	総環 2015. 7. 17
注：7月の委員会では不採択。異議申し立てで、9月本会議で採決する予定でしたが、法案成立により、慣例に従い異議を取り下げ採決を行いませんでした。											
平成27年第4号	地下鉄御器所駅2番出入口にエレベーターを設置することを求める請願	昭和区住民	地下鉄御器所駅2番出入口にエレベーターの設置を	慎重に審査する						保留	土交 2015. 9. 7
平成27年第5号	地方自治の堅持を求める意見書提出に関する請願	千種区住民	住民自治及び団体自治を2本の柱とする地方自治の堅持を							保留	総環 2015. 7. 17
平成27年第6号	地方自治の尊重を求める意見書提出に関する請願	新婦人名東支部	地方自治を尊重するこ							保留	総環 2015. 7. 17
平成27年第7号	自治体及び住民意思の尊重を求める意見書提出に関する請願	子どもを守り隊避難者グループ	自治体及び住民意思の尊重を							保留	総環 2015. 7. 17
平成27年第8号	相生山緑地に関する道路事業の廃止及び整備について、「市民による住民意向調査」の集計結果を尊重し、反映させることを求める請願	相生山緑地を考える市民の会	1 道路事業廃止や自動車入り込み対策は「住民意向調査」の集計結果を尊重し、速やかに実現を 2 相生山緑地の整備は「住民意向調査」の結果を尊重し、緑地を分断して自然を破壊せず、ヒメボタル・オオタカの生息地を守る 3 緑地整備に市民の意向を尊重、反映するためのシステムを							保留	土交 2015 8. 11
平成27年第9号	辺野古新基地建設をやめることを求める意見書提出に関する請願	守山区住民	辺野古新基地建設をやめるように意見書を	○	●	●	●	●	●	不採択	総環 2015. 7. 17
平成27年第10号	千種図書館の新築を求める請願	千種図書館を考える会	千種図書館の新築に当たって (1) 耐震で安全・安心な建物に (2) 安心のバリアフリーに (3) 建物全体を広く。常設の自習室、会議室、親子室、機器活用スペースなどの設置を (4) 駅に近い場所に設置を (5) 意見や要望が反映されるワークショップを							保留	教子 2015. 8. 25

陳情

陳情番号	陳情名	陳情者	陳情項目	各会派の態度 共	自	民	公	減	維	結果	備考（委員会）
平成27年第4号	名古屋市都市計画審議会で審議し、速やかに相生山緑地の道路建設中止を決定することを求める陳情	天白区住民	速やかに都市計画審議会で審議し、相生山緑地の道路建設中止決定を	ききおく							都消 2015. 8. 25
平成27年第5号	マイナンバー法について国民に説明を求める意見書提出に関する陳情	守山区住民	行政手続における、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について、国民に説明を	ききおく							総環 2015. 7. 17

○＝賛成　●＝反対　▲＝打切　×＝棄権　　共：日本共産党　　自：自民党　民：民主党　公：公明党　減：減税日本ナゴヤ　維：名古屋維新の会

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された12件の意見書案について、政審委員長会で内容についての協議・修正などが行われ、議会運営委員会（理事会）での協議を経て、5件について合意が得られ、9月30日に議決しました。日本共産党提出の３件のうち１件が可決されました。

2015年9月定例会での意見書に対する各会派の態度　　2015年9月25日 議会運営委員会理事会

件名	提出	結果	各会派の意向				
			共産	自民	民主	公明	減税
選挙権年齢引き下げに伴う主権者教育の充実に関する意見書（案）	自民	否決	修正	○	○	修正	○
訪日外国人旅行者の誘客促進に関する意見書(案)	**自民**	**可決**	修正	○	○	○	○
父母の別居・離婚後の子どもの共同監護、共同養育及び親子の面会交流に関する法整備等を求める意見書（案）	民主	取り下げ（ＤＶ被害者等への配慮がない、父親側からの論理として反対）					
公共事業等における国産材(地元材)の利活用に関する意見書(案)	**民主**	**可決**	○	○	○	修正	○
地方創成に係る新型交付金等の財源確保に関する意見書(案)	公明	否決	修正	○	○	○	○
携帯電話契約の見直し促進を求める意見書(案)	**公明**	**可決**	○	○	○	○	○
食品におけるトランス脂肪酸の表示義務化を求める意見書(案)	**公明**	**可決**	修正	○	○	○	○
ＭＩＣＥ誘致推進のための受け入れ環境整備に関する意見書(案)	減税	否決	●	●	●	●	○
食品廃棄物削減対策に関する意見書(案)	減税	取り下げ（フランスでの扱いの指摘で）					
国民健康保険における子どもに係る均等割保険料の軽減等に関する意見書(案)	**共産**	**可決**	○	△	○	修正	○
安全保障法制に関する意見書（案）	共産	取り下げ（自公が法案成立まで態度を保留し、慣例で意見書案が取り下げられるのを待ったため）					
育児休業取得に伴う保育所の継続利用に関する意見書（案）	共産	否決	○	●	●	●	○

ゴチック字は可決された意見書　　議運に提案された段階での態度　○＝賛成　●＝反対　△＝要検討
●が１つでもあれば議案として本会議に上程されません。
修正可決分は内容が大きく変更され他修正案が出されたため、その修正案に対する態度を示した。
会派　共産：日本共産党　自民：自民党　減税・減税日本ナゴヤ　公明:公明党　民主：民主党

《採択された意見書》

訪日外国人旅行者の誘客促進に関する意見書

観光は、宿泊業や飲食業など関連する裾野の広い産業であり、新時代の成長分野として期待が寄せられているが、とりわけ訪日外国人旅行者の増加は、国際的な友好親善の促進に加え、国内における旅行消費の拡大や雇用の創出によって大きな経済効果をもたらすことが期待されている。

折しも、我が国では、オリンピック・パラリンピック東京大会の2020年開催が決定し、多くの訪日外国人旅行者が訪れる絶好の機会であることから、地域が一丸となって魅力あふれる観光地域をつくり上げ、活気にあふれた地域社会を築いていくことが求められている。

国は、本年６月に観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015を決定し、訪日外国人旅行者数2,000万人時代の早期実現を図り、2020年を重要な通過点として、その先には、3,000万人が訪れるような、世界に誇る魅力あふれる国づくりを目指すとしている。

今後、国内の観光産業の振興を図り、我が国の地域経済を活性化していくためには、急速に成長するアジアを初めとする世界の観光需要を取り込むことによって、国・地方が一体となって、訪日外国人旅行者の誘客促進に向けた取り組みをより一層推進していく必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

１　地方が特色を生かしながら国際競争力のある観光地づくりを進めるための支援策を講ずるとともに、海外に向けて戦略

的ＰＲを実施するなど、日本の魅力のさらなる発信に努めること。
２ 訪日外国人旅行者の負担を軽減するため、さらなるビザ要件の緩和を図るとともに、公衆無線ＬＡＮ環境の整備や外国語表示の充実など、訪日外国人が旅行しやすい環境の整備を迅速に推進すること。

公共事業等における国産材（地元材）の利活用に関する意見書

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定により、公共建築物等における木材の利用が促進されることとなった。

日本の森林を守り持続可能な林業経営を可能とするためには、さらなる国産材（地元材）の利用が求められており、国は公共事業等での木材活用をさらに推進すべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、公共事業等において安全性、機能性及び費用対効果等に配慮しつつ、国産材（地元材）のさらなる利活用を推進するよう強く要望する。

携帯電話契約の見直し促進を求める意見書

本年７月、総務省の有識者会議は、スマートフォンなど携帯電話の電気通信サービス契約における期間拘束・自動更新付契約に関する報告書をまとめ、その中で現行の２年契約を前提とする、いわゆる「二年縛り契約」を改善するよう提言している。

二年縛り契約は携帯電話事業者の大手３社がそろって採用しており、料金の安いサービスへの乗りかえを阻害し、料金の高どまりの要因とも言われている。有識者会議の報告書によれば、欧州連合では、24カ月を超える契約を結ばないことや最長でも12カ月以内の契約も提示することなどが既にルール化され、主要加盟国では国内での法制化がされているという。二年縛り契約は新規契約から２年間の割引が手厚いため、２年ごとに携帯電話会社や携帯端末をかえる利用者にとってはメリットが大きい反面、同じ携帯端末を長期間使う利用者が割引の原資となる高い利用料を払わされている点で公平さを損なっているとの指摘がある。日本のスマートフォン利用料金は利用の少ない方を中心に海外と比較して割高だと言われており、二年縛り契約を改善することで携帯電話利用者の選択肢がふえるとともに競争が促されることでさらなる利用料金の低減と利便性の向上につながっていくことが期待される。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、携帯電話の「二年縛り契約」の見直しを促進するため、携帯電話事業者各社に対して働きかけるよう強く要望する。

食品におけるトランス脂肪酸の表示に関する意見書

トランス脂肪酸は、マーガリンやショートニングなどを使った菓子類や揚げ物に含まれており、諸外国における研究結果によれば、過剰に摂取すると血液中のＬＤＬコレステロール、いわゆる悪玉コレステロールが増加し心臓病などの発症リスクが高まると言われている。また、肥満やアレルギー性疾患についても関連が認められたほか、妊産婦・胎児への影響についても関連が報告されている。

トランス脂肪酸摂取量が総エネルギー摂取量の約2.2％と言われている米国では、米国食品医薬品局（ＦＤＡ）が今年６月にトランス脂肪酸が多く含まれる部分水素添加油脂を安全性が確認されている物質から除外し、2018年から使用を規制することとした。ＦＤＡは、トランス脂肪酸を全廃することで心臓病などの疾患が減り、心臓発作による米国内の死者は年間数千人規模で減少すると推計しているという。日本人のトランス脂肪酸摂取量は平均値で総エネルギー摂取量の約0.3％と推定されており、世界保健機関（ＷＨＯ）が心血管系疾患のリスクを低減し、健康を増進するための目標として提示している１％を下回っているため、国はトランス脂肪酸に起因する健康への影響は小さいとしているものの、内閣府食品安全委員会がまとめた報告書では、脂質は重要な栄養素であり、脂質全体の摂取バランスにも配慮した、栄養バランスのよい食事が必要としつつ、脂質に偏った食事をしている人は、留意する必要があるとしている。

食生活の欧米化が進む中、食品に含まれるトランス脂肪酸の有無及び量を知ることは消費者の知る権利であるとともに健康を維持する観点からも重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、国民の心血管系疾患のリスクを低減し、健康を増進するとともに食品におけるトランス脂肪酸の含有量を知る権利を満たすために、トランス脂肪酸の含有についての表示の義務化など情報提供の充実を行うよう強く要望する。

国民健康保険における子どもに係る均等割保険料の軽減等に関する意見書

本年５月、国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことから、国において、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けた具体的な改革作業が開始され

た。

国民健康保険の改革に当たっては、地方から提案されている地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しとともに、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入についても今後の検討課題とされたところである。

国民健康保険の均等割保険料は国民健康保険の加入者一人一人に均等にかかるものである。家族に子どもがふえると保険料の負担が重くなるこの仕組みは、子育てに関するさまざまな負担軽減策を進めている地方公共団体の政策の方向とも相入れないものとなってきている。また同じ医療保険制度であるが、被用者保険の組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険には存在しない負担であり、国民健康保険加入者のみに重い負担を強いる要因の一つともなっており、早急な見直しが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、子育て支援の観点から子どもに係る均等割保険料について、他の医療保険制度との公平性を保ちつつ、国の責任と負担による軽減等の見直しを早急に検討し、速やかに結論を出すよう強く要望する。

《採択されなかった日本共産党提案の意見書案》

安全保障法制に関する意見書（案）

大幅に延長された第189回国会では、国際平和支援法案のほか、周辺事態安全確保法を重要影響事態安全確保法に改正するなど10本の法律の一部改正を束ねた平和安全性制整備法案の審議が進められている。

これらの法案についての国会審議が進む中で、憲法との整合性が大きな議論となったほか、自衛隊と米軍との関係や武器使用の拡大を伴う自衛隊の新たな任務への危惧も生ずるなど、これらの法案に対する国民の不安はいまだ払拭されておらず、安全保障法制に関する国民的な合意が形成されたとは言いがたい。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、国民的合意のないままで安全保障法制の改定を強行することがないよう強く要望する。

育児休業取得に伴う保育所の継続利用に関する意見書（案）

子どもと子育てを支援する新しい制度が始まり、子育てと保護者の就労を支えるために保育の役割はますます重要となってい争。また、職場においても仕事と育児の両立を図るために育児休業の取得を奨励するなどの努力が続けられている。

このような取り組みが進められる一方、少なくない地方公共団体において第2子以降の子どもに係る育児休業の取得に伴い、既に保育所に入所している子どもの退所を迫られることが問題となっている。その後の復職に当たり、改めて保育所を探すのは保護者にとって負担であるとともに、第2子以降の出産をちゅうちょする要因にもなっているとの指摘もある。

国は、子ども・子育て支援新制度において「育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」を保育の必要性を認める要件に加え、保育を利用できる人の範囲をふやす姿勢を示したはずで．ある。その」方で国は、継続利用が必要な例として「次年度に小学校入学を控えているなど、‘子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合」や「保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合」を地方公共団体に例示したことから、それに該当しなければ継続利用は認められないとの解釈がなされる事態となっている。

育児休業取得時に既に保育所に入所している子どもを退所させるかどうかは、現在それぞれの地域の事情を踏まえて地方公共団体にその裁量が委ねられており、本市では基本的に、子どもの発達上急激な環境の変化は好ましくないとして継続利用を可能としている。

育児休業の取得による退所は、乳幼児期の子どもたちの成長に与える影響が大きい。また、安心して仕事を継続し第2子以降の出産に臨めるようにするためにも、第2子以降の育児休業の取得においても既に保育所に入所している子どもが継続して保育を受けられるように国としての姿勢を明確にして、地方公衆団体の保育施策に対し必要な支援を行うべきである。

よって、名古屋市会は、国華及び政府に対し、子ども・子育て支援新制度の理念も踏まえ、第2子以降の育児休業の取得においても既に保育所に入所している子どもを継続して保育できるとの姿勢を明確にするよう強く要望する。

後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会（2015年8月17日）

平成27年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会が8月17（月）午後１時半から行われました。日本共産党からは、さはしあこ議員（名古屋市選出）、小林明議員（扶桑町）の２名が広域連合議員に選出されています。2014年度決算認定案や請願結果などの概要を紹介します。

《議案質疑》個人情報保護条例の一部改正について／平成27年度一般会計・特別会計補正予算について

さはしあこ議員

（条例案）個人情報保護について

個人情報保護や情報流出などへの懸念は払しょくできると考えているか

【さはし議員】この条例改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行にともない今年10月から12ケタの個人番号が付番され、納税や社会保障給付、災害などの情報を国が管理し、行政手続きなどで活用するにあたって、新たにマイナンバーを含む個人情報に関する規定を整備するものです。

今年の６月、日本年金機構がサイバー攻撃をうけ、125万人の個人情報が大量流出をしました。さらに個人情報流出を悪用した不審電話や詐欺など二次被害をもたらしています。いったん個人情報が漏えいすれば、被害がとめどもなく拡大するなど、個人情報の管理がいかに難しいかが浮き彫りとなりました。いまなお、年金情報流出問題は被害の全容も明らかとならず犯人も特定されず、解決していない状況です。個人情報流出の問題が解決されていない中、さらに情報漏えいやなりすましなどの被害が懸念されているマイナンバー制度の施行にともなう個人情報保護条例の改正によって、膨大な個人情報が保護される、情報流出などの懸念が払しょくできるとお考えでしょうか。お答えください。

後期高齢者議会で質問するさはし議員（2015.8.17　メルパルク）

条例改正の内容

1　個人情報の範囲の拡大
　番号法の適用対象となる団体役員及び個人事業主に係る情報を個人情報の範囲に含める。
2　特定個人情報の利用の制限除外
　人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合で、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難なときに限り目的外利用を認める。
3　開示請求者等の範囲の拡大
　保有特定個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求は、本人及び法定代理人のほか、任意代理人からも認める。
4　他の法令による開示の実施との調整除外
　保有特定個人情報は、他の法令による開示と重ねて、この条例による開示も認める。
5　利用停止請求事由の追加
　番号法に違反して収集、利用等されている場合も、利用停止請求を認める。
6　情報提供等記録に係る特例
　情報提供等記録について、目的外利用の禁止、開示又は訂正の請求があった場合の他の実施機関への事案の移送をしないこと、訂正した場合に総務大臣及び情報提供の相手方に通知すること並びに利用停止請求を認めない。

漏えいがないよう必要な措置がとられている

【事務局長】番号法では、個人情報が適正に取り扱われ、漏えいすることがないように必要な措置がとられ、自治体にも法の趣旨に沿った個人情報の適正な取扱いを確保するために、必要な措置を講ずることを定めている。条例改正は、番号法の趣旨を踏まえ、当広域連合も個人情報の適正な取扱いを確保するために行う。

国も採決の目途がない改正は拙速だ（意見）

【さはし議員】番号法では、個人情報が適正に取り扱われ、漏えいすることがないように必要な措置が

とられており、地方公共団体としても法の趣旨に沿った個人情報の適正な取り扱いを確保するための改正ということですが、国会では、年金情報流出問題を受けて、６月９日以降、番号法と個人情報保護法の改正案の審議は見送られています。今月に入り、情報セキュリティー強化を財政支援する方向で検討を始めましたが、対策が不十分であることには何ら変わりはありません。このような状態の中、国でさえ採決の目途をたてることができない個人情報保護に関する条例の一部改正をするのは拙速だと言わざるを得ません。今回の条例改正も見送るべきではないかということを申し上げて、質問を終わります。

（補正予算）高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金について

高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を直接保険料軽減特例措置の財源にした理由は

【さはし議員】保険料軽減特例措置を行うための高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、いったん臨時特例基金に積み立て、その後、基金を取り崩して、特別会計に繰り出すことによって保険料軽減が行われてきました。しかし、国は、同交付金の取り扱いを変更し、基金の積み立てを行うことなく、直接保険料軽減特例措置の財源にあてることとされ、今回の補正によって基金の残高がゼロになります。

そこで３点おうかがいします。

基金の積み立てを行うことなく、交付金を直接、軽減特例措置の財源をあてることにしたのは、いかなる理由からですか。

厚生労働省から、基金事業でなく単年度補助金事業として実施する旨の通知があったため

【事務局長】昨年６月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制する」との方針が示され、厚生労働省から、今年度より、保険料軽減特例措置は、基金事業ではなく、単年度補助金事業として実施する旨の通知がありました。

基金活用後の基金は解散か

【さはし議員】基金残高が、今年度中にゼロになることによって、基金の存在意義がなくなります。基金は解散となるのですか。

一般会計補正予算

	款	項	補正額	説　明
歳入	国庫支出金	国庫補助金	△4,223,996	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
	財産収入	財産運用収入	△752	後期高齢者医療制度臨時特例基金預金利子
	繰入金	基金繰入金	△3,831,965	後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金
	繰越金	繰越金	2,807	前年度繰越金(償還金に充当)
	歳入　計		△8,053,906	
歳出	民生費	社会福祉費	△3,831,965	後期高齢者医療特別会計繰出金
			△4,224,748	後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金
			2,807	償還金(事務費167、調整交付金2,640)
	歳出　計		△8,053,906	

特別会計補正予算

	款	項	補正額	説　明
歳入	市町村支出金	市町村負担金	230,650	療養給付費負担金過年度分
	国庫支出金	国庫補助金	3,031,094	低所得者軽減措置交付金
			800,871	被扶養者軽減措置交付金
	繰入金	一般会計繰入金	△800,871	激変緩和措置繰入金
			△3,031,094	保険料軽減措置繰入金
	繰越金	繰越金	18,550,167	前年度繰越金(償還金に充当)
	歳入　計		18,550,167	
歳出	諸支出金	償還金及び還付加算金等	18,780,817	償還金
	歳出　計		18,780,817	

基金の解散時期や具体的な手順等については、改めて国から示される

【事務局長】保険料軽減特例措置の財源は、平成26年度末の基金残高を活用後に平成27年度に交付された交付金を充当することとなり、基金残高は平成27年度中にゼロになる。

基金の解散時期や具体的な手順等は、改めて国から示される予定です。

今後の啓発費の財源を国に求めよ

【さはし議員】臨時特例基金の一部は、啓発財源として活用されてきましたが、基金の残高がなくなることで、今後は新たに財源を確保する必要があります。よって、啓発費分も交付金として国に求めるべき

だと考えますが、いかがですか。

国に要望している

【事務局長】啓発費はこれまで基金を活用している。今後も、制度の周知等の啓発事業を継続して行っていく必要があり、啓発費について新たに財源を確保する必要がある。

そのため、全国後期高齢者医療広域連合協議会から、制度周知等の広報事業について引き続き必要な予算措置を講ずることを国に要望し、当広域連合も、広域連合協議会の東海北陸ブロック協議会を通して、厚生労働省へ要望している。

軽減特例を段階的に縮小、廃止するための基金の解散ではないか（再問）

【さはし議員】保険料軽減特例措置とは、本来、均等割額が７割軽減となる低所得の高齢者に配慮し、当分の間、均等割額の9割または8.5割に軽減を拡大し、さらに一定所得以下の高齢者の所得割額を５割軽減するものです。

また、被用者保険の被扶養者であった場合は、本来均等割額を２年に限り５割軽減するものですが、９割軽減に拡大し３年目以降も軽減しています。

国は保険料軽減の積み立てをやめ、基金の解散を予定しています。この背景には、軽減特例を段階的に縮小し、平成29年には廃止するという国の方針があるのではないですか。お答えください。

激変緩和措置の具体的な内容はまだ未定

【事務局長】保険料軽減特例措置は、平成27年１月の「医療保険制度改革骨子」で見直しすることが盛り込まれ、具体的な内容は「今後検討し結論を得る」とされ、廃止する場合、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとされました。しかし、具体的な内容については、社会保障審議会等で検討される見込みですが、いまだ示されておりません。

したがって、保険料軽減特例措置の廃止を理由としたものではないと認識している。

保険料軽減特例を廃止するひとつの布石だ（意見）

【さはし議員】臨時特例基金は、臨時特例交付金を積み立てるために設立されたものであり、基金をなくすことは、保険料軽減特例を廃止するひとつの布石となる危惧があると申し述べておきます。

≪２６年度決算の質疑≫ 懇談会について／保険料の滞納と短期保険者証／市町村支出金について　　小林明　議員（扶桑町議）

認定第１号 一般会計歳入歳出決算の認定について

１　愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会

ア　懇談会の委員の選任について、公募による被保険者の委員は無作為抽出の400名の内から、応募者２名を抽選で選任している。これでは、意見を述べたいと思っている方が応募の機会すら与えられない。無作為抽出でなく、被保険者全体から公募すべきでないのか。（連合長）

イ　26年度は２回懇談会の会議が開かれているようであるが、この会議で出された意見が、どのように生かされているか。（事務局長）

愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会委員（2015年5月1日）

区分	氏名	所属等
被保険者	久木　好子	（公財）愛知県老人クラブ連合会副会長（一宮市老人クラブ連合会副会長）
	飯田　展子	（公財）愛知県老人クラブ連合会女性部会副部会長（大府市老人クラブ連合会副会長）
	杉浦　忠	（公財）愛知県老人クラブ連合会評議員（高浜市いきいきクラブ連合会会長）
	三溝　芳隆	（公社）名古屋市老人クラブ連合会副会長
	浅倉　靖雄	公募
	水谷　すみ子	公募
医療関係者	伊藤　宣夫	（公社）愛知県医師会（副会長）
	内堀　典保	（一社）愛知県歯科医師会（副会長）
	岩月　進	（一社）愛知県薬剤師会（副会長）
保険団体	内藤　泰典	健康保険組合連合会愛知連合会（事務局長）
	光部　啓一	豊橋市（国保年金課長）
学識経験者	井口　昭久	愛知淑徳大学健康医療科学部教授
	田川　佳代子	愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科教授

認定第２号
特別会計歳入歳出決算の認定について

1　保険料の滞納状況と短期保険証の交付状況

ア　保険料滞納者の所得階層別の状況について（事務局長）

イ　短期保険証及び資格証明書が交付されている被保険者の所得階層別の状況について

2　歳入歳出決算書の市町村支出金

ア　歳入歳出決算書の事項別明細書の保険料等負担金の調定額と収入済額が同額になっているが、保険料の滞納はないのか。（事務局長）

（＊質問詳細・回答は後期高齢者広域連合のＨＰでご覧ください）

2014年度一般会計決算

歳入

区分	決算額	%
分担金及び負担金	1,211,240,000	13.16
国庫支出金	3,910,637,165	42.49
財産収入	757,079	0.01
寄附金	0	0.00
繰入金	4,032,979,262	43.81
繰越金	48,908,640	0.53
諸収入	231,181	0.00
合計	9,204,753,327	100

歳出

区分	決算額	%
諸会費	3,478,248	0.04
総務費	799,696,503	8.72
民生費	8,364,049,487	91.24
公債費	0	－
予備費	0	－
合　計	9,167,224,238	100

※議会費のうち、議員報酬165万円、議会会場（ホテル）借上140万円

所得区分別被保険者数の状況（年度末）

年度	被保険者(人)	現役並所得者※1		一般※2		低所得Ⅱ※3		低所得Ⅰ※4	
		（人）	(%)	（人）	(%)	（人）	(%)	（人）	(%)
2010	696,054	66,677	9.58	413,088	59.35	115,450	16.59	100,839	14.49
2011	724,297	67,972	9.38	425,965	58.81	124,120	17.14	106,240	14.67
2012	755,704	67,392	8.92	442,990	58.62	134,038	17.74	111,284	14.73
2013	778,651	68,560	8.80	453,019	58.18	142,367	18.28	114,705	14.73
2014	807,006	71,972	8.92	464,752	57.59	151,422	18.76	118,860	14.73

※1　同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の方（ただし、①平成24年8月から、前年12月末時点での世帯状況に関する一定の条件を満たす場合には、市町村民税の課税所得から一定の金額を控除して判定。②平成27年1月から、旧ただし書所得に関する一定の条件を満たす場合には、「一般」に該当。③収入額に関する一定の条件を満たす場合には、申請により「一般」に該当。）
※2　現役並み所得者」・「低所得Ⅱ」・「低所得Ⅰ」に該当しない方
※3　市町村民税非課税世帯や、「低所得Ⅰ」に該当しない方
※4　世帯全員の各種所得（公的年金は控除額を80万円で計算）が0円の方等

後期高齢者医療特別会計

歳入

区分	決算額	%
市町村支出金	131,726,846,652	17.92
国庫支出金	224,137,680,156	30.49
県支出金	60,650,874,623	8.25
支払基金交付金	294,641,140,580	40.07
特別高額医療費共同事業交付金	155,460,269	0.02
寄附金	0	－
繰入金	4,022,428,574	0.55
繰越金	18,919,136,314	2.57
県財政安定化基金借入金	0	－
諸収入	986,265,262	0.13
合計	735,239,832,430	100

歳出

区分	決算額	%
保険給付費	687,525,278,172	97.59
県財政安定化基金拠出金	1,617,429,328	0.23
特別高額医療費共同事業拠出金	149,583,883	0.02
保健事業費	2,288,103,075	0.33
公債費	0	－
諸支出金	12,911,748,637	1.83
予備費	0	－
合計	704,492,143,095	100

被保険者数の状況（年度末）

年度	被保険者数（人）	対前年度比（%）	65歳以上75歳未満の障害認定者(人)	対前年度比（%）
2010	696,054	104.2	40,906	98.3
2011	724,297	104.1	40,598	99.3
2012	755,704	104.3	41,595	102.5
2013	778,651	103.0	42,989	103.4
2014	807,006	103.6	43,483	101.2

年齢階層別被保険者数の状況（年度末）　（単位：人）

年度	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100～
2010	19,089	21,817	293,225	197,299	106,786	43,561	12,616	1,661
2011	18,441	22,157	304,445	204,228	114,542	45,541	13,128	1,815
2012	19,200	22,395	314,020	215,227	121,142	48,354	13,387	1,979
2013	19,647	23,342	317,238	222,921	128,230	51,477	13,589	2,207
2014	20,329	23,154	324,280	233,245	134,393	54,969	14,318	2,318

後期高齢者医療広域連合職員数の状況（人）

区分	平成26年4月1日		増減	平成25年4月1日	
	配分定数	実人数		配分定数	実人数
事務局長	39	1	0	39	1
事務局次長		1	0		1
総務課		8	0		8
管理課		15	0		15
給付課		12	0		12
出納室		2	0		2
選挙管理委員会	2	（兼2）	0	2	（兼2）
監査委員事務局	2	（兼2）	0	2	（兼2）
議会事務局	2	（兼2）	0	2	（兼2）
合計		39	0		39

短期保険証交付者の負担区分内訳（人）

一部負担割合	課税非課税	負担区分	2014年6月末	2015年6月末
3割	課税	現役並み所得者	41	68
1割	課税	基準収入適用（現役並み所得）	15	9
	課税	一般	335	402
	非課税	区分Ⅰ・区分Ⅱ（未申告者含む）	150	192
計			541	671

保険料の滞納処分実施者数と金額

実施年度	滞納処分	
	人数	金額（円）
2008年度	0	0
2009年度	19	1,804,540
2010年度※	58	13,011,355
2011年度	128	43,634,818
2012年度	99	16,664,787
2013年度	88	20,501,237
2014年度	117	24,328,136

※2010年度までの数値は、差押え、参加差押え、交付要求を対象としているが、2011年度以降の数値は、差押えのみを対象としている。（国報告における滞納処分の定義の変更によるもの。）2012年8月の同資料作成後に国の取扱い変更があったため、平成23年度の数値は、昨年度の同資料の数値とは異なる。

保険料の差し押さえ

差し押さえ対象	25年度滞納処分		26年度滞納処分	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
預貯金	70	11,270,735	84	11,797,492
年金	10	2,734,830	42	10,129,444
不動産	9	4,806,372	7	217,000
生命保険	4	1,424,300	6	953,800
給与			1	276,600
国税等の還付金	3	265,000	3	2,780,300
その他			2	733,100
計	96	20,501,237	151	26,887,736

短期期保険証交付・未交付状況（各年度6月末現在）

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
名古屋市	139(30)	179(40)	189(58)	216(54)	273(70)
豊橋市	7	27	23	38（2）	52（3）
岡崎市	19	27	38	36（1）	39（2）
一宮市	7	17	15（1）	16（7）	49（3）
瀬戸市	21	15	11	8	16
半田市	16（6）	16（5）	12（5）	10（4）	9（2）
豊川市	28	48（3）	52	23	29
刈谷市	7（1）	9	3（1）	6（2）	5（1）
豊田市	35	39	36	49	46（1）
安城市	19（8）	21（5）	19	18（1）	23（3）
西尾市	1				9（1）
蒲郡市	7（3）	6（3）	7（1）	13（3）	21（4）
小牧市	10(10)		4	10（2）	14（1）
稲沢市	18	11	11	7	7
新城市		2	3（1）	3（1）	2
東海市	5	5（1）	2	1	1
知多市		4（1）	3（1）	7	5（1）
知立市	5	6（1）	6（4）	4（1）	2（2）
豊明市	5	6（3）	3（1）	4	7
日進市	4	6（1）	4	1	
田原市	7	9（1）	13	14	12（2）
愛西市	5	8（3）	13（2）	23（1）	15（1）
弥富市	5（2）	3（1）	4（2）	4	2
みよし市	4	2	1	11（1）	2
あま市	15（8）	16（7）	16（6）	12（4）	19（3）
東郷町		5	2	1	1
大治町	8	6（1）	3		1
美浜町	2	1		2（1）	3
武豊町	3	1	2	2	3
幸田町	4	6	4（1）	2	4（1）
合計	415(68)	502(76)	498(84)	541(85)	671(110)

(注1)短期保険証の発行は、平成21年8月以降めため、平成21年6月末については0件
(注2)カッコの数字は、有効期間が経過し、未更新となっている件数

「特別会計決算認定案」にたいする反対討論

制度廃止が先送りされ、26年4月から再度値上げされた決算だ

さはしあこ議員

【さはし議員】平成26年度特別会計決算の認定に対して、反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、後期高齢者医療保険制度の廃止が先送りされ続け、26年4月から再度値上げされた保険料に基づく決算となっているからです。

２年ごとに行われる保険料の改定によって、１人あたりの平均保険料は、平成26年度で前回の保険料改定時の年額79,962円から82,584円となり、2,622円の値上げが実施されました。

年金給付は、特例法廃止によって本来の水準に戻すための措置として３年間で2.5％の引下げを実施するとしており、26年度は0.7％引き下げとなりました。介護保険も３年ごとの見直しによる値上げが

保険料の推移（事業概況より）

	均等割	所得割率	1人り保険料	収納率
2009年度	40,175円	7.43%	75,283円	99.26%
2010年度	41,844円	7.85%	76,210円	99.40%
2011年度	41,844円	7.85%	75,588円	99.48%
2012年度	43,510円	8.55%	80,275円	99.47%
2013年度	43,510円	8.55%	79,930円	99.51%
2014年度	45,761円	9.00%	83,235円	99.53%

されるなど、高齢者の負担増は深刻な問題です。

このように高齢者の苦しい生活の実態が、26年度の決算からもあきらかとなりました。保険料に対する滞納処分や短期保険証の件数も昨年度より増えており、中でも生活を支える年金の差し押さえ件数は40件を超え、４倍にもなっています。

国民皆保険であるならば、すべての国民のみなさんが安心して医療が受けられることが大前提です。そもそも高齢者となれば、医療費がかかるのは当たり前であり、75歳以上の人だけを切り離して別勘定にし、負担の痛みを自覚させる制度自体そのものに問題があります。

誰もが安心してかかれる医療制度とするためにも、国民を年齢によって分断するような後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度へと戻すべきだと申し上げて反対討論を終わります。

保険料の減免状況（現年賦課分・事業概要より）

	件数	減免額
2010年度	333件（ー）	10,183,700円（ー）
2011年度	396件(57人)	11,749,600円（1,809,900円）
2012年度	371件(34人)	9,563,600円（1,031,200円）
2013年度	333件(6人)	8,462,900円（　380,300円）
2014年度	389件(8人)	10,319,700円（　321,500円）

（ ）内は東日本大震災被災者

保険料の法定軽減の状況（事業概況より）

区分		年度別対象者数(延べ人数)				
		2010	2011	2012	2013	2014
均等割額	９割軽減	117,477	123,786	129,045	132,884	136,550
	８.５割軽減	89,766	96,553	104,671	111,759	119,181
	５割軽減	15,177	15,962	16,873	17,606	53,980
	２割軽減	49,357	52,772	58,309	62,696	65,408
	被扶養者軽減(９割)	85,100	84,562	83,822	82,882	81,739
	小計	356,877	373,635	392,720	407,827	456,858
所得割軽減	５割軽減	69,265	72,816	77,725	80,687	84,801
合計		426,142	446,451	470,445	488,514	541,659

一部負担金免除の実績

	免除人数	件数	免除額	備考
2010年度	24人	83件	236,462円	東日本大震災関連は2011年度になる
2011年度	102人	1,441件	5,420,433円	うち大震災関連は43人、736件、2,013,242円
2012年度	78人	728件	2,031,747円	うち大震災関連は37人、519件、1,504,086円
2013年度	27人	269件	1,526,202円	うち大震災関連は6人、119件、369,975円
2014年度	20人	204件	913,362円	うち大震災関連は8人、132件、442,060円

≪一般質問≫
保険料軽減特例の見直し／協定保養所科用助成

さはしあこ　議員

保険料軽減特例の見直しについて

連合長の見解は

【さはし議員】はじめに、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しについて、連合長におうかがいします。

被扶養者であった被保険者の状況（年度末）

年度	被保険者数（人）	被扶養者であった被保険者（人）	被保険者数に占める割合（%）
2010	696,054	79,036	11.35
2011	724,297	78,249	10.80
2012	755,704	78,024	10.32
2013	778,651	76,892	9.88
2014	807,006	76,012	9.42

平成26年は、消費税が５％から８％へ引き上げられました。平成27年度には、名古屋市では、介護保険料は、一人あたり年間5,448円の値上げとなりました。年金支給も段階的に引き下げが進められ、（平成

新規資格取得者の事由　（年度末）（単位：人）

年度	転入	生活保護廃止	年齢到達	その他	合計
2010	1,574	320	64,299	7,007	73,200
2011	1,654	398	64,746	7,483	74,281
2012	1,674	408	67,560	8,913	78,555
2013	1,714	491	60,454	8,733	71,392
2014	1,809	477	67,385	8,191	77,862
※障害認定による資格取得は「その他」に含まれる。					

26年度の）年金額は0.7％の引き下げとなっています。さらに、平成29年４月には、消費税率10％へ再増税されようとしています。生活するための収入の年金は下がる一方で、消費税や保険料など負担は増えるばかりです。

このように75歳以上の高齢者を取り巻く環境は、あきらかに苦しさが増しているといえるのではないでしょうか。そこで、おうかがいします。いまの高齢者を取り巻く現状についての認識をお聞きかせ下さい。

高齢者に過度の負担とならないよう、国に対して言うべきことはしっかりと言ってまいりたい（連合長）

【連合長】高齢者の方々にとって、年金支給額の引き下げや消費税増税などは影響があるものと存じますが、保険料は、可能な限りの増加抑制と軽減制度の適用により、負担軽減を図っている。

後期高齢者医療制度は、制度が発足して７年が経過し、定着しているものと存じますが、今後も、高齢者に過度の負担とならないよう、国に対して言うべきことはしっかりと言ってまいりたい。

いずれにしても、当広域連合としては、高齢者の皆様が安心して医療が受けられるよう最善を尽くします。

軽減特例が廃止された場合、負担の影響はどれほどか

【さはし議員】平成26年に保険料が改定され、引き上げられました。しかし、保険料軽減特例によって、約半数の被保険者の負担は軽くなっています。ところが、平成27年１月に実施された社会保障制度改革推進本部において、医療保険制度改革骨子が公表され、その中では「負担の公平化から、後期高齢者の保険料軽減特例の見直し」が求められています。保険料軽減特例の予算措置については「段階的に縮小し、その実施にあたっては、低所得者に配慮しつつも、平成２９年度からは原則的に本則に戻す。激変緩和措置も講ずる。」としていますが、実際には、後期高齢者のみなさんの負担増が危惧されます。

医療費実績の推移

	一人当り医療費	一人当り件数	1件当り医療費	1日当り医療費
2010年度	912,680円	28.3件	32,225円	14,727円
2011年度	924,525円	28.8件	32,096円	15,059円
2012年度	927,431円	29.3件	31,706円	15,412円
2013年度	941,626円	29.7件	31,697円	15,855円
2014年度	941,916円	30.1件	31,331円	16,169円

平成26年度の保険料が賦課されている被保険者数は、延べ人数で約84万人です。そのうち約半数の41万人程度の方が保険料軽減特例を受けざるを得ない状況です。

現状、被保険者の約５割が適用となっている軽減特例が廃止された場合、負担の影響はどれほどになるか、モデルケースでお示し願います。

年間保険料額4,500円の人は13,700円になる

【事務局長】保険料負担の影響は、収入が年金収入のみである夫婦世帯の世帯主の平成26年度保険料にかかるモデルケースで示すと、年収79万円で現在９割軽減により年間保険料額4,500円である被保険者は13,700円となり9,200円の増となります。年収153万円で現在8.5割軽減により年間保険料額6,800円である被保険者は13,700円となり6,900円の増となります。年収169万円で被扶養者軽減の適用を受けていることにより年間保険料額4,500円である被保険者は22,800円となり18,300円の増となります。年収211万円で所得割軽減の適用を受けていることにより年間保険料額48,900円である被保険者は75,000円となり26,100円の増となります。

国に恒久化をはたらきかけよ

【さはし議員】平成27年２月の定例会において「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」が採択され、連合議会から国に対して提出されました。

意見書でも述べられているように、低所得者における保険料負担の大幅な増加につながり、安心して医療をうけていただくためにも保険料軽減特例を継続することが必要です。広域連合におきましても、社会において、後期高齢者の置かれている生きにくい状況などを理解していただき、また、意見書を重く受け止めていただき、国に対して継続はもちろんのこと、恒久化をはたらきかけていただくことを求めます。いかがでしょうか。お答え願います。

機会あるごとに国に対して要望する

【事務局長】保険料軽減特例の継続は必要なものと認識し、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて行うなど、機会あるごとに国に対して要望してきた。今後も、引き続き機会あるごとに、低所得者等の保険料軽減について、要望してまいりたい。

保険料軽減特例措置にたいする国の認識はどうか（再質問）

【さはし議員】軽減特例措置が見直されることによって、現段階の試算ではありますが、年間２～３倍の負担増が見込まれることがあきらかになりました。広域連合として、機会あるごとに国に対して要望していただいている旨の答弁もございました。愛知県を含め、他のいくつかの市町の議会からも国に対して意見書が提出されています。国は、どのように受け止めているかお聞かせください。

後期高齢者議会で質問するさはし議員（2015.8.17　メルパルク）

意見を受け止め、社会保障審議会等で真重な検討がされる

【事務局長】保険料軽減特例措置の継続に関する要望は、様々な地方公共団体等から要望がなされている。国においては、これらの要望を重く受け止め、保険料軽減特例措置について社会保障審議会等で慎重な検討がされるものと考えています。

軽減特例の恒久化のイニシアチブを（意見）

【さはし議員】国の見直しによって、保険料軽減特例が廃止されるようなことになれば、いままで、この制度によって保険料が軽減されていた約５割の方は負担増となり、負担割合の最も大きい方は、現状より約４倍もの保険料となります。今の高齢者の苦しい生活状況を考えれば、特例を廃止し、本来の保険料に戻すことであっても負担がどれほど重くのしかかってくるでしょうか。特例の見直しをするにいたっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせての実施としています。しかし、年金支給についても、特例水準の段階的解消と合わせてマクロ経済スライドによる調整などによって支給額が引き下げられています。

連合長からも「国に対して言うべきことはしっかり言っていく」という答弁がありました。

他県の広域連合とともに、国に対して軽減特例の恒久化を求めることを本広域連合としてイニシアチブをとって進めていただきたいと思います。

協定保養所科用助成について

おんたけ休暇村も対象にせよ

【さはし議員】後期高齢者医療保険の被保険者は、健康の保持増進を目的として、愛知県下にある６か所の保養所と協定を結び、１泊につき1000円、最大４泊までが助成を受けることができます。

名古屋市は、保養所として休養温泉ホーム松ヶ島とおんたけ休暇村を所有しています。国民健康保険の加入者は「健康保険保養所施設利用事業」として、宿泊すると一人あたり１泊1000円の助成をうけることができます。

以前は、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行することで、両保養所は利用できませんでしたが、松ヶ島は、名古屋市の働きかけによって後期高齢

協定保養所利用実績（人）

年度	レイクサイド入鹿	松ケ島	あいち健康の森プラザホテル	シーサイド伊良湖	サンヒルズ三河湾	百年草	合計
2010	456	4,968	357	463	653	132	7,029
2011	496	5,136	300	577	710	172	7,391
2012	596	5,459	454	719	972	174	8,374
2013	596	5,630	384	755	922	139	8,426
2014	689	5,771	401	648	1,228	180	8,917

者医療保険になっても、1000円の助成を引き続き受けることが出来るようになりました。

しかし、おんたけ休暇村は、75歳となり、国民健康保険から後期高齢者医療保険へと移ることで、いままで受けることができた1000円の助成を受けることができなくなります。

昨年の９月、御嶽山が噴火し、多大な被害に見舞われました。雪解けを待ち、ようやく、再び捜索活動が行われ、今は打切りとなっています。噴火の影響によって、スキー場なども営業を控え、噴火災害の風評被害など、周辺住民への影響も長期化しています。愛知県の後期高齢者医療広域連合が、おんたけ休暇村を協定保養所とすることで、復興を支援し、おんたけ休暇村がある王滝村を応援しませんか。

遠いし健康増進効果が明快でなく難しい

【事務局長】当広域連合における協定保養所は、75歳を超えるご高齢の方でも利用しやすいように、「地域バランス」や「交通アクセス」「利用料金」などを考慮のうえ、愛知県とその近隣区域を対象に、尾張地区等で３施設、三河地区で３施設の計６施設を選定しております。

おんたけ休暇村は長野県にあり、施設までの所要時間が、名古屋から車で約３時間、電車で約２時間半（HP掲載）、三河地区にお住まいの方であればさらに所要時間がかかることから、「地域バランス」や「交通アクセス」の観点から見て問題があると思われます。

また、協定保養所利用助成事業は、国の特別調整交付金の席付対象となる「長寿・健康増進事業」として位置づけられていますが、国が健康増進効果が明らかでない事業については補助の見直しを示しており、財源である国庫補助の継続が不透明な状況であることから、施設数の拡大は困難となっています。

保健事業　　件数/金額

項目／年度	健康診査	人間ドック	肺炎球菌ワクチン予防接種	協定保養所
2010	205,223人 1,278,921,126円 （受診率 30.73%）	11市町村 28,382,000円	－	7,029人 7,029,000円
2011	220,056人 1,735,346,086円 （受診率 31.46%）	11市町村 34,278,000円	21市町村 121,658,000円	7,391人 7,391,000円
2012	236,634人 1,918,439,878円 （受診率 32.67%）	15市町村 41,412,000円	40市町村 90,120,000円	8,374人 8,374,000円
2013	248,762人 （受診率 32.92%） 2,093,031,193円	15市町村	54市町村	8,426人 8,426,000円
2014	266,353人 （受診率 34.21%） 2,288,103,075円	16市町村 59,811,000円	52市町村 23,756,000円	8,917人 8,917,000円

2014年度人間ドック・脳ドック実施市町村
（後期高齢者医被保険者対象分）

実施市町村数		実施市町村名
交付金申請	16	豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、新城市、大府市、知立市、高浜市、岩倉市、北名古屋市、弥富市、扶桑町、幸田町
交付金未申請	5	春日井市、西尾市、長久手市、大治町、飛島村
合計	21	（扶桑町が参加）

以上の点を踏まえて、おんたけ休暇村と協定を結ぶことは非常に難しいと考えます。

噴火による災害からの復興支援にもなる（意見）

【さはし議員】この提案は、先ほど保険料軽減特例の継続・恒久化を求めたことからも、高齢者が困窮した生活をおくる中、少しでも負担を軽くすることで、健康保持・増進を掲げる健康事業を推進していく目的としての保養所を利用していただき、健康な身体を保っていただくことを願うものです。同時に、多くの高齢者が健康であること自体、広域連合が財政的にも助かるからです。国が健康増進効果が明らかでない事業について補助の見直しを示しており、財源が不透明といわれますが、広域連合として、健康増進効果など、国に対して示していく必要があると思います。

何よりも、まだ災害から立ち直っていない王滝村に向けて、愛知県も応援しようというものです。

後期高齢者医療保険に加入しても、引き続き1000円の助成を受けることが出来るように、おんたけ休暇村と保養所の協定を結ぶことを求めます。

平成26年度市町村別保険給付実績（平成26年3月診療分～平成27年2月診療分）

区分	1人あたり医療費	療養縮付費		葬祭費	区分	1人あたり医療費	療養縮付費		葬祭費
		件数	金額	件数			件数	金額	件数
名古屋市	1,019,701	7,805,215	219,777,259,948	13,534	岩倉市	863,042	125,605	3,591,092,304	236
豊橋市	930,291	1,118,864	33,111,408,054	2,178	豊明市	970,488	203,044	5,974,931,016	389
岡崎市	890,512	1,077,968	28,010,794,738	2,059	日進市	995,851	226,382	6,221,950,443	350
一宮市	938,205	1,271,503	35,529,281,327	2,310	田原市	799,075	225,851	5,857,288,285	531
瀬戸市	1,019,947	480,743	14,398,621,595	923	愛西市	919,456	236,404	6,669,455,836	476
半田市	863,127	391,955	9,282,865,124	706	清須市	907,105	203,987	5,446,011,330	403
春日井市	926,423	934,594	24,980,549,419	1,641	北名古屋市	905,593	224,159	6,172,856,464	424
豊川市	881,350	598,051	15,803,869,865	1,179	弥富市	943,009	139,833	3,934,428,555	303
津島市	857,008	221,371	5,760,441,046	465	みよし市	959,107	99,465	3,207,974,677	220
碧南市	903,748	217,570	6,217,252,325	496	あま市	948,387	260,953	7,416,073,502	476
刈谷市	969,910	298,737	10,035,259,683	720	長久手市	977,636	97,123	2,871,806,629	181
豊田市	898,155	968,172	28,060,326,350	1,955	東郷町	959,203	105,326	2,963,288,360	189
安城市	828,915	408,871	11,366,775,339	875	豊山町	892,057	37,300	985,586,302	82
西尾市	828,585	535,996	13,826,735,070	1,218	大口町	887,498	57,278	169,755,674	121
蒲郡市	891,368	317,854	8,594,155,165	580	扶桑町	920,296	120,520	3,198,735,729	216
犬山市	966,206	250,689	7,568,754,873	515	大治町	1,027,246	74,300	2,174,046,422	141
常滑市	873,835	197,789	5,576,108,450	485	蟹江町	1,024,534	107,858	3,440,440,339	221
江南市	871,688	323,559	8,752,163,525	707	飛島村	793,245	14,841	432,238,240	56
小牧市	903,394	400,184	10,852,256,837	779	阿久比町	855,005	100,034	2,278,449,001	153
稲沢市	913,168	436,922	12,071,663,770	937	東浦和	895,990	151,934	4,091,446,091	299
新城市	747,530	188,546	5,526,323,277	520	南知多町	900,453	75,964	2,746,401,783	211
東海市	917,527	276,131	8,361,661,850	544	美浜町	898,357	56,719	2,366,428,885	184
大府市	882,818	224,514	5,918,445,943	383	武豊町	886,565	125,492	3,236,016,942	239
知多市	836,607	253,564	6,483,071,045	487	幸田町	866,247	102,035	2,617,858,617	220
知立市	902,705	141,599	4,739,117,983	335	設楽町	666,133	30,971	935,286,271	88
尾張旭市	969,694	267,657	7,073,627,046	481	東栄町	685,625	29,202	694,631,031	77
高浜市	885,622	102,946	3,337,782,472	258	豊根村	665,622	7,657	224,060,993	17
					合計	941,916	22,951,807	642,412,010,840	43,773

市町村別健康診査事業実績(2014年度) 被保険者数は2014年4月1日現在

市町村名	被保険者	受診者数	受診率%	%の伸び	市町村名	被保険者	受診者数	受診率%	%の伸び	市町村名	被保険者	受診者数	受診率%	%の伸び
名古屋市	248,962	58,891	23.65	2.20	小牧市	13,621	5,650	41.48	0.37	あま市	8,774	3,861	44.01	2.18
豊橋市	40,479	3,668	23.88	0.65	稲沢市	15,037	6,646	44.20	3.15	長久手市	3,376	1,431	42.39	5.18
岡崎市	35,782	22,372	62.52	0.05	新城市	8,427	3,349	39.74	△0.25	東郷町	3,488	1,202	34.46	△1.05
一宮市	42,696	21,053	49.31	1.57	東海市	10,327	5,120	49.58	△0.28	豊山町	1,253	424	33.84	1.75
瀬戸市	15,939	5,800	36.39	1.08	大府市	7,571	2,942	38.86	1.43	大口町	2,101	1,039	49.45	3.07
半田市	12,305	7,261	59.01	1.05	知多市	8,727	3,197	36.63	1.17	扶桑町・	3,930	2,115	53.82	△3.41
春日井市	30,569	9,364	30.63	1.27	知立市	5,959	2,583	43.35	3.70	大治町	2,405	8,069	33.64	2.85
豊川市	20,352	4,262	20.94	1.16	尾張他市	8,233	3,126	37.74	0.58	蟹江町	3,823	1,525	39.84	1.70
津島市	7,648	3,228	42.21	1.73	高浜市	4,302	2,322	53.97	△0.42	飛島村	640	271	42.34	2.60
碧南市	7,915	4,114	51.98	△0.09	岩倉市	4,693	1,560	33.24	△1.32	阿久比町	3,015	806	26.73	1.06
刈谷市	11,903	5,490	46.12	△0.50	豊明市	69印	2,317	33.29	2.11	東浦町	5,146	3,033	58.94	△0.56
豊田市	35,293	10,027	28.41	1.72	日進市	7,143	2,338	32.73	△4.72	南知多町	3,463	681	19.67	0.87
安城市	15,569	6,162	39.58	2.41	田原市	8,407	3,449	41.03	0.07	美浜町	2,958	736	24.88	0.97
西尾市	19,024	5,118	26.90	0.82	愛西市	8,173	3,137	38.38	0.27	武豊町	4,108	2,177	52.99	1.21
蒲郡市	10,943	3,566	32.59	△2.72	清須市	6,942	1,983	28.57	1.39	幸田町	3,411	1,194	35.00	0.68
犬山市	8,890	3,918	44.07	△0.67	北名古屋市	7,704	2,109	27.38	0.86	設楽町	1,606	562	34.99	△1.27
常滑市	7,196	2,770	38.49	1.35	弥富市	4,723	2,075	43.93	0.91	東栄町	1,141	450	39.44	0.68
江南市	11,405	5,722	50.17	0.64	みよし市	3,750	1,217	32.45	0.44	豊根村	389	131	33.68	△4.07
										計	778,651	266,353	34.21	1.29

【後期高齢者医療制度の改善を求める請願書】「保険料の負担軽減、短期保険証の交付はしないなど、当然の要求であり、ぜひ採択すべき

全員協議会での趣旨説明　小林明　議員

請願の趣旨説明は開会前の全員協議会の場で行われ、本会議では討論・採決のみ行われます。（省略）

請願第3号
後期高齢者医療制度の改善を求める請願書
【請願趣旨】
後期高齢者医療制度の愛知県の保険料は、2010年4月の改定で5%、2012年4月の改定で5%、2014年4月の改定では3．28%の値上げがされました。公的年金給付支給が切り下げられているなか、高齢者のこれ以上の負担は限界です。
生活が困窮している低所得者に対しては、全国一律の制度として保険料減免がありますが、国はこの保険料軽減特例を段階的に廃止しようと計画しています。また、愛知県として独自に上乗せした保険料軽減をすることも必要です。また、生活困窮者が医療の必要な状態になっても、一部負担金が払えず医療にかかれない事態が生まれています。高齢者の医療を受ける権利が保障されるよう、一部負担金の減免制度が必要です。
愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の、公募による被保険者の代表は、無作為抽出によるものでは、公募委員として意見を述べたくとも応募の機会すら与えられないこととなります。無作為抽出でなく、ホームページの活用などにより広く被保険者全体から公募することが適当ではないでしょうか。
葬祭費の支給は申請が必要ですが、全国で26府県が申請勧奨しています。愛知県内にも勧奨をしている市町村が一部にはありますが、申請漏れが起こらないよう、広域連合として申請勧奨をすべきです。
私たちは、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めていますが、後期高齢者のいのちと健康を守る立場から、当面、直ちに次の事項の実現を求めます。
【請願事項】
1．低所得者に対し、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
2．国に対して、後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度となるよう、求めてください。
3．一部負担金減免について、生活保護基準の1．4倍以下の世帯に対しても実施してください。
4．保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「財産の差し押さえ」は行わないでください。
5．愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、広く被保険者から公募するよう改めてください。
6．後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

賛成討論（さはしあこ議員）

高齢者の暮らしを考え、安心して医療を受けられる仕組みづくりを

【さはし議員】請願第３号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、賛成の立場から討論を行います。

消費税増税、保険料引き上げ、年金給付の引き下げ、社会保障の削減が高齢者のくらしを直撃しています。高齢者を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しています。高齢者の負担は、すでに限界まで来ており、安心して医療さえも受けることができない状態まで追い込まれている方も少なくありません。

過度な保険料負担による滞納を防ぎ、一部負担金の支払いが困難で受診を控えたために起こる病気の重篤化を防ぐためにも、低所得者な高齢者への対策として愛知県が独自に一部負担金減免を含めた軽減制度の実施や、個別訪問などによる相談体制の強化が必要だと考えます。

低所得者等への保険料減免拡充を

請願事項１の低所得者に対する、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度についてですが、国が保険料軽減特例を段階的に縮小、廃止するのであれば、愛知県として少しでも負担軽減を図ることが必要ではないでしょうか。

軽減特例の恒久化こそ必要

請願事項２については、保険料軽減特例の見直しに関して、先はど質問もさせていただきましたが、昨年度、国に対して、本議会は軽減特例が恒久的制度とすることを求める旨の意見書を採択しました。改選された本議会においても、高齢者の厳しいくらしの実情を踏まえ、軽減特例廃止によって負担増とならないように、引き続き、恒久化実現を強く求めるべきと考えます。

実態に応じた一部負担金軽減を

請願事項３の低所得者への一部負担金減免についてです。「国の通知では低所得者を事由とした減免は規定されていない」との理由から検討すらしないのではなく、著しく収入が減った状態が長く続いている低所得の方々が、一部負担金の支払いが困難である実情を把握し、支援することは必要です。

差し押さえより払える保険料に

請願事項４について、保険料の支払いが困難である方にとっては、短期保険証の発行や財産の際差し押さえなどの処分では、根本的な問題は解決しません。低所得者層の中でも短期保険証の発行が増えています。また、老後の生活の保障である年金の差し押えが増加していることも見過ごすことはできません。生活の実態把握に努め、きめ細かな相談体制を構築することこそ必要だと思います。

懇談会委員は広く公募を

請願事項５の懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものではなく、広く被保険者から公募することを求める請願についてです。無作為抽出による委員の選定については「すべての被保険者に公募に関する情報を公平に提供し、公募を行うことは困難と考え、公募の情報を知りえた方もそうでない方も平等となるため」との理由から、現在の方法をもって行っていろとのことです。後期高齢者医療制度について、意見を述べたい方はたくさんいらっしゃると思います。被保険者に公募の情報を公平に提供することが困難であることを理由とするならば、まずは、請願者からもホームページの活用などが提案されていますように、情報提供の努力をすべきだと考えます。

葬祭費の申請漏れをなくせ

請願事項６の葬祭費支給による申請勧奨については、周知は十分図られているということですが、平成26年度第２回愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会で、委員からホームページやパンフレツト等を活用した制度全般の広報に関する効果をたずねられていますが「効果測定は行っていない」とのお答えでした。葬祭費の申請も含め、制度に関する周知が十分図られているか疑問です。申請漏れがないように申請勧奨をしていただきたいと思います。

以上の理由から、本請願の採択を求めて討論を終わります。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会（2015年8月17日）

議案		各議員の態度		結果	内容
		共産党	他議員		
議案第9号	個人情報保護条例の一部改正	×	○	可決	番号法の制定で、個人番号を含む特定個人情報の利用制限などを定める。10月5日施行。
議案第10号	職員の給与に関する条例の一部改正	○	○	可決	単身赴任手当月額を基礎額23,000円、上限45,000円を基礎額3万円、限度額7万円に、管理職特別手当を週休日、祝日、年末年始に加え深夜にも支給する。上限5,000円。
議案第11号	平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	○	○	可決	80億5,390万6千円の減額補正。円滑運営臨時交付金を基金に交付していたものを直接保険料軽減措置に交付に切り替えるほか、事業費補助金や調整交付金の超過交付分を返還する。
議案第12号	平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	○	○	可決	187億8,081万7千円の補正。保険料軽減措置への交付金受け入れのほか、療養給付費や高額療養費などの清算
認定第1号	平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定	×	○	可決	市町村負担金12.1億円、国庫支出金39.1億円など。 事務局長以下派遣職員39名。保養所の利用実績8917人など
認定第2号	平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	×	○	可決	保険者数807,006人。一人当たり医療費941,916円。一人当たり30.1件。保険料83,235円。収納率99.53%。 健診実績266,353人、人間ドック実施自治体16。
請願第3号	後期高齢者医療制度の改善を求める請願書（年金者組合・社保協）	○	×	不採択	県独自の保険料軽減を。軽減特例の維持を、一部負担金減免を。短期保険証を出さないで、公募委員を、葬祭費をもれなく。

態度：○＝賛成　×=反対　　日本共産党の2人以外の全議員は同じ態度でした。請願7号だけは三好の加藤議員も賛成しました。

平成25年度　年齢構成別被保険者数（平成26年3月末時点：市町村別）（単位：人）									
市町村名	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳～	合計
名古屋市	6,005	6,838	99,537	72,702	42,145	16,695	4,336	704	248,962
豊橋市	1,034	1,228	15,757	11,605	7,037	2,856	822	140	40,479
岡崎市	989	1,144	13,801	10,364	6,203	2,511	648	122	35,782
一宮市	1,100	1,373	18,685	11,929	6,326	2,513	667	103	42,696
瀬戸市	434	493	6,602	4,547	2,527	1,037	256	43	15,939
半田市	323	414	4,904	3,578	2,074	772	217	23	12,305
春日井市	805	983	13,482	8,349	4,505	1,859	518	68	30,569
豊川市	525	642	8,015	5,712	3,445	1,535	423	55	20,352
津島市	175	225	3,224	2,234	1,173	471	121	25	7,648
碧南市	164	218	3,019	2,419	1,382	547	139	27	7,915
刈谷市	341	361	4,785	3,451	1,935	784	206	40	11,903
豊田市	1,117	1,326	14,111	9,611	5,894	2,486	638	110	35,293
安城市	390	493	6,370	4,489	2,532	974	276	45	15,569
西尾市	463	474	7,178	5,726	3,419	1,353	342	69	19,024
蒲郡市	256	319	4,295	3,313	1,812	717	192	39	10,943
犬山市	232	279	3,737	2,439	1,451	580	154	18	8,890
常滑市	156	170	2,800	2,069	1,310	543	131	17	7,196
江南市	264	377	4,936	3,160	1,751	710	174	33	11,405
小牧市	423	473	6,137	3,647	1,938	781	189	33	13,621
稲沢市	383	514	6,175	4,284	2,364	985	289	43	15,037
新城市	166	139	2,812	2,539	1,768	756	217	30	8,427
東海市	235	335	4,512	2,990	1,552	540	148	15	10,327
大府市	198	236	3,243	2,053	1,188	488	140	25	7,571
知多市	221	280	3,771	2,378	1,394	528	146	9	8,727
知立市	136	169	2,541	1,721	924	363	93	12	5,959
尾張旭市	164	225	3,508	2,396	1,297	529	141	23	8,283
高浜市	93	119	1,714	1,300	705	277	77	17	4,302
岩倉市	117	145	2,068	1,296	706	276	77	8	4,693
豊明市	179	243	3,062	1,941	1,039	377	95	24	6,960
日進市	152	209	3,007	2,037	1,186	437	105	10	7,143
田原市	177	192	2,757	2,553	1,732	737	229	30	8,407
愛西市	228	270	3,372	2,263	1,331	553	127	29	8,173
清須市	155	196	2,914	2,010	1,101	423	116	27	6,942
北名古屋市	218	254	3,703	2,060	966	384	109	10	7,704
弥富市	118	147	1,964	1,361	727	305	81	20	4,723
みよし市	128	154	1,679	1,037	498	207	43	4	3,750
あま市	249	317	4,158	2,301	1,188	437	107	17	8,774
長久手市	81	91	1,430	929	574	207	51	13	3,376
東郷町	83	114	1,544	961	492	222	63	9	3,488
豊山町	43	45	577	349	163	64	11	1	1,253
大口町	64	65	904	585	335	115	28	5	2,101
扶桑町	95	118	1,681	1,104	631	233	57	11	3,930
大治町	77	87	1,115	649	296	129	40	12	2,405
蟹江町	103	114	1,645	1,055	635	220	47	9	3,828
飛島村	15	10	226	179	134	59	14	3	640
阿久比町	65	85	1,235	868	507	194	49	12	3,015
東浦町	120	146	2,160	1,452	797	354	98	19	5,146
南知多町	78	88	1,262	1,059	641	264	62	9	3,463
美浜町	76	88	1,159	834	518	222	55	6	2,958
武豊町	111	162	1,746	1,108	633	273	67	8	4,108
幸田町	76	108	1,288	979	624	255	70	11	3,411
設楽町	19	31	495	474	352	185	44	6	1,606
東栄町	24	13	324	342	277	123	36	2	1,141
豊根村	4	3	112	130	96	32	8	4	389
合計	19,647	23,342	317,238	222,921	128,230	51,477	13,589	2,207	778,651

平成25年度　負担区分別被保険者数（平成26年3月末時点：市町村別）？（単位：人）						
市町村名	3割	1割				合計
		課税	低Ⅱ	低Ⅰ	計	
名古屋市	25,869	121,863	56,849	44,381	223,093	248,962
豊橋市	3,165	24,536	7,445	5,333	37,314	40,479
岡崎市	3,203	21,399	6,066	5,114	32,579	35,782
一宮市	2,588	24,379	8,896	6,833	40,108	42,696
瀬戸市	1,020	9,085	3,390	2,444	14,919	15,939
半田市	864	7,571	1,952	1,918	11,441	12,305
春日井市	3,176	17,532	5,342	4,519	27,393	30,569
豊川市	1,301	13,013	3,397	2,641	19,051	20,352
津島市	426	4,647	1,354	1,221	7,222	7,648
碧南市	689	5,387	1,088	751	7,226	7,915
刈谷市	1,517	7,262	1,688	1,436	10,386	11,903
豊田市	3,111	23,522	4,880	3,780	32,182	35,293
安城市	1,523	10,389	2,106	1,551	14,046	15,569
西尾市	1,287	13,553	2,414	1,770	17,737	19,024
蒲郡市	622	6,987	2,042	1,292	10,321	10,943
犬山市	598	5,808	1,249	1,235	8,292	8,890
常滑市	350	4,661	1,307	878	6,846	7,196
江南市	735	7,048	1,856	1,766	10,670	11,405
小牧市	1,615	8,132	2,051	1,823	12,006	13,621
稲沢市	1,076	9,898	2,029	2,034	13,961	15,037
新城市	331	6,002	1,306	788	8,096	8,427
東海市	944	6,385	1,488	1,510	9,383	10,327
大府市	770	4,702	1,043	1,056	6,801	7,571
知多市	588	5,715	1,273	1,151	8,139	8,727
知立市	654	3,628	856	821	5,305	5,959
尾張旭市	896	4,759	1,289	1,339	7,387	8,283
高浜市	347	2,787	681	487	3,955	4,302
岩倉市	482	2,727	821	663	4,211	4,693
豊明市	641	4,305	1,000	1,014	6,319	6,960
日進市	994	4,234	888	1,027	6,149	7,143
田原市	545	6,133	925	804	7,862	8,407
愛西市	367	5,792	1,083	931	7,806	8,173
清須市	676	4,072	1,190	1,004	6,266	6,942
北名古屋市	824	4,432	1,361	1,087	6,880	7,704
弥富市	326	3,346	557	494	4,397	4,723
みよし市	393	2,403	552	402	3,357	3,750
あま市	611	5,533	1,507	1,123	8,163	8,774
長久手市	511	1,958	448	459	2,865	3,376
東郷町	362	2,184	477	465	3,126	3,488
豊山町	146	779	204	124	1,107	1,253
大口町	196	1,390	309	206	1,905	2,101
扶桑町	279	2,693	490	468	3,651	3,930
大治町	218	1,477	392	318	2,187	2,405
蟹江町	314	2,386	601	527	3,514	3,828
飛島村	70	424	76	70	570	640
阿久比町	212	2,118	362	323	2,803	3,015
東浦町	367	3,326	782	671	4,779	5,146
南知多町	107	2,107	600	649	3,356	3,463
美浜町	152	1,930	447	429	2,806	2,958
武豊町	233	2,617	638	620	3,875	4,108
幸田町	168	2,419	457	367	3,243	3,411
設楽町	82	866	399	259	1,524	1,606
東栄町	16	551	344	230	1,125	1,141
豊根村	3	167	120	99	386	389
合計	68,560	453,019	142,367	114,705	710,091	778,651

後期高齢者医療特別会計各種負担金の市町村別内訳				
市町村	保険料負担金	基盤安定負担金	療養給付費負担金	合計
名古屋市	22,197,425,213	3,770,710,639	18,542,056,258	44,510,192,110
豊橋市	3,067,113,003	626,291,?071	2,761,?999,707	?6,455,403,781
岡崎市	3,044,216,470	510,545,754	2,388,409,810	5,943,172,034
一宮市	2,929,154,351	710,897,132	3,078,898,765	6,718,950,248
瀬戸市	1,200,898,510	250,517,280	1,235,708,962	2,687,124,752
半田市	966,883,550	175,265,035	817,266,668	1,959,415,253
春日井市	2,905,472,420	412,323,482	2,304,633,991	5,622,429,893
豊川市	1,570,374,386	296,610,146	1,318,002,156	3,184,986,688
津島市	577,610,080	118,608,091	500,828,014	1,197,046,185
碧南市	629,445,700	107,651,787	518,860,000	1,255,957,487
刈谷市	1,243,526,100	142,898,400	810,960,787	2,197,385,287
豊田市	3,219,269,800	457,904,080	2,315,092,183	5,992,266,063
安城市	1,414,726,190	194,210,038	945,135,047	2,554,071,275
西尾市	1,371,538,510	276,953,226	1,167,743,134	2,816,240,870
蒲郡市	665,584,300	181,774,232	726,106,341	1,573,464,873
犬山市	720,251,800	123,041,731	657,532,062	1,500,825,593
常滑市	479,404,100	110,874,499	469,309,731	1,059,588,330
江南市	858,695,048	171,338,544	750,090,285	1,780,123,877
小牧市	1,374,954,300	182,643,957	886,185,000	2,443,783,257
稲沢市	1,190,643,090	216,464,892	1,049,000,000	2,456,107,982
新城市	500,182,000	126,991,860	467,072,776	1,094,246,636
東海市	971,101,970	128,041,186	680,439,595	1,779,582,751
大府市	746,678,800	93,179,124	537,232,879	1,377,090,803
知多市	739,013,100	111,048,823	545,711,878	1,395,773,801
知立市	593,857,250	72,794,631	?395,486,119	1,062,138,000
尾張旭市	803,745,700	105,850,540	577,073,780	1,489,670,020
高浜市	347,821,800	58,546,784	294,102,899	700,471,483
岩倉市	428,666,900	64,245,985	335,296,995	828,209,880
豊明市	682,893,480	86,284,345	?479,182,280	1,248,360,105
日進市	795,795,100	81,655,517	487,692,104	1,365,142,721
田原市	508,691,100	137,391,490	508,356,154	1,154,438,744
愛西市	550,265,037	122,057,117	593,886,564	1,266,208,718
清須市	623,061,700	96,405,670	487,214,487	1,200,681,857
北名古屋市	731,317,710	107,167,317	533,010,130	1,371,495,657
弥富市	355,085,750	67,941,201	336,666,302	759,693,253
みよし市	358,350,700	50,902,994	252,752,388	662,006,082
あま市	700,083,973	128,054,564	607,408,286	1,435,546,823
長久手市	399,959,730	39,363,782	236,754,024	676,077,536
東郷町	337,775,728	43,974,272	248,307,560	630,057,560
豊山町	122,583,700	17,220,486	76,589,275	216,393,461
大口町	186,182,400	28,933,952	160,399,763	375,516,115
扶桑町	351,628,050	46,699,483	258,314,231	656,641,764
大治町	210,548,800	35,098,035	196,203,220	441,850,055
蟹江町	325,537,545	54,931,915	327,221,659	707,691,119
飛島村	48,637,900	10,012,636	48,199,000	106,849,536
阿久比町	245,808,332	36,693,628	199,019,000	481,520,960
東浦町	429,902,920	68,287,888	378,188,412	876,379,220
南知多町	153,100,100	65,157,632	248,161,000	466,418,732
美浜町	197,249,610	46,008,785	211,566,791	454,825,186
武豊町	321,899,660	55,419,296	285,468,000	662,786,956
幸田町	238,288,400	49,167,543	213,730,388	501,186,331
設楽町	80,260,700	29,960,520	86,971,000	197,192,220
東栄町	43,760,040	24,119,019	61,085,000	128,969,059
豊根村	10,301,100	8,987,570	21,909,000	?41,197,670
合　計	65,767,228,706	11,339,119,606	54,620,498,340	131,726,846,652

声明・申し入れなど

6月議会以後9月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

1　県費負担教職員の権限移譲に伴う臨時教職員の労働条件についての申し入れ（8月28日）

県費負担教職員の権限移譲に伴う臨時教職員の労働条件について

2015年8月28日

名古屋市長　河村たかし様

日本共産党名古屋市議団
団長　　田口一登

2013年11月に全国20政令指定都市と政令指定都市所在15道府県が、県費負担教職員の給与負担等について道府県から指定都市へ移譲することが合意され、2017年度から名古屋市立の小・中・特別支援学校に勤務する県費負担教職員が市費負担教職員と変更になり、新たな給与表の作成などが必要となっています。

昨年5月27日の参議院総務委員会で「指定都市が教職員給与費を負担するために必要な財源につきましては、道府県から指定都市に対して個人住民税所得割二％の税源移譲が行われるとともに、必要な所要額については地方交付税措置が講じられる」「その結果、指定都市の教育水準については低下することはない」という政府参考人の回答があったように、これまでと変わらぬ教育条件整備が求められています。

しかしながら、名古屋市費の臨時教員の給与や休暇などの労働条件に関しては、県費の場合に比べると低くなっているため、今回の権限移譲に伴い労働条件が切り下げられるのではないかと不安の声があがっており、中には「給与が下がるのであれば県費で任用される他市町村で働く」という話も出ています。教育の質を確保するためにも名古屋市で働く臨時教員の労働条件の改善を進める必要があります。

よって、下記の申し入れをします。

記

1. 小・中・特別支援学校で働く県費負担教職員の名古屋市への権限移譲に伴い、臨時教員の給与・休暇等の労働条件が県の基準を下回ることのないよう、労働条件の整備を進めること。

資 料

資料１　収支見通しと新年度予算の編成方針（9月8日）
資料２　2015予算に対する要望書（9月11日）
資料３　新聞記事

資料１　財政収支見通し及び2016年度予算編成について（9月8日）

１　今後の財政収支見通し

一般会計収支見通し　2015は予算、他は見込み（単位：億円）

区分		2015	2016	2017	2018	2019
歳入	市税	5,001	5,025	5,083	5,076	5,135
	減税前	5,117	5,140	5,200	5,195	5,255
	5%減税額	△116	△115	△117	△119	△120
	市債	706	706	707	745	757
	うち臨時財政対策債	(240)	(240)	(240)	(240)	(240)
	その他	5,016	4,995	4,979	5,134	5,207
	うち地方交付税	(50)	(50)	(50)	(50)	(50)
	計	10,723	10,726	10,769	10,955	11,099
歳出	人件費	1,675	1,676	1,670	1,687	1,695
	扶助費	2,886	2,921	2,994	3,076	3,169
	公債費	1,339	1,318	1,327	1,369	1,435
	投資的経費	862	950	921	968	989
	その他	3,961	3,944	3,983	3,987	3,987
	計	10,723	10,809	10,895	11,087	11,275
差引収支		－	△83	△126	△132	△176

収支見通しの作成方法

区分		説明
歳入	市税	平成28年度は直近の経済情勢を勘案して推計し、平成29年度以降は経済財政諮問会議が公表した「経済財政運営と改革の基本方針」で示された名目経済成長率の見通し（3%）等を勘案して各年度の税収の伸びを見込む
	市債	歳出に合わせて現行の充当率で積算
	地方交付税、臨時財政対策債	地方交付税及び臨時財政対策債（地方交付税の振替分）は、平成27年度予算に消費税率等引き上げによる影響等を勘案し推計し、平成29年度以降も同額
	その他	歳出に合わせて増減するもの及び臨時収入は積算し、それ以外は平成27年度予算を参考に推計
歳出	人件費	退職手当は所要額、その他は平成27年度予算に定昇分等を勘案し推計
	公債費	市債発行額に応じ積算
	投資的経費	債務負担行為等により事業費が確定しているものは所要額、その他は平成27年度予算を参考に推計
	扶助費、その他	債務負担行為等により事業費が確定しているもの、員数の伸び毎により年度毎に増減がある事業は積算し、その他は平成27年度予算を参考に推計

収支不足への取り組み（単位：億円）

区分　年度			2010（参考）	2011（参考）	2012（参考）	2013（参考）	2014（参考）	2015	2016	2017	2018
行財政改革の取り組み			185	90	149	67	70	52	94	121	159
	経常分		156	40	107	30	30	42	84	121	159
	臨時分等		(29)	(50)	(42)	(37)	(40)	(10)	(10)	(－)	(－)
	歳出の削減		96	25	88	25	27	48	94（うち28取り組み分 52）	121（うち29取り組み分 37）	159（うち30取り組み分 38）
		内部管理事務等の見直し	43	23	76	20	22				
		うち臨時分等	(－)	(9)	(3)	(5)	(3)				
		事務事業の見直し	35	1	8	3	1				
		公の施設等の見直し	2	1	1	1	3				
		外郭団体に関する見直し	16	0	3	1	1				
	歳入の確保、その他		38	47	48	40	42				
		うち臨時分等	(17)	(40)	(38)	(31)	(35)	(10)	(10)	(－)	(－)
	人件費関係分		51	18	13	2	1	4			
		定員の見直し	20	16	12	1	△1	4			
		その他人件費の見直し	31	2	1	1	2	－			
		うち臨時分等	(12)	(1)	(1)	(1)	(2)	(－)			
財源対策			201	37	47	37	25	12	25	－	－
	貸付金の返還		71	37	47	37	25	12	25	－	－
合計			482	175	242	104	95	64	119	121	159

（注）2010～2014年度は予算での対応を掲げた。

一般会計市債現在高年度末見込み	18,478	18,497	18,322	17,931	17,650	17,246	16,849	16,552	16,301

地方債許可における行財政改革の取り組み（単位　億円）

区分　　年度			2016	2017	2018	2019
減税額			**△115**	**△117**	**△119.**	**△120**
	うち地方債の許可にあたり対象となる減税による減収額		**88**	**89**	**90**	**90**
行財政改革の取り組み(累計額)			**258**	**194**	**195**	**209**
	経常分		**248**	**184**	**195**	**209**
	臨時分等		**10**	**10**	**－**	**－**
	2012年度		**107**			
		経常分	**107**			
		臨時分等	**－**			
	2013年度		**30**	**30**		
		恒常分	**30**	**30**		
		臨時分等	**－**	**－**		
	2014年度		**30**	**30**	**30**	
		経常分	**30**	**30**	**30**	
		臨時分等	**－**	**－**	**－**	
	2015年度		**33**	**33**	**33**	**33**
		経常分	**33**	**33**	**33**	**33**
		臨時分等	**－**	**－**	**－**	**－**
	2016年度		**58**	**48**	**48**	**48**
		経常分	**48**	**48**	**48**	**48**
		臨時分等	**10**	**－**	**－**	**－**
	2017年度			**53**	**43**	**43**
		経常分		**43**	**43**	**43**
		臨時分等		**10**	**－**	**－**
	2018年度　経常分				**41**	**41**
	2019年度　経常分					**44**

※経常分の行財政改革の取り組みについては、平成27年度地方債同意等基準運用要綱（平成27年4月10日付総務副大臣通知）をふまえ、その効果継続年数を5年間として算定

2　平成27年度予算の財源配分の考え方

以下の経費区分により　一般財源を配分

①経常経費
②経常化している政策経費　→　事務事業の積極的なシフト　見直しを促し、財源不足に対応するため、圧縮して配分

③法定事業　債務負担行為等経費　→　所要見込額を配分

④臨時・政策経費必要額　→　70億円を留保

2016年度予算編成の予算配分の考え方

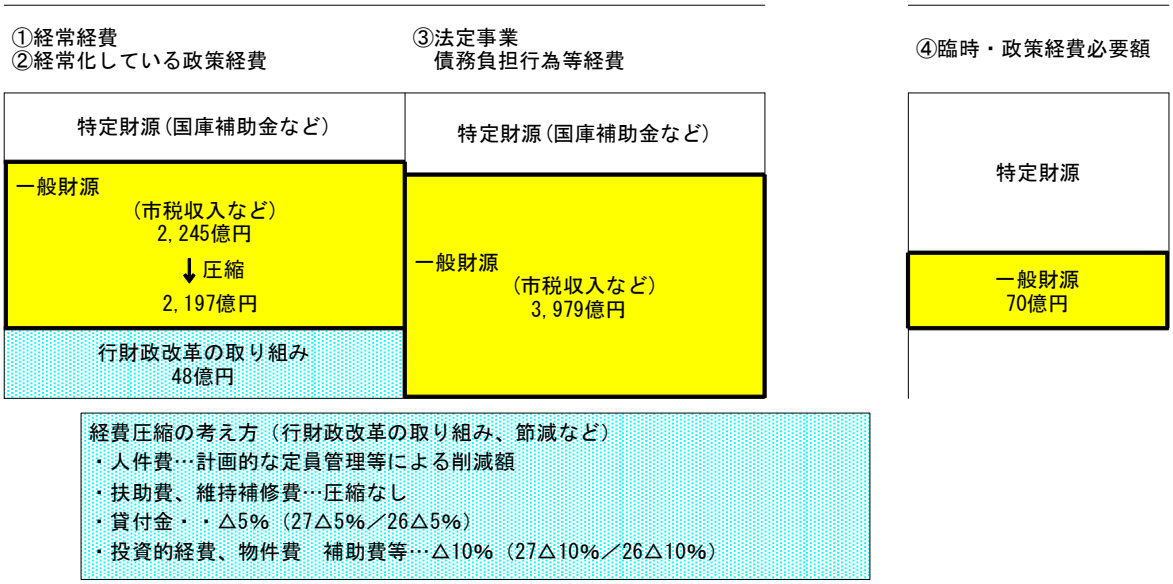

経費圧縮の考え方（行財政改革の取り組み、節減など）
・人件費…計画的な定員管理等による削減額
・扶助費、維持補修費…圧縮なし
・貸付金・・△5%（27△5%／26△5%）
・投資的経費、物件費　補助費等…△10%（27△10%／26△10%）

〈参考〉経費区分について

1　概念図

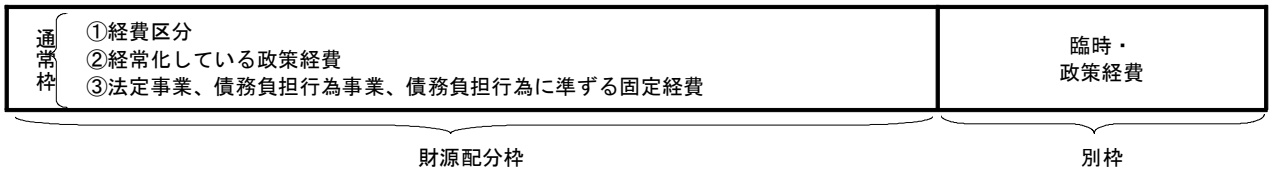

2　経費区分別の主な事業

	経費区分	主な事業
［通常枠］	経常経費	人件費、庁用経費、施設運営費など
	経常化している政策経費	各種助成制度、ごみ処理経費など
	法定事業	生活保護扶助費、民間保育所措置委託、障害者自立支援制度、児童手当など
	債務負担行為事業	新斎場の整備、本丸御殿の復元工事など
	債務負担行為に準ずる固定経費	公債費、退職手当、国直轄道路事業負担金など
［臨時・政策経費］	臨時・政策的な事業で、各局が通常枠とは別に要求し、個別に査定を行う経費	

資料2「2016予算に対する日本共産党の要望書」（9月10日）

市民のくらしを守るために、来年度予算編成にあたって盛り込むべき切実な市民要求をとりまとめました。真摯な検討をお願いいたします。

さていま、市民の生活と権利を守るために名古屋市政に求められることの第一は、暴走を加速させている安倍政権の悪政から市民のくらしを守る防波堤となることではないでしょうか。

アベノミクスの幻想がはがれ、消費税が増税などで物価が上昇し、勤労世帯の実質賃金は減少が続き、ＧＤＰも大幅に落ち込みました。消費税の10%への再増税などとんでもありません。日本共産党名古屋市議団の市民アンケートでは75%が「くらしが苦しくなった」と回答し、その理由に多くの市民が「物価の上昇」をあげています。加えて年金や介護など社会保障の改悪、雇用の不安定化が進行しています。原発再稼働、新たな米軍基地建設、集団的自衛権の行使容認など数々の悪政が市民のくらしと安全を脅かしています。

悪政からの防波堤として名古屋市政には、リニア頼みの名駅周辺再開発、名古屋城天守閣の木造復元など新たな税金の浪費につながる大型事業を断念し、大企業と高額所得者優遇の「市民税5%減税」も見直して、「福祉日本一の名古屋」と「子育てするなら名古屋」の実現、若者の雇用と中小企業の支援で「働きやすさナンバーワンの名古屋」を実現すべきです。予算編成と市政運営の軸足を思いきって市民生活の応援に移すことで、市民の所得を増やして地域経済の活性化をはかる、このことが市の財政も好転させる好循環への近道です。

原発事故は依然として収束の道筋すら見えません。再稼働など言語道断です。地震や津波、高潮への備えはもちろん、広島で土砂災害をもたらした集中豪雨への備えも待ったなしです。市民の生命と財産を守るために「脱原発宣言」を行い原発依存から抜け出し、防災・減災と環境重視のまちづくりにこそ力を注ぐべきです。

そして日本国憲法と地方自治の精神を市政の隅々まで活かし、「非核平和都市宣言」を行い、国際交流も活発にして、核兵器廃絶、平和、人権、民主主義を発信する世界とアジアの交流拠点となる「国際平和都市」をめざしましょう。

以下にとりまとめた147項目の要望について、しっかり検討していただき、実現に向けてご尽力いただくことを強くお願いいたします。

（１）安倍政権の暴走から市民を守るために国へ強く働きかける

1. いわゆる安全保障関連法案は、憲法に違反し、集団的自衛権の行使と海外での武力行使を認め、日本を海外で戦争できる国にする戦争法案そのものであり撤回する。
2. 消費税の10%への再増税は中止する。
3. 大飯原発の再稼働差し止め仮処分を出した福井地裁の判決を重く受け止め、原発の再稼働は行なわない。川内原発はただちに停止する。脱原発・自然（再生可能）エネルギーの本格的な導入へとエネルギー政策の抜本的転換をはかる。
4. 医療・年金・介護・生活保護をはじめ社会保障予算の削減を中止し、憲法25条を踏まえて各制度の充実改善をはかる。
5. 地元自治体の意向を無視して強行されている沖縄県名護市辺野古への米軍新基地建設にむけた一切の動きを即刻中止する。
6. 日本の経済主権と国民生活を脅かすＴＰＰ交渉からは速やかに離脱する。
7. 深刻な情報漏えいの危険性があるマイナンバー制度の導入は中止する。
8. 不安定な非正規雇用を常態化させる労働法制改悪は断念する。

9. 被災地の復興事業は、地方公共団体の実情を踏まえ、引き続き国が責任を持って支援し、負担を被災自治体に押しつけない。

（２）「福祉日本一の名古屋」を取り戻す

（敬老パス）

10. 敬老パスの一部負担金は値上げしない。65歳から・所得制限なし・利用制限なしの現行制度を堅持する。交付率向上の目標と計画を設定する。
11. 敬老パスのICカード化に伴う交付更新窓口の変更に伴い、高齢者の利便性の低下が心配されている。手続きが新たな負担にならないよう必要な対策をとる。
12. 上飯田連絡線をはじめ名鉄、JR、近鉄など利用できる市内の公共交通機関を拡大する。

（国民健康保険）

13. 国民健康保険の運営が都道府県化されるが、保険料を決定する権限は引き続き名古屋市にある。市独自減免と一般会計からの繰入などの施策を堅持する。
14. 平均で3,213円引き下げられた国民健康保険料については、国による財政支援の拡充も踏まえ、さらに、一人当り年間一万円相当まで引き下げる。法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減は対象者全員に自動適用する。18歳までの子どもは国民健康保険料の均等割の対象としない。
15. 保険料滞納世帯に対する一律機械的な差し押さえ、資格証明書や短期保険証の発行などによる制裁的な措置は行なわない。滞納世帯に対しては、国保推進員をはじめ職員によるていねいな納付相談と分割納付の柔軟な運用などで粘り強く解決にあたる。
16. 医療費の一部負担金減免・猶予制度について、制度の更なる周知をはかるとともに、申請要件の緩和など、制度の柔軟な運用につとめる。対象要件も緩和する。
17. 国民健康保険に対する県費補助の復活を愛知県に申し入れる。

（介護保険・高齢者保健福祉）

18. 一般会計からの繰り入れを決断し、介護保険料を引き下げる。保険料・利用料の減免制度を設ける。
19. 一部利用者の利用料の２割負担化や、低所得者の補足給付への資産要件導入などによる負担増の実態を調査するとともに、必要なサービスが継続できなくなった利用者への支援策を講ずる。
20. 要介護認定者が障害者控除の認定を申請しやすくするため、必要書類を送付するなど、運用を改善する。
21. 待機者ゼロをめざして特別養護老人ホームなどの施設整備を急ぐ。地域包括支援センターを中学校区単位で設置する。
22. 介護報酬の削減が事業所の経営に与えた影響を調査するとともに、人材確保のための処遇改善加算の効果を調査する。ヘルパーなど、介護職員の人材確保と処遇改善の独自施策を講ずる。
23. 要支援者の訪問介護・通所介護については引き続き専門職による必要な支援を継続する。新規申請者(利用・認定希望者)についてはもれなく要介護認定を行ない、新総合事業への機械的な誘導は行なわない。
24. 新総合事業を担う「多様な主体による多様なサービス」は専門的支援の代替としない。総合事業のあり方について、住民主体の健康づくりや介護予防活動に取り組む市民・関係団体（ＮＰＯ、協同組合を含む）と十分に協議を行なう。
25. 名古屋市高齢者施策推進協議会及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会について、在宅事業関係者及び介護保険（予防事業を含む）利用者を加えるなど、総合的な計画策定にふさわしい構成にする。

（医療・保健衛生）

26. 75歳からの高齢者医療費無料制度を創設する。
27. 70歳～74歳までの医療費負担について市独自の高齢者医療費助成制度を設け、一割負担に戻す。
28. 市独自の医療費助成制度（子ども、障害者、ひとり親世帯、認知症と寝たきりの高齢者などの医療費無料制度）を堅持する。愛知県に対して福祉医療制度への所得制限の導入検討をやめ、子ども医療費の対象年齢を拡大するよう強く働きかける。
29. 自立支援医療(精神通院)の自己負担分を助成する。
30. 無料低額診療を行なう市内の医療機関を増やす。
31. 産科・小児科の医師や看護師をはじめとする医療スタッフの確保・養成対策を強化し、名古屋医療圏の医療提供体制を整備・充実する。
32. 高齢者対象の肺炎球菌ワクチンについて、65歳以上の全年齢での接種を継続するとともに、自己負担の半減をはかる。
33. 子宮頸がんワクチンの接種に伴う副作用被害を救済する独自制度を設ける。
34. エボラ出血熱、デング熱、MERSなどの感染症に備え、保健所や衛生研究所及び生活衛生センターなど、公衆衛生部門の体制を強化し、必要な施設・設備の耐震化を促進する。

（市立病院）

35. 市立病院については、救急医療をはじめ災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能を充実し、地域医療を支える。初診料加算の値上げはしない。病院運営に地域住民・患者と家族の参加を保障する。必要な医療スタッフの確保と定着につとめる。

36. 西部医療センターについては、外来待合室に患者数に見合うイスを確保するとともに、長引く傾向にある待ち時間の短縮をすすめる。
37. 陽子線がん治療における患者負担の軽減策を拡充するとともに、患者動向を踏まえ、愛知県にも一定の財政支援を求める。
38. 東部医療センターの病棟建設にあたっては、市民病院にふさわしい、利用しやすい料金設定と病室環境の整備につとめる。
39. 指定管理者制度が導入された緑市民病院については、救急医療や災害時の医療活動拠点としての必要な医療水準の維持向上につとめ、地域からの要望が強い産科を復活させる。

（高齢者の生きがい施策）

40. 高い利用率を維持している市民の休養温泉ホーム松ケ島は廃止せず、施設の継続をはかる。
41. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対して、名古屋市民御岳休暇村を協定保養所として位置づけるように求める。
42. 市民の自主的・自発的な活動として展開されている、高齢者サロンなどの居場所づくり、仲間づくりを支援する。

（障害者福祉）

43. 介護保険が適用される65歳からの障害者については、介護保険優先ではなく、介護保険と障害者福祉のサービス選択を認め、負担増を防ぐ。重度障害者の介護サービス利用について加算制度を設ける。
44. 「障害者差別解消条例(仮称)」の制定をめざし、障害当事者も参加する条例制定検討委員会を立ち上げる。差別解消に向けた取り組みについて、障害当事者だけでなく広く市民と議論する機会を設ける。相談・紛争解決のためのセンターには調整・助言にとどまらない、一定の権限を持たせる。
45. グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに、市独自の加算や補助金を増額する。
46. 障害者の移動支援は本人・家族が必要とする時間を支給する。
47. 民間企業での障害者雇用について、就労継続支援事業所も含めた実態調査を行ない、雇用環境の改善につとめる。雇用確保を含め、特別支援学校卒業生の多様な進路を保障する。
48. 困難なケースが増えている相談支援事業の運営実態を早急に調査するとともに、障害者基幹相談支援センターを含めた相談支援専門員の体制を充実する。精神障害に関する相談支援体制を独自に構築する。

（生活保護・貧困対策）

49. ケースワーカー及び査察指導員を、一人当り担当世帯数（平成２５年度平均１１７件）が国基準（８０件）となるよう増員する。警察官ＯＢの配置は見直す。
50. 財政難を理由にした扶助費や各種加算の削減を中止し、増額を国に求める。市も法外援助を拡充する。とりわけ、国による扶助費削減の影響が大きい子育て世帯に対する独自援助施策を復活・強化する。
51. 就労支援については、強迫的でなく、寄り添い型で、ていねいに行なう。心身の不調を抱える要保護者にはとくに留意する。
52. 拡充された仕事・くらし・自立サポートセンターなど、「生活困窮者自立支援法」に基づく諸事業については、生活保護も含めた支援機関との連携でセーフティネット機能を高める。
53. 生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業などについて、相次ぐ火災事故や「貧困ビジネス」といわれる不正事例を踏まえ、実態調査を行なう。入居者の権利と安全を守るために、許認可制の導入を国に要望するとともに、市として監視と指導を強化する。
54. 孤立死対策として各局及びライフライン業者などとの連携を強め、情報の共有化と迅速な対応をすすめる。生活困窮による水道料金などの未納者に対しては、給水停止の前に相談にのるなど、必要な対応を徹底する。

（税務）

55. 市税事務所及び債権回収室による一律かつ強制的な徴収及び差し押さえは行なわない。
56. 地方税法の改正を踏まえ、滞納者の生活と営業の実態をていねいに把握し、相談者の意向を十分に踏まえ、納税猶予・換価の猶予・分割納付及び処分停止の制度を柔軟に適用する。
57. 税務担当職員が小規模事業者についての理解を深めるために、小規模事業者の役割や所得、営業実態などを研修項目に加える。
58. 税務課及び納税課の機能を区役所に戻し、税金や保険料など、市民の家計と暮らしに関する相談を総合的に行える体制をつくる。
59. 市民税減免の申請期限を延長もしくは撤廃する。
60. 納税者の権利保障を明らかにした納税者憲章を制定する。

（３）子育て応援　子どもたちが輝く名古屋に

（保育　子ども・子育て支援新制度）

61. 「子ども・子育て支援事業計画」における保育の必要量の確保については、児童福祉法24条1項の規定に基づき、市町村の保育実施責任が明確な認可保育所の整備を基本にすすめる。
62. 公私間格差を是正するための民間社会福祉施設運営費補給金制度を維持するなど、現行の保育水準を維持・拡充する。

63. 小規模保育事業などの認可基準については、保育士は全員、保育士有資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置するなど、施設・事業による保育の格差を生じさせないように拡充する。
64. 保育料は値上げしない。実費徴収や上乗せ徴収による保護者負担を増やさない。
65. 公立保育所の廃園・民営化計画を中止するとともに、公立保育所を幼保連携型認定こども園に移行させない。営利企業の保育所経営への参入を拡大しない。
66. 学童保育所への運営費助成を拡充する。学童保育所に対しては、市の責任で土地及び施設を確保する。育成会に貸与する専用室は、木造建築で無償貸与できるよう、予算措置を講ずる。
67. 学童保育の機能を十分果たしているとはいえないトワイライトルームは、住民合意がないまま拡大しない。

（児童福祉・療育）

68. 「子どもの権利条約」及び「なごや子ども条例」を踏まえ、「いじめ」や「児童虐待」の解決にあたる。子ども青少年局と教育委員会が協力して相談と支援の体制をつくる。
69. 親子の通院・通園負担の軽減のため、地域療育センターの増設やサテライト施設の新設など、新たな計画づくりに着手する。療育を必要とする親子を受け入れるための十分な定員枠と体制を確保し、療育待機児を速やかに解消する。
70. 障害児の放課後等ディサービスについて実態を把握し、職員の研修や養成、年齢と発達段階に応じた環境整備をすすめる。
71. 不登校の子どもたちのための、子ども適応相談センターを増設し、市内４カ所体制を早期に確立する。
72. ３カ所目の児童相談所設置が計画されているが、児童福祉司を人口３万人に１人に増やし、児童心理司を増員するなど職員体制の強化もすすめる。
73. 児童館の機能と役割を再整理し、中高生の居場所としての活用をはじめ、子育て支援のための機能を高める。
74. 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、ひとり親家庭への支援などによる、子どもの貧困に関する指標の改善を盛り込んだ行動計画を、当事者の参加を得て作成する。
75. 健康福祉局の「子どもの学習支援事業」と、子ども青少年局の「ひとり親世帯向けの学習サポートモデル事業」を一本化し、対象とする児童生徒の年齢や要件を緩和・拡大する。
76. 子どもの医療費無料制度を18歳まで延長する。

（教育）

77. 県費負担教職員制度にかかる包括的な権限移譲にあたり、現行の教育行政水準を維持するために、正規・非正規を問わず教職員の給与・休日などの労働条件を引き下げない。
78. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。30人以下学級を小学校3年生以上に段階的に拡大し、正規教員の増員を基本に対応する。
79. 小学校の小規模校統廃合は、保護者や地元の同意がないまますすめない。大規模校による、教室不足などによる弊害を解消するため、学校を新設する。
80. 安心・安全な小学校給食を確保するために、調理業務は外注化せず「直営・自校方式」を堅持する。
81. 小中学校給食を無料にする。第3子からの無料制度をまずスタートさせる。
82. 就学援助の所得基準を保護基準の1.3倍相当に戻す。就学援助対応事務員を最低でも国基準に基づき該当校に配置する。
83. 市独自で高校生を対象にした給付型奨学金制度を創設する。
84. 高等養護学校を新設し、特別支援学校のマンモス化を早期に解消する。
85. 発達障害対応支援員の全校配置と発達障害通級教室の全校への拡大をはかる。
86. 臨時教員の正規採用を積極的にすすめる。同一校で欠員がある場合は継続任用を認める。
87. 臨時教職員の給与、休日などの労働条件を正規並みに引きあげる。
88. 子ども応援委員会の活動については子ども青少年局にも十分な情報提供を行ない、子どもの権利と福祉の視点を活かす。教育現場にふさわしくない、警察官ＯＢ（スクールポリス）の学校配置は行なわない。
89. スクールソーシャルワーカーを市立の小学校、中学校及び高校（定時制を含む）に配置する。
90. 定時制高校の定員を増やす。
91. 名古屋市立大学への交付金を引き上げ、研究と教育の予算と人員を確保する。
92. 図書館への指定管理者制度の導入を拡大しない。老朽化した千種図書館及び守山図書館の建て替えをすすめる。

（若者支援）

93. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進をはかる。ユースクエア（名古屋青少年交流プラザ）や子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。就職活動支援やニートや引きこもり支援、スポーツや文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。
94. ブラック企業、ブラックバイト、非正規雇用などで働く若者からのＳＯＳを受けとめる相談窓口を設ける。月に数回は街中の繁華街などでブラック企業相談会(仮称)を開催する。雇用が不安定な若者への支援を当事者が要求を出し合う場をつくりながらすすめる。
95. 市内中小企業などへ就職した若者への奨学金返還支援制度を創設する。

（４）雇用拡大と中小企業の活性化で内需拡大に貢献する「働きやすさナンバーワン都市」をめざす

（仕事起こし・中小企業支援）

96. 市内中小企業を対象とする市職員による500社の訪問調査(チャレンジ500)は、2015年3月末で621（2014年月末＝374）か所となった。さらに調査をすすめ、とくに小規模企業の実態把握に留意する。調査結果を公開し、施策に反映させる。
97. 小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、また中小企業振興基本条例の第13条「小規模企業者への配慮」に基づき、小規模企業に絞り込んだ小規模企業振興計画を事業者とともに策定する。
98. 中小企業振興基本条例を踏まえて、「産業振興ビジョン」は地域循環型経済をめざす「地域経済発展ビジョン(仮称)」へ発展的に見直す。
99. 平成25年時点、全国562自治体で実施され、地域への経済波及効果が実証済みの住宅リフォーム助成制度を創設する。
100. 小売業や食堂、理美容店など、小店舗の改修工事などに活用できる商店リニューアル助成制度（仮称）を創設する。
101. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度を創設する。
102. 無担保・無保証で納税要件も配慮した小規模事業者への緊急支援融資制度など、市独自の金融支援策を講ずる。
103. 下請業者の相談をていねいに受けとめる体制を整える。

（公共事業・契約）

104. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し、分離分割発注をすすめる。
105. 中小企業向け官公需発注比率を引き上げる。小規模事業者登録制度を設けるなど、地元業者の受注機会を増やす。
106. 公契約条例を制定し、公共事業・委託事業で働く者の時給を千円以上とする。
107. 公共事業や委託事業などの執行状況の把握と指導を強め、公の業務を現場で支える下請けの労働者や業者に適正な賃金や事業費を確保する。
108. 資材の高騰や人手不足などによる入札不調や契約成立後の事業費追加補正などが相次ぐ入札制度を改善する。

（雇用）

109. 雇用対策を強化する。市長が率先して市内大企業や経営者団体に新卒者の採用拡大などを働きかける。中小企業の後継者対策・人材育成を支援するとともに、新卒者にも中小企業の魅力を伝え採用につなげる。
110. 次期の産業振興計画に、非正規から正規雇用に転換する対策を取り入れ、明確な目標値を設定する。非正規従業員を正規社員として採用した企業に助成するなど、雇用の安定促進に向け、市としての取り組みを強化する。
111. いわゆるブラック企業への指導監督を関係機関に強力に働きかける。
112. 短期的な就労支援から、正規雇用につながる支援に雇用施策の基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。

（５）脱原発宣言を行い、防災と環境を重視した安全なまちづくりをすすめる

（脱原発・自然エネルギー）

113. 浜岡原子力発電所の永久停止と、大飯原発をはじめとする福井県の原発群の再稼働中止を、中部電力及び関西電力に申し入れる。
114. 浜岡及び福井の原発で重大事故が発生したとの想定で、名古屋市にかかる被害想定と避難計画を作成する。
115. 「原子力発電からの撤退をめざし、自然エネルギーへ転換する名古屋市宣言」を行なう。
116. 「自然エネルギービジョン(仮称)」を策定し、自然エネルギーの導入目標を明示し、普及と開発のためにあらゆる手立てを尽くす。市民の力で太陽光発電などをすすめる「市民発電所」づくりを支援する。
117. 大気や食品などの放射線を測定できるように放射線測定機器を各保健所に備える。衛生研究所の機能と体制を強化する。

（防災）

118. 袋井市の「命山」のような人工の高台＝丘や津波タワーをゼロメートル地帯に設ける。
119. 津波避難ビルの指定拡大をすすめる。避難対象者に対する津波避難ビルの充足状況を市として把握し指定を促進する。津波避難ビルに対する固定資産税減免制度の早期活用をはかる。津波による浸水予想地域での新たな高層建築物には津波避難ビルとしての機能を義務づける。コミュニティセンターは３階建以上に順次建て替える。
120. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など、水際の防災施設の総点検を行ない、構造物の耐震化や地盤の液状化対策など必要な補強改修を急ぐ。液状化対策に取り組む特別の体制を組み、地域の同意を得て、具体的な対策を試行していく。
121. 丘陵部の宅地の危険性の検証結果を踏まえ、必要な対策を具体化する。
122. 土砂災害危険地域　警戒区域の総点検を行ない、必要な開発規制と安全対策の構築を急ぐ。
123. 実践的な防災訓練、避難訓練を各地域で行ない、地域の防災マップづくりに住民主体で取り組む。ＮＰＯなどとも連携して地域の防災リーダーを育てる。港防災センターの機能を高めるとともに名古屋大学減災館などとの連携を強化する。
124. 高齢者や障害者などの避難誘導計画を具体化する。災害時要援　護者リストに支援を希望する希小難病患者や手帳をもたない障害者なども加える。
125. 福祉避難所の設置を拡大し、避難所のバリアフリー化をすすめ、避難所における施設整備の状況を市のＨＰなどで情報公開する。
126. 新たな被害想定による浸水予測も踏まえ、避難所や防災拠点の配置を再検討する。防災拠点でもある水道営業所などの統廃合は行なわない。

127. 民間木造住宅の耐震診断及び改修工事への助成制度をさらに拡充する。家具転倒防止をＮＰＯや市民の力も活かして促進する。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体をＮＰＯなどの市民団体へ拡大する。
128. 上下水道管の耐震化及び老朽化対策をすすめる。災害時のライフライン確保のためにも水道事業などの直営を堅持する。
129. 集中豪雨による道路冠水、住宅などへの浸水対策を強化する。浸水・冠水多発地域の住民を対象にした水防訓練を行なう。緊急時に住民へ土のうなどを提供できる体制を整える。建物などからの雨水流出防止対策の強化とともに、道路清掃の充実など側溝と下水管の詰まりの点検改善に取り組む。
130. 消防職員を少なくとも「消防力の整備指針」に基づく必要人数まで増員する。

（環境・公害）

131. 「低炭素都市2050なごや戦略」で掲げたC0２を2020年までに25％削減（90年比）する中期目標の達成を明示した「地球温暖化対策条例（仮称）」を策定する。
132. 市道弥富相生山線については、道路事業の廃止に向けた課題の解決に取り組みつつ、速やかに都市計画変更を行なう。近隣住宅地への通過車両の入り込みについては、地元住民と連携して早期に対策を策定する。相生山緑地の保全・整備についても住民の意見を反映しながら検討をすすめる。
133. 高田町線については、道路事業の廃止に向けて速やかに都市計画変更を行なう。70年間放置されてきた高田町線の塩漬け土地について市民の要望をきき、まちなみ再建のモデル地区として整備する。
134. 住民合意も必要性もない都市計画道路「山手植田線」「八事天白渓線」の建設計画は廃止する。
135. 里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率30％目標（平成22年時点23.3％）を早期に達成する。
136. 緑の審議会答申「新たな緑地保全施策の展開について」を踏まえて、まとまりのある民有緑地を保全する新たな制度の創設、長期未整備公園緑地における事業着手までの緑地保全など、新たな緑地保全施策を速やかに策定する。
137. 環境アセスメントの対象となる事業を拡大し、規模要件を引き下げる。
138. 名古屋都市高速道路については、騒音・振動・大気汚染などの環境基準・環境保全目標を厳守し、環境非悪化の原則及び都心部への車の流入を防ぐ都市高速道路の理念を厳格に貫く。
139. 建設工事が始まっている名古屋環状二号線名古屋西南部事業については、沿線住民へのていねいな情報提供と必要な公害防止対策を行なうことを関係機関に働きかける。
140. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。
141. 沿道環境改善策として、名古屋南部地域の国道23号線で始まった大型車に中央寄り走行を要請する「国道23号線通行ルール」の徹底を市として支援する。
142. 堀川・中川運河の水質改善、浄化及び護岸の緑化を進め、親水空間として整備する。
143. 公害についての歴史と原因、被害の実相と解決を求める運動などの関係資料を収集し、後世に伝えるための公害記念館（仮称）をつくる。

（６）身近な生活圏と公共交通の充実で暮らしやすいまちづくりをすすめる

（にぎわい・文化・観光）

144. 近隣の商店・スーパーの撤退などで高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」を、市として実態調査する。また、困難地域において民間事業者や商店街、ＮＰＯなどによるミニ店舗や移動販売、お買いものタクシーなど買い物機会の提供につなげる取り組みを支援する。
145. 芸術文化関係予算と支援体制を計画的に拡充させ、予算削減が続く「子ども巡回劇場」などへの市負担金を引きあげる。市民芸術祭の予算を増額させる。
146. 市民の自主的な芸術文化活動を支援する助成制度を拡充する。市民文化団体などが抱える問題や市への要望などを直接聞く機会を設ける。
147. ダンスなどの稽古場不足を解消し、安価な夜間の練習場を増設する。
148. 覚王山アパートなど、古い町並みも活かし若手クリエーターの活躍の場を広げる取り組みなど、新しい視点で観光にも資するまちづくりをすすめる。
149. 名古屋市内の伝統技術や芸能・文化について、有形無形を問わず、その継承と発展を促進する支援制度を拡充する。地域に根ざした文化振興をまちのにぎわいづくりとしても位置づけ支える。
150. 名古屋城の整備は、二之丸庭園の保存整備を優先するなど、「名古屋城跡全体整備計画」に沿って総合的かつ計画的に進め、城址全体としての魅力向上につとめる。

（市営住宅・居住福祉）

151. 健康で文化的な住生活に必要な面積を定めた最低居住水準の充足率は、2013年（平成25年）時点で名古屋市内は85.8％である。さらに充足率の向上をはかるための対策を講ずる。
152. 入居希望者が多く高倍率となっている市営住宅の建設を促進する。そのためにも市営住宅の国庫補助予算の拡充を国に求める。
153. 市営住宅の駐車場使用料の5年ごとの見直し（値上げ）は行なわない。減免対象を福祉向け住宅入居者などに拡大する。
154. 老朽化した市営住宅の建て替えを推進する。建て替えが困難な老朽住宅については総合的なリフォームを行ない、子育て世帯の入居を促進する。

155. マンションなどの集合住宅の大規模修繕やバリアフリー化についても住宅リフォーム助成の対象として支援する。
156. 高齢者世帯や新婚家庭などを対象にした家賃補助制度を創設する。

（公共交通・自転車利用）

157. 自動車利用と公共交通の割合を「７：３」から「６：４」に引き上げる目標を引き続き堅持（現在６４：３６）し、公共交通の充実をはかる。
158. 市バス運転手については、嘱託職員ではなく、正規雇用の職員を計画的に増員する。
159. 市バスの法令違反や運行ミスを防止するために、「市バスの新たな運行ミス等防止対策」に基づく取り組みを着実に実施するとともに、防止対策のさらなる充実をはかる。
160. 市バス路線及び運行回数については、地域住民の声を活かしてきめ細かく充実する。
161. 市バス及び地下鉄駅務業務の民間委託については、市営交通としての責務を果たすために、また災害時の対応からも、これ以上拡大しない。
162. 地下鉄駅の可動式ホーム柵については、名城線・名港線での整備を急ぐとともに、鶴舞線についても整備方針を確立する。
163. 名古屋駅と金山駅など一日乗降客が１０万人を超える主要駅について、名鉄やＪＲ、近鉄に対して可動式ホーム柵の設置を強く働きかける。
164. 有料自転車の料金制度・管理運営手法のあり方の検討が進められているが、料金は値上げせず、学生割引を大学生などに拡大する。
165. 自転車専用レーンを拡大するなど、自転車走行の安全性を高め、自転車利用を促進する施策をすすめる。

（７）市政運営の基本を大型開発と大企業優先から市民が主人公に転換する

（リニア建設と名駅周辺関連開発）

166. JR東海のリニア建設計画は、沿線住民への事業説明や情報提供が依然として不十分である。JR東海に対し、沿線住民への十分な事業説明を行なうよう強く要請する。
167. 名古屋市はじめ沿線自治体が環境アセスメントで指摘した事項について、JR東海からは十分な回答がなされていない。あらためて市の指摘事項への回答をJR東海に求める。
168. リニア建設工事がおよぼす多大な環境負荷の問題が解消されず、また沿線住民への説明も不十分なままで、工事を着工することのないようJR東海に強く申し入れる。
169. まちづくり公社が請け負う用地買収など、本来JR東海が行なうべき仕事を肩代わりしない。
170. リニア開業を前提にした名古屋駅一極集中の人口誘導は、帰宅困難者問題をさらに悪化させる。防災まちづくりの観点に立ち、ささしまの巨大地下通路建設など、地下空間への人口流入を促すリニア関連開発及び都市計画は見直す。
171. 名古屋駅構内及び駅周辺の利便性の向上とまちづくりについて、広く市民的に議論する場を設ける。

（不要不急の大型事業の中止・見直し）

172. 名古屋城天守閣については、耐震補強を含む長寿命化をすすめ、ぼう大な費用を要する木造復元については将来の市民にその判断をゆだねる。
173. あおなみ線のＳＬ定期走行は断念する。
174. 中部空港二本目滑走路の建設促進の活動から脱退する。
175. 名古屋港の国際バルク戦略港湾に基づく新たな埋め立てと大水深泊地整備は行なわない。
176. 金城ふ頭開発に伴う財政負担の増大が懸念される。金城ふ頭　　の巨大立体駐車場など、開発に起因する基盤整備については関　　連企業にも応分の負担を求める。
177. 国際展示場の建て替えについては過大・過剰な計画とならな　　いよう留意する。
178. 木曽川水系連絡導水路事業の中止を国に求め、事業から撤退する。
179. 水質保全のために、長良川河口堰は開放する。

（市民税減税の見直し）

180. 大企業・高額所得者優遇の市民税５％減税は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体をすすめる「行革」のテコにされている。５％減税は中止し、福祉・くらし充実のための財源を確保する。

（市政運営）

181. アセットマネージメント及び市設建築物の再編整備については、経費削減を至上命題としない。公共施設の整備と維持管理手法については、市民に十分な情報開示を行ない市民の参加と合意を得て慎重に検討をすすめる。
182. 議員などからの不当な要望・働きかけを防ぐ「職員の公正な職務の執行のための条例」を制定の経緯を含めて市民に周知し徹底をはかる。
183. 議会基本条例を尊重し、議会報告会や議会広報の増ページなど必要な予算措置を講じるとともに、任期中一回の慣例的な議員の海外視察は予算化しない。
184. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには原則として公募市民枠を設ける。
185. 男女平等参画推進条例に基づく施策を各分野で推進する。とくに市の各種委員会・審議会などでの女性比率を、現在の35.6%から速やかに50%まで引き上げる。

186. 西区役所跡地は、地域住民の要望を十分に踏まえた有効活用をめざし、速やかに利用計画を整備する。
187. 老朽化した中村区役所庁舎の改築について、建設場所などを決める際は、近隣住民に対しての説明を徹底し、住民の意見を反映する。
188. 市職員定数の削減をやめ、教員、看護師、保育士、消防士、ケースワーカーなど市職員の正規採用を増やす。とくにスクールカウンセラーなど相談業務に従事する職員の正規採用をすすめる。官製ワーキングプアとよばれる非正規職員の待遇を改善する。
189. 上下水道の技術継承や、大規模災害時の対応に必要な職員を新規採用する。
190. ごみ収集現場職員について、日常的な住民サービス向上と、安定的な技術継承、及び災害時のセーフティネットを維持するために必要な人員を確保するため、新規職員を採用する。

（平和と人権行政）

191. 市長の南京大虐殺否定発言を撤回し、侵略戦争と植民地支配への真摯な反省を前提にした友好都市交流をすすめる。
192. 「平和首長会議」加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進する。非核平和都市宣言を行なう。
193. 市街地における行軍訓練の中止を陸上自衛隊に申し入れる。中学校の自衛隊基地での職業体験実施を取りやめる。
194. 名古屋港の軍事利用に反対し、非核証明がない艦船の入港は認めない。民間船舶を利用した武器や軍事物資の輸送にも名古屋港を使用させない。
195. 名古屋空港の基地機能強化や航空祭における戦闘機の曲技飛行に反対する。航空自衛隊小牧基地に配備された空中給油機は、事故やトラブルが相次いでいるうえ米軍への支援が任務とされる恐れがある。空中給油機の小牧基地からの撤去を国に求める。
196. 武力攻撃を前提にした国民保護法に基づく対応では市民生活を守れない。国民保護法の廃止を国に求める。
197. 特定の民族を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチは、個人の尊厳を著しく傷つけるものである。ヘイトスピーチに対処する条例を策定し、人権を擁護し差別扇動を許さない名古屋市の立場を明確に示す。

求める意見書が全会一致で採択されるなど、党市議団提案の意見書が採択されるケースも、期を追うごとに増えています。

(3) 「政治家は庶民の苦しさをわかっていない」「市民のためにしっかり働いてほしい」。自民党市議の口利きによる嘱託職員の不正採用や、減税議員の不祥事が相次ぐなか、アンケートでも議会や議員のあり方を厳しく問う意見がたくさん寄せられました。日本共産党は、企業・団体献金ゼロ、費用弁償受け取り拒否、政務調査費（現・政務活動費）全面公開を自ら実行し、議会の民主的改革の推進力として全力をあげています。

この間、費用弁償の廃止、政務調査費（現・政務活動費）の領収書1円からの公開、先進的な議会基本条例の制定など着実に改革をすすめ、3年前の市議選で公約した議員報酬の半減も実現させました。

資料5「主な新聞記事」

2015年7月18日　中日新聞

安保法案 反対求める請願
市議会委で不採択

集団的自衛権の行使容認に向けた法整備への反対を求める請願が十七日、名古屋市議会の総務環境委員会で審議され、共産以外の賛同を得られず不採択となった。

請願は、天白区の女性が共産議員を通じて提出。法整備を「自衛隊の活動範囲が世界規模に拡大される」と批判し、「政府が拙速に進めようとしている今、歯止めをかけるのは地方自治体の責務」として、国への意見書提出を市議会に求めた。

公明の金庭宜雄氏は「請願は事実誤認がある」と主張。減税の手塚将之氏は、国民の理解が必要だとしつつも「請願は（法改定のみの）限定的な事項を指している」と不採択を表明した。

民主は安保関連法案の慎重な審議を求める決議を県議団と出しており、加藤一登氏は「請願とは主張が異なる。趣旨に賛同できない」と述べた。

共産の柴田民雄氏は「（与党の安保関連法案は）憲法学者が口をそろえて憲法違反だと言っている」と唯一、賛同した。

自民の議員は発言しなかったが、採決では不採択に賛成した。委員会後、団長の中川貴元氏は「参議院の審議を見守る必要がある」と述べた。

（丸田稔之）

公明と共産 批判合戦

安保法案の発言めぐり

参院で審議が大詰めを迎えている安全保障関連法案をめぐり、賛成の公明党と反対の共産党の議員が、市議会本会議場で「今回の戦争法案は許してはいけない」「偏った発言で、品性のない質問だ」などと異例のさや当てを演じた。

個人質問で「戦争法案」と四度口にしたのは、共産の藤井博樹氏。河村たかし市長や市当局の認識をただす中で「戦争法案が成立すれば市にも影響があるのでは」などと指摘した。

これに対し、公明の田辺雄一氏が議長に発言を求め「さまざまな議論が許容されるが、『戦争法案』は非常に偏った発言。公正中立な反論ができず、市民に無用な混乱を招く」と批判。「（質問内容を確認する議運理事会は）こういった品性のない質問は、慎んでいただくような取り計らいを」と求めた。

自民の議員から「そうだ」と声が上がると、さらに共産の江上博之氏が発言を求め「（戦争法案の呼び名は）事実に基づき、法律の内容を踏まえている。品性がないという発言は、まさに品性がない方がする発言だ」と応酬を繰り広げた。

一方、藤井氏の質問に対する河村市長の答弁はただひと言だけ。「名古屋市長として毎日、職務に励んでおります」（岩崎健太朗）

2015年9月16日　中日新聞

安保法制の意見書案の議決

意見まとまらず保留

共産党が市議会九月定例会に提出した「安全保障法制に関する意見書案」について、主要各会派は十六日の政審会長らによる会議で、本会議で議決するかどうかを協議したが、意見がまとまらず判断を持ち越した。

意見書案は、国会や政府に対し「国民的合意のないままで安保法制の改定を強行することがないよう強く要望する」との内容。

意見書案は、各会派が一致しなければ取り下げるという市議会の慣例がある。

共産は昨年の六月定例会以降、安倍内閣が進める安保法制に反対する意見書案を計四回提出。表現を変えるなどして各会派の賛成を得られるよう目指してきたが全会派一致とならず、今回を除く三回はすべて取り下げた。

今回、民主と減税は文言の一部修正案を示したが、この日の協議で自民や公明は明確な態度を保留した。十八日に再度協議するが、国会ですでに安保関連法案が可決された場合、共産は意見書案を取り下げる。（蜘手美鶴）

2015年9月17日　中日新聞

安保法制の意見書案の議決

再び判断見送り

名古屋市議会の主要各会派は十八日、共産が九月定例会に提出している「安全保障法制に関する意見書案」について、本会議で議決するかどうか協議したが、再び判断を見送った。

意見書案は、国会や政府に対し「国民的合意のないままで安保法制の改定を強行することがないよう強く要望する」との内容。十六日の協議では、文言の一部修正案を示した民主と減税を含め、自民、公明など各会派とも、国会で審議中という状況を踏まえ、持ち帰った。

この日も参院採決が大詰めを迎えていたため、再度協議することになった。市議会では、意見書案は各会派の意向が一致しなければ取り下げるのが慣例。共産は、国会で安保関連法案が可決された場合には、意見書案を取り下げる方針という。（北村剛史）

2015年9月19日　中日新聞

議員報酬見直し 諮問を

議長ら申し入れも市長拒否

暫定的に年八百万円となっている名古屋市議の報酬額を検討するため、藤沢忠将議長と小川俊之副議長が二日、河村たかし市長に対し、市特別職報酬等審議会に「適正額」を諮問するよう申し入れた。市長は「（審議会への）諮問は、市長が議案を提案する際に行う手続きだが、私が提案するのは八百万円の恒久化案しかない」と突っぱねた。

市議会は今年四月の改選後、議会改革推進協議会を設置し、定数削減などについて協議。各会派は「報酬も議論に大きく関係する」とし、市長に諮問を求めることで合意した。

市議報酬は条例上は年約千六百万円。二〇一一年の市議選で「報酬半減」を掲げた河村市長率いる「減税日本」が圧勝した結果、議員提案による特例条例が全会一致で可決、成立し、暫定的に半減されている。

市長室を訪れた藤沢議長らは「社会経済情勢の変化を踏まえ、議員としてのあるべき姿、その報酬がどの程度なのか、市長から諮問していただきたい」と求めた。河村市長は「申し訳ないが、できかねる。引き延ばしても仕方ない（要望は）大石内蔵助に、討ち入りするなというようなものだ」と答えた。

面談後、藤沢議長は報道陣に対し「全会派でお願いしたが、その思いをくみ取っていただけなかったのは残念。市長の答えを持ち帰り、今後の進め方を決めたい」と話した。

市特別職報酬等審議会は市長の付属機関で市長が議員報酬に関する条例案を提案する際に、事前の諮問が必要になる。（蜘手美鶴）

2015年10月3日　中日新聞

2015年10月14日
朝日新聞

拠出金停止検討
河村市長が支持
ユネスコ記憶遺産

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が10日、中国が申請した「南京大虐殺の記録」を「世界記憶遺産」に登録したことについて、名古屋市の河村たかし市長は13日の定例会見で、「とんでもないこと」と強く批判した。日本政府がユネスコへの拠出金停止の検討に入ったことについても「当然。日本人の名誉、根源的なもの（にかかわる）」と支持を表明した。

「一般的な戦闘行為はあったが、いわゆる南京事件というのはなかったのではないか」と2012年に述べた自身の発言にも触れ、「非戦闘員を30万人虐殺したと登録されるのはえらいこと。本当だったら土下座して謝らないといかんが、違うなら、ちゃんと発言せな」と述べた。

さらに米国の高校の教科書に犠牲者数が「40万人」などと掲載されていると指摘した上で、今回の登録の「理由の一つ」として「アメリカの教科書がいかんですよ」とも発言した。

友好都市なのに交流が滞ったままの中国・南京市との関係改善については「名古屋の扉は開かれている」として名古屋市側から歩み寄る姿勢は見せなかった。

2015年10月14日　読売新聞

南京大虐殺記憶遺産
「とんでもないこと」
河村市長

国連教育・科学・文化機関（ユネスコ）が世界記憶遺産に中国が申請した「南京大虐殺の文書」を登録したことについて、河村たかし市長は13日の定例記者会見で、「議論がある中で登録するということはとんでもないことだ」と、憤然とした表情で述べた。

南京事件を巡っては、河村市長は2012年、「いわゆる虐殺はなかったのではないか」と発言し、これに姉妹友好都市関係にある南京市政府が反発。以来、両市による公式な交流は停止状態にある。河村市長はこの日の会見で、これまでの考えは変わらないとしたうえで、今後の関係改善について、「名古屋の扉は開かれている。『議論しよう』と言っていただければ、それでいい」と語った。

2015年10月14日　中日新聞

「事実か国内で議論を」
市長 南京大虐殺登録で見解

国連教育科学文化機関（ユネスコ）の世界記憶遺産に「南京大虐殺」の資料が登録されたことに対して、名古屋市の河村たかし市長は十三日の定例記者会見で「こんなに議論のあることを登録することは、とんでもない」と重ねて強調した。

南京大虐殺をめぐって市長は二〇一二年二月、市役所を訪れた南京市訪問団に「（大量虐殺を意味する）いわゆる南京事件はなかったのではないか」との考えに友好都市提携を結び、親善使節団の相互派遣などを続けてきたが、公人としての発言は大きな波紋を広げ、南京市側は公費を使った交流を停止した。

市長によると、南京で終戦を迎えた父親から現地の人たちに親切にしてもらった話を聞き、文献などにもあたり「戦闘行為があって、残念ながら民間人の犠牲も出たが、いわゆる虐殺はなかったのではないか」との考えに至ったという。

会見で、市長は「本当にそういう事実があったか国内で議論をしないといけない。本当なら土下座して謝らないといけないし、そうでないなら反論しないといけない。（ユネスコへの分担金見直しなど）政府には毅然と対応するよう伝えたい」と述べた。

名古屋市としては「市長の発言は政治家個人の発言で、市の公式見解ではない」との立場で、南京市側と連絡は取り合っているが、公式的な交流再開は見通せていない。

（蜘手美鶴）

2015年8月14日　中日新聞夕刊

陸自戦車 民間船に積む

名港、米軍との訓練参加か

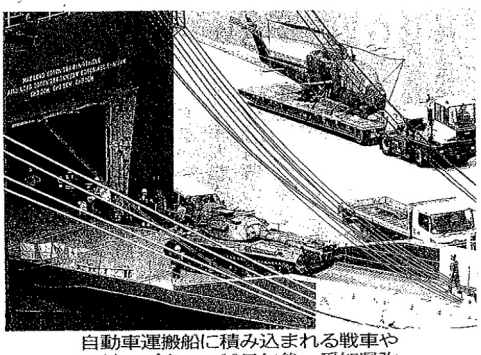

自動車運搬船に積み込まれる戦車やヘリコプター＝13日午後、愛知県弥富市で、本社ヘリ「おおづる」から

東海、関西地方など二府十九県を管轄する陸上自衛隊中部方面隊（兵庫県伊丹市）が十三日、名古屋港弥富ふ頭（愛知県弥富市）に停泊中の民間の自動車運搬船に戦車や戦闘用ヘリコプターを積み込んだ。関係者によると、米軍との訓練に参加するため米国へ向かうとみられる。名港から海外への戦車の輸送は異例。

戦車が所属する第一〇師団（名古屋市）は本紙の取材に「通常の部隊訓練のための移動で、車両を積載している。時期が来るまで規模や行き先は公開できない」とした。

運搬船は十三日朝に入港。同日昼から、一〇師団を表す「金のしゃちほこ」マークが付いた74式戦車や、トレーラーに引かれた戦闘用ヘリコプター、機材が入っているとみられるコンテナが、続々とスロープを上って船内に入った。

名古屋港管理組合海務課によると、同港から戦車などを海外へ運ぶのは極めて珍しい。詳しい記録はないが、少なくとも最近十年間にはなかったという。74式戦車の重さは約三十八トンで、一般的な乗用車の二十～三十倍。重量で岸壁が破損しないよう、業者に依頼して特別に鉄板を敷いた。

一〇師団によると、十四日も積み込み作業をし、同日午後に出港する。

2015年8月11日　毎日新聞

明知鉄道でＳＬ試験走行

河村市長、運行へ意欲

岐阜県恵那市明智町の明知鉄道明智駅で９日、蒸気機関車（ＳＬ）の試験走行があった。名古屋市の「あおなみ線」でＳＬ運行構想を掲げる河村たかし市長が参加し、ＳＬの復元と走行に向けて、可知義明・恵那市長と共同宣言を出した。

試験走行したのは、1973年まで旧国鉄明知線を走行していたＣ12形。この日は蒸気ではなく、コンプレッサーの圧縮空気を使い、駅構内を約120㍍走った。小牧市から訪れた小学１年、松浦開斗君（６）は「大きい汽笛の音に耳がじーんとした」と話し、母宮子さん（35）は「この日をずっと楽しみにしていた。なかなか見られないＳＬを見ることができてよかった」と笑顔で語った。

河村市長は「あおなみ線は、１日約40万人が利用する新幹線の名古屋駅のすぐ近くを走っている。有効活用し、子供に喜んでもらうために（ＳＬ走行は）やらなければならない」と改めて意欲を示した。

【野村阿悠子】

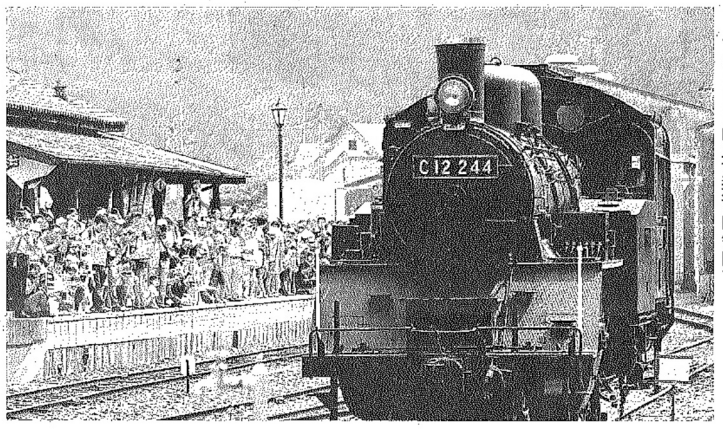

多くの鉄道ファンに見守られながら試験走行するＳＬ＝岐阜恵那市明智町で

2015年9月15日　中日新聞

弾力的料金で利便性向上

来年10月 市営駐輪場を民間委託へ

名古屋市は、市内の鉄道駅周辺にある市営駐輪場を来年十月から民間委託することを検討している。開会中の市議会九月定例会に、指定管理者制度を導入する条例案を諮っている。民間ノウハウを生かし、弾力的な料金体系とすることで利便性向上を図る狙い。

（北村剛史）

来年10月からの民間委託が検討されている市営駐輪場＝中村区で

市営駐輪場は、市内七十七駅近くの市有地や歩道などに設けられ、計約六万台分を駐輪できる。

すべての駐輪場が共通料金で一日百円。一カ月定期は二千円で、高校生以下は月五百円減免している。このため、駅最寄りの駐輪場に利用が集中する一方、少し離れていると、ほとんど利用されない状況があるという。

新たに導入する指定管理者制度は、事業者が料金収入で管理運営する「利用料金制」を採用。料金は、一部の例外を除き、現行の一日当たり百円、一カ月定期で二千円を上限とする。

事業者は、上限を超えない範囲で自由な料金を設定できる。駅から離れ、利用が少ない駐輪場の料金を引き下げ、利用者を誘導することが考えられる。

また、定期料金に新たに大学生向けの割引制度を導入。現在は一カ月か三カ月の定期の期間を、事業者の判断で、一年以内で自由に設定できるようにする。

2015年7月7日　中日新聞

どうする 名古屋城

他都市先行事例調査へ

木造復元財源で市長意向

名古屋城天守閣の木造復元構想で、河村たかし市長は六日、必要とされる建設費二百七十億～四百億円の財源確保について、他都市の城郭整備の先行事例を調べた上で、検討を進めていく考えを明らかにした。復元をめぐっては、市議会から「財源確保の見通しがなければ、納得できない」などの批判が相次ぎ、議論が停滞している。

河村市長は定例記者会見で、国内で初めて天守閣を本格木造で復元した掛川城（静岡県）などを例に挙げ、「現にやった各地の財源（の内訳）を比較するのが一番いい」と指摘した。経済効果も併せ、各地の自治体がどのように財源を賄ったかを調べ、議会側に報告するという。

また、市長自身が総務省幹部に確認した話として「木造復元のための市債発行は可能」との見解を示した。

復元の時期について、担当する市民経済局は「可能な限り早期」と現段階で明示していない。市長は「四百年前にはなかったコンピューターもクレーンもある。今は高層建築の技術が全然違う」と述べ、二〇二〇年の東京五輪までにこだわる姿勢を強調した。

（丸田稔之）

2015年9月16日　読売新聞

天守閣復元調査に議員反発

河村市長「市民へ説明重ねる」

名古屋市議会の本会議で15日、一般会計9月補正予算案に盛り込まれた名古屋城天守閣の整備手法を探る調査費に関する議論が始まり、議員からは「予算計上は唐突だ」などと反発する声が相次いだ。これに対し、河村たかし市長はタウンミーティングによる市民への説明を重ね、アンケート調査で意向を確認する考えを明らかにした。

これまでの試算で最大400億円に上る木造復元構想について、田口一登議員（共産）は個人質疑で、「市民の暮らしが大変厳しい時、巨額の費用を投じることに理解が得られるのか」と疑問を呈した。

また、岩本崇宏議員（自民）は今回の予算計上について、「あたかも決定したかのようだ。議会のルールを逸脱し、怒りを覚える」と述べた。

河村市長は「市民の機運醸成が重要」とし、タウンミーティングなど様々な機会を通して丁寧に説明すると答弁した。また、早期整備に向けて着目したゼネコンなどに設計と施工を一括発注する「技術提案・交渉方式」を採用することで、工期や概算事業費などが分かると説明。それを踏まえ、市民へのアンケート調査を実施する考えを示した。

2015年9月19日　中日新聞

どうする 名古屋城

20年完成 前提に提案募る

市が方針 木造復元で業者から

名古屋城天守閣の木造復元構想をめぐり、市は十八日の市議会経済水道委員会で、二〇二〇年の完成を前提に、ゼネコンなどから技術提案を募る考えを明らかにした。これに対し、議員からは「工期を無理に短縮すれば、事業費が跳ね上がる」などと異論が相次いだ。（北村剛史）

市は開会中の九月定期会に、木造復元の調査費三千五百万円を含む一般会計補正予算案を諮っている。予算が成立すれば、複数の民間企業から技術提案を募り、概算事業費や工事や天守閣解体に三年、木造復元に六年が必要で、事業費は概算四百億～二百七十億円と見積もっていた。田辺氏は二〇年にこだわらず、提案を受け付ければ、事業費はもっと下がるのでは」と指摘。岡田幸子氏（共産）も事業費の増加に懸念を示した。

議員の懸念続出

委員会では、市側が実現可能性などを十分に説明できず、議員から懸念が続出。伊神邦彦氏（自民）は、本丸御殿復元工事が着工するまでに、文化庁との事前協議に三年余かかったことを踏まえ「二〇二〇年までに工事できるとは、とても思えない」と批判した。

市が今年三月にまとめた報告書では、仮設工備や必要な仮設工事など。ただ、天守閣については「二〇二〇年（の完成）という条件を付ける」との方針を示した。田辺雄一氏（公明）の質問に、担当者が答えた。

二〇年完成の条件は、海外から大勢の観光客らが見込まれる東京五輪・パラリンピックまでの木造復元にこだわる河村たかし市長の意向を大きく反映させた形。今回の調査費計上に当たり、市長は「調査で工期や費用をはっきりさせ、市民や議会の皆さんに判断してもらう」との趣旨の発言をしている。

2015年9月11日　朝日新聞

名古屋城木造復元へ かじ

天守閣整備 補正予算案を提出

名古屋市議会の9月定例会が10日開会し、河村たかし市長は、悲願とする名古屋城天守閣の木造復元に大きな一歩を踏み出す一般会計補正予算案などを提出した。議会内には、整備方法や財源確保の議論が十分でない中での提出に不満の声もくすぶっている。

提案理由を述べる河村市長＝名古屋市役所の議場

議会内 不満の声も

補正予算案は総額3800万円。木造復元に向け、建設会社から工法や工期などの提案を受け、設計と施工を一体化して進める技術提案交渉方式の採用などに充てる。担当局は2億円程度を確保して調査を続けたい考えだったが、2020年東京五輪までの完成を目指す河村市長の強い意向が反映された。

河村市長は議会後、報道陣に「（同方式により）精緻な判断材料が提出される。市民によく説明し、最後は市民、議会に判断してもらう」と述べた。

270億～400億円とされる財源確保については市債の発行を挙げ、「名古屋市債は郵便局や銀行より利息が高く、買えば財産になる。名古屋城の入場者は（現在より）100万人増え、利息分は払える。都市の力を強くするエンジンにしたい」などと語った。

会期は10月15日までの36日間。（嶋田圭一郎）

名古屋市長の提案理由

《要旨》

名古屋は「世界のナゴヤ」となる空前のチャンスを迎えている。2020年の東京五輪、27年のリニア中央新幹線開業を控え、世界から注目を集める魅力ある都市へ変貌（へんぼう）を遂げるまたとない転換期だ。

名古屋城天守閣は、400年後の未来の世代にまで残せる市民の大きな財産・プライドの象徴として、今こそ本物復元を推進しなくてはならない。昭和実測図が現存し、忠実な復元が可能な日本で唯一の天守閣と言っても過言ではない。

空襲という人災で天守閣は焼失し、名古屋の街も破壊し尽くされた。その大きな悲しみを乗り越え、今や最も外貨を稼ぐ都市へ成長した。いわばシティー・オブ・ドリームズという表現がふさわしい都市で、天守閣はその象徴と言える。

ナゴヤが飛躍する絶好の機会を逃さぬよう、市議、227万の市民のご理解、ご協力を得て、世界に誇れる都市の礎を築いていく。

木造復元 市民の意向アンケートへ

市長方針 構想運び方批判受け

名古屋城天守閣の木造復元構想で、河村たかし市長は十五日、概算の事業費や工期を明確にした段階で、木造復元への市民の意向を尋ねるアンケートを実施する方針を示した。

市議会九月定例会では、木造復元のための調査費三千五百万円を含む一般会計補正予算案が審議されている。予算が認められれば、市は、複数の業者から技術提案を募り、来春ごろをめどに事業費や工期を明らかにする考えだ。

十五日の本会議の個人質問では、三氏が調査費計上の是非や、今後の見通しについて市側の説明を求めた。岩本崇宏氏（自民）は「今回提案された議案のどこに、市民や議会の声を反映している

名古屋城の復元CGを指し、今後の見通しをただす浅野有氏（自民）＝市議会で

のか」などと木造復元構想の運び方を批判。市長は「調査を実施すれば工期や工程、概算事業費が明らかになる。結果を報告し、広く市民を対象にしたアンケートの実施を検討したい」と説明した。

アンケート結果が木造化の是非に影響するかには触れなかったが「市民や議会のご判断を仰ぐ」と述べた。

天守閣整備をめぐる市民アンケートは、二〇一四年二―三月にインターネットを利用して実施されたが、七割が「木造復元」ではなく「耐震補強や改修」を支持した。

田口一登氏（共産）は、市が進めようとしている契約方式「技術提案・交渉方式」について「優れた提案をした業者を選ぶというが、議会が木造復元を止めようと判断できる機会は（今後）あるのか」と確認。宮村喜明・市民経済局長は「今回の予算が認められても、設計契約と施工契約のそれぞれの段階で予算の議決が必要で、議会に二回判断をしてもらうことになる」と答えた。

浅野有氏（自民）は「名古屋城は、天守閣を整備する際は、（城郭）全体の計画の中で位置付けを十分に検討する必要がある」と求めた。（北村剛史）

2015年9月16日　中日新聞

2015年8月25日　朝日新聞

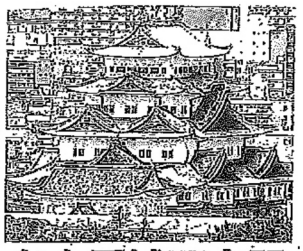

名古屋城天守閣

▶▶木造復元「技術提案方式」で

五輪へ整備急ぎ足

市長方針 新国立と同手法

名古屋城天守閣の整備方法をめぐり、名古屋市の河村たかし市長は24日、2020年東京五輪の開催に合わせた木造復元を実現させるため、建設会社の優れた技術提案をもとに早期整備に踏み切る方針を決めた。9月補正予算案に調査費3千万～4千万円を盛り込み、来年4月の着手を目指す。

市は6月、10年度以降の調査を踏まえ、「可能な限り早期の木造復元を目指す」との方針を示した。ただ、「着工を18年度以降、工期を最短で17年半」とする市担当局と、外国人観光客の増加が見込める東京五輪までの完成を望む河村市長との間で折り合いがついていなかった。

早期着手にこだわる河村市長は「公共工事の品質確保の促進に関する法」の「技術提案交渉方式」を採用。設計から施工までを一体化して発注する新国立競技場と同じ整備手法を採り入れ、早く前に進めたい考えだ。ただ、公募制のため、採用する工法や工事費がすぐにはっきりするわけではなく、後になって議会や市民の理解を得られなくなるリスクもある。市は経済効果を算出するなどして市民の合意形成を急ぐ。

市は木造復元経費をこれまでに270億～400億円と試算したが、技術提案を求める建設会社の公募時に「参考額」を示す必要があり、改めて調査費を計上する。提案内容は、学識経験者の意見を聴いて審査するため、「名古屋城復興企画委員会」を発足させる。（嶋田圭一郎）

2015年9月30日　毎日新聞

名古屋城天守閣調査費可決

市議会経済水道委 木造復元へ条件付きで

現在の名古屋城の天守閣は1959年に再建され、多くの観光客が訪れる＝名古屋市中区で

河村たかし名古屋市長が掲げる名古屋城天守閣の木造復元構想で、市議会経済水道委員会は29日、9月一般会計補正予算案に盛り込まれた調査費3500万円について「財源フレームを明確にし、工期や概算事業費が明らかになった段階で、速やかに市民アンケートを行う」との付帯決議をして可決した。

河村市長は、東京五輪に合わせた2020年7月までの完成を目指している。本丸御殿の復元などに比べ工期が短いことや、事業費が270億～400億円に上ると試算されることから、議会側は慎重な姿勢を示していた。

この日は自民、民主、公明の3会派が共同で付帯決議案を提出した。復元工事の契約前に市民アンケートや議会への報告を求めた内容で、採決の結果、共産を除いた賛成多数で予算案とともに可決した。調査費を含めた補正予算案は、30日の本会議でも可決される見通しだ。

予算案可決を受け、市は11月にも事業者向けに公募を始める方針。現天守閣の解体と本体・石垣工事について、設計から施工まで一括でアイデアを募り、概算事業費や工期の提案も受ける。「2020年7月完成」に加え「原則、国産材を使用」の条件も設ける。

市は優秀提案者を選定後、来年度初めにも無作為に抽出した市民約2万人にアンケートを行う方針。概算事業費や大まかな市民の負担割合などを明示した上で、「木造復元」か「現行のコンクリート造りの耐震改修」を選択してもらう。木造が支持されれば、文化庁への現状変更許可申請や国土交通省への交付金申請に向け協議を進める。寄付を集める組織の発足も検討する。

河村市長は「大きな一歩。詳細な実測図が残る天守閣は他になく、木造化は市民のかけがえのない財産となる。きちんと説明すれば意義を理解してもらえる」と述べた。

市は試算で、木造復元すれば入場者数が倍増し、年間約100億円の経済効果を期待できるとしている。【三上剛輝】

2015年10月22日
毎日新聞

「人がおんぶすれば」

名古屋城天守閣木造復元構想

エレベーターに市長否定的

愛知淑徳大で講演

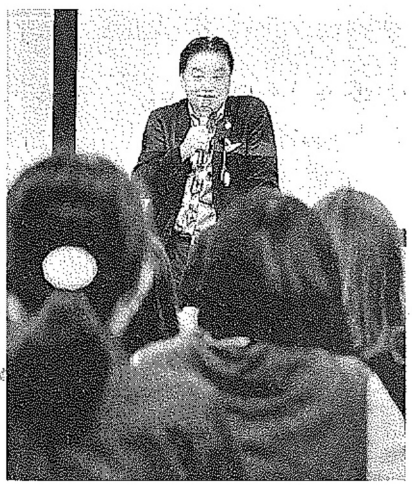

名古屋城天守閣の木造復元について講演する河村たかし市長＝愛知淑徳大星が丘キャンパスで

名古屋城天守閣の木造復元構想で、名古屋市の河村たかし市長は21日、復元後のバリアフリー化について「人がおんぶすればええんじゃないの」と述べ、エレベーター設置に否定的な見解を示した。

河村市長は同市千種区の愛知淑徳大星が丘キャンパスで「名古屋の魅力づくり」をテーマに講演し、大半を木造復元に費やした。

学生から「木造化はバリアフリーの観点から疑問が残る」と指摘された河村市長は、「エレベーターがあった方がいいという意見もある」としたうえで、「ボランティアがおんぶすれば会話も弾む。温かい対応になる」と持論を展開。「将来的には木にワイヤーなどを取り付けた自動昇降機みたいなものでもいい」とも述べた。

エレベーターについては「地震や火事で停止するし、まあ、やらん方がええ。せっかく作るなら本物を」と続けた。

市は11月にも建築事業者向けに公募を始める予定で、事業者からバリアフリーへの対応も提案してもらうという。【三上剛輝】

2015年10月1日　中日新聞

どうする名古屋城

木造復元への調査費など 補正予算が可決、成立

名古屋市議会の九月定例会は三十日、本会議を再開。名古屋城天守閣木造復元に向けた調査費や、城周辺に二〇一八年度の開業を目指して建設予定の集客施設「金シャチ横丁」の運営事業者の公募費用など計三千八百万円の一般会計補正予算案などを可決した。

補正予算案には、共産を除く全会派が賛成した。

採決に先立ち、反対討論した西山あさみ氏（共産）は、四つの問題点を指摘。「市民の合意を得ていない」「二〇年七月までの完成は無謀」「財源のめどが立っておらず、市民の暮らしに犠牲を強いかねない」「名古屋城跡の全体整備計画との整合性がない」と列挙し、「急ぐべき時ではない」と訴えると、他会派の議員からも拍手が起こった。

西山氏の演説後、河村たかし市長が自席から「共産主義だ」とやじを飛ばすと、議案に賛成の自民の議員から「極めてまともなことを言っている」とたしなめられる場面もあった。

◇

成立した補正予算には、緑区に三カ所目の児童相談所を設置するための設計費二千三百万円を、次年度に支出することを約束する債務負担行為も含まれている。（北村剛史）

2015年10月1日　毎日新聞

市議会

名古屋城天守閣木造復元構想 調査費可決も残る火種

市長VS市議 共産に自民加勢も

河村たかし名古屋市長が推進する名古屋城天守閣の木造復元構想を巡り、9月30日の市議会本会議で、構想を批判した共産市議に河村市長がやじで応酬。自民市議が共産市議に加勢する一幕があった。木造復元の調査費3500万円に共産は反対、自民は条件付き賛成と対応は分かれたが、思わぬ形で自共共闘が実現。予算案は可決されたが、反発の根強さが浮き彫りになった。

調査費を含む一般会計補正予算案の採決に先立ち、西山あさみ市議（共産）が反対討論で「財政が厳しい中、巨額の税金を投入すれば市民に大きな犠牲を強いる」「市民合意がないまま木造復元へかじを切り、2020年7月までに完成させるのは無謀」などと批判した。これに対し、市長席で河村市長が「共産主義だ」とやじると、藤田和秀市議（自民）が「極めてまっとうな指摘だ」と怒号を飛ばした。

河村市長は議会後、「都市の魅力を向上させ、『稼げる街』を作り、それを福祉の財源に充てればいい」と持論を展開。工期については「プロのゼネコンならノウハウを持っている」と述べた。

予算案を巡り、自民、民主、公明には慎重論もあったが、「事業者との工事契約前に市民アンケート実施」などの条件付きで賛成した経緯がある。ある自民市議は「市長は木造復元が決まったつもりでいるが、調査費が認められただけ。まだ何も決まっていない」とくぎを刺した。【三上剛輝】

2015年9月26日　読売新聞

天守閣復元

市民説明会12月から

市アンケート、来年度実施へ

名古屋城天守閣の木造復元について、名古屋市は25日の市議会経済水道委員会で、天守閣を巡る課題などを市民に説明するタウンミーティングや意向調査のスケジュールを示した。

市は、タウンミーティングを今年12月から来年3月にかけて開催し、市民の意向を探るアンケートは来年度の早い時期に実施するとした。アンケートに対して市議からは「現時点での意見を探るべきだ」などと早期実施を求める意見が相次いだ。

市が「東京五輪開催の2020年7月までの完成」を目標としていることに、この日も実現性などへの疑問の声が集中した。

市は工期を短縮するために、最も優れた提案をしたゼネコンなどを選定し設計と施工を発注する「技術提案・交渉方式」を採用する方針を明らかにしているが、委員会で、ゼネコンなどに提案を募る際の条件に「20年7月までの完成」の条件を盛り込むことを説明した。これに対して、「手を挙げる業者が現れない場合はどうするのか」などと、見通しについて不安視する声があがった。

また、市は、木造復元が実現した際の経済波及効果について、初年度の年間入場者数が現在の倍の約330万人となり、1年間で約100億円分の増収となるとの見通しを示した。

2015年10月3日　朝日新聞

天守閣木造復元巡る補正予算成立

城・報酬 対立避ける

名古屋城天守閣の木造復元に絡み、河村たかし名古屋市長が今議会に提案した補正予算案は、「唐突」「拙速」と強い批判を浴びながらも、共産党を除く全会派の賛成多数で可決された。なぜか。舞台裏で記者の目に映ったのは、市長と議会がそれぞれの悲願達成のため、全面対決を避ける姿だった。

補正予算案に起立して賛成する議員ら

ZOOM UP 愛知

名古屋 問題意識 議員ら共有

9月30日の市議会本会議。採決前、反対討論に立った共産党市議が、問題点を次々指摘した。「市民合意がない」「『2020年完成』は無謀」「財源のめどが立っていない」。自民、公明両党も委員会で指摘した、多くの議員共通の思いだ。

それでも、可決への流れは見えていた。

議会では、各会派の代表による議会改革推進協議会が9月11日、現行75の議員定数の大幅削減が見えたことを踏まえて、議員報酬の「あるべき額」を探る方向を確認。引き上げへの動きを見せた。

予算案を否決すれば、市長との全面対決になり、引き上げ実現は見通せなくなる。両者の対決色が強かった4年前、議会は解散、報酬半減へ追い込まれた。今回、議員からは「予算案は調査費の段階。勝負どころではない」「議会は過去から多くを学んだ」などの声も漏れた。

共産党の反対討論を聞く河村市長＝いずれも9月30日、名古屋市議会

自・公・民理解 市政に不可欠

一方、4年前の市長選で「議員報酬半減」などを公約に掲げ、過去最多の66万票を集めた河村市長だが、今回は議会との対決姿勢を見せなかった。今議会の冒頭では、6月議会で市側の答弁に誤りがあったことなどを謝罪し、議会運営の混乱を避ける配慮を見せた。

また、議会が、議員報酬の「あるべき額」を市の特別職報酬等審議会に諮るよう市長に申し入れる方針を決めた際も、会見で「私が諮るなら800万円の恒久化」と拒否する方針を示したが、「議会のことは、議会で」との言葉も添えた。

自身が率いる地域政党・減税日本は現在、12議席。これに対し、共同歩調をとる自民、民主、公明3党は計50議席。政策の実現に3党の理解は欠かせない。

木造復元事業は一歩前進した。議員報酬の引き上げは、市長が10月2日、報酬審への諮問を拒否したが、議会側は「織り込み済み」で全面対決の局面ではない。

ただ、河村市長の任期は17年4月27日まで。市長選が近づくにつれて、市長の政策に対する各党の風当たりは強くなるとみられる。

市は来年度、木造復元の賛否を問う2万人規模の市民アンケートを実施するが、議会にはこんな見方もある。

「結果は次の市長選を占う材料になるだろう。市長に今、どれだけの『神通力』があるのか見てみたい」

（嶋田圭一郎）

2015年10月4日　中日新聞

名港岸壁 大型船に対応

審議会 整備計画の改訂案了承

名古屋港の十年先の整備目標を定めた港湾計画改訂案が二日、名古屋市で開かれた名古屋港審議会で了承された。目標取扱コンテナ貨物量は三百七十二万個と一四年の約一・四倍、総取扱貨物量も二億四千六百六十万トンと想定。貨物船が大型化する東南アジア航路に対応するため、飛島ふ頭の水深一五㍍岸壁の整備を最優先に目指すことなどを盛り込んだ。

西部地区の鍋田ふ頭でも、大型コンテナ貨物船が接岸しやすいよう、水深一二㍍岸壁を拡張する。

また、弥富ふ頭の一部を、産業機械の輸出向けとして整備することとし、水深一四㍍岸壁を設ける。金城ふ頭南側は、自動車の輸出用に特化する計画で、一水深一二㍍岸壁や用地を整備する。

改訂計画は検討委員会（委員長・須野原豊日本港湾協会理事長）などの議論を経て決定。十一月の国土交通省の分科会で審議され、年内に公示される見通し。（室木泰彦）

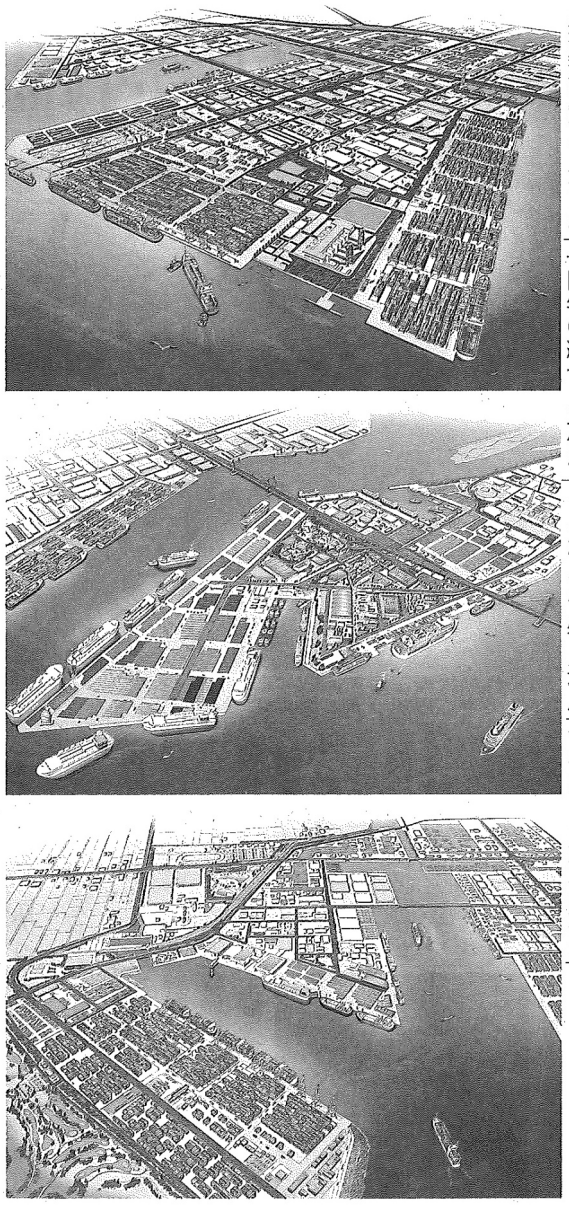

名ふ頭の整備イメージ図。㊤飛島ふ頭　㊥金城ふ頭　㊦西部地区の鍋田ふ頭（左下）と弥富ふ頭（中央上）＝いずれも名港管理組合提供

2015年10月15日　中日新聞夕刊

大高探検 恐竜ワールド体感

来夏オープン 実物大 動く模型30体

名古屋市緑区の愛知県営公園「大高緑地」に来夏、実物大の恐竜ロボットを見ながら、乗り物や徒歩で巡る探検型テーマパークが建設されることが分かった。民間企業が整備、運営する。ナラの木を中心とした樹林や斜面の地形を生かし、大人から子どもまで楽しめるアトラクションを目指す。

愛知県の県営公園で民間の事業者が運営する施設ができるのは初めて。民間活力の導入を進める県が今春、事業者を公募し、岐阜県郡上市の明野高原キャンプ場で、同様の施設「ディノアドベンチャーライド」を運営する「エヌエーオー」を選んだ。

大高緑地（約百㌶）では、北西部にある若草山と呼ばれる丘の西向きの斜面約三・二㌶を活用。ティラノサウルスやトリケラトプスなど恐竜の実物大の動く模型を三十体ほど設置する。利用客は二㌔の林間コースを自動カートに乗って、二十分かけて回る。四百㍍の遊歩道も併設し、歩いて見ることもできる。料金はカート千三百円、徒歩三百円（いずれも大人）の予定。恐竜関連の商品などを置く売店も設け、年間十万人の利用を見込む。

恐竜ロボットを使ったテーマパークは郡上市のほか、今年四月には福井県勝山市で別の事業者が運営する「かつやま恐竜の森」内にもオープン。いずれも人気を集めている。

大高緑地は一九六三（昭和三十八）年に開園し、野球場やプール、ロングスライダーなどの遊具があり、二〇一四年度の年間利用者は百五十四万人。県都市整備協会が管理運営している。

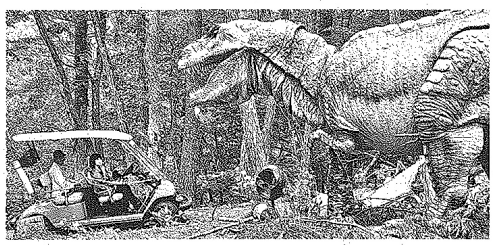

岐阜県郡上市のディノアドベンチャーライド

恐竜のテーマパークの建設が予定されている大高緑地＝名古屋市緑区で、本社ヘリ「おおづる」から

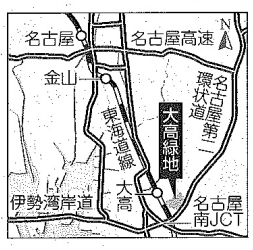

2015年9月29日　毎日新聞

平均資産額1561万円

名古屋市議75人 前回比164万円減

4月の統一地方選で当選した名古屋市議75人の資産が公開された。平均資産額は1561万円で、4年前の前回公開時より164万円減少した。

資産額が1億円を超えたのは前回と同じ3人。トップは成田隆行氏（自民）の2億2082万円で、松井良憲氏（自民）の1億6121万円、大村光子氏（減税）の1億30万円と続いた。資産合計が1000万円を上回った市議は24人、資産ゼロと報告した市議も23人を数えた。

報告書にはゴルフ場の利用権や美術品、保有する自動車や株券の銘柄や株数も記載されており、市議会事務局で閲覧できる。【駒木智一】

＜表の見方＞

本人の記載に基づく。単位は万円（1万円未満は四捨五入）。資産計は、土地・建物の固定資産税の課税標準額（持ち分のみ、一は未評価）、預貯金（当座・普通預貯金を除く）、金銭信託（元本）、有価証券（株券を除く）の額面金額を合計した。銘柄・株数のみ記載の株券、金額が記載されていない自動車、船舶、航空機、美術工芸品、ゴルフ会員権は除く。総額を四捨五入したため、表の各項目の合計と一致しない場合がある。貸付金は全員記載がなかった。カッコ内は会派。

＜公開された名古屋市議の資産＞

	土地	建物	預貯金	有価証券	資産計	借入金
◆千種区						
伊神　邦彦（自民）	756	1690	395	0	2840	0
田辺　雄一（公明）	0	0	0	0	0	0
山田　昌弘（民主）	0	0	0	0	0	0
斎藤　亮人（民主）	0	0	91	0	91	0
手塚　将之（減税）	0	0	180	0	180	0
◆東区						
中川　貴元（自民）	416	3052	100	0	3568	4686
佐藤　夕子（減税）	41	120	0	0	161	0
◆北区						
服部　将也（民主）	248	378	414	0	1040	1394
長谷川由美子（公明）	0	0	0	0	0	0
渡辺　義郎（自民）	411	715	160	500	1785	0
岡田　幸子（共産）	35	317	20	0	372	0
田山　宏之（減税）	135	615	100	0	851	3436
◆西区						
浅野　　有（自民）	759	1001	0	445	2205	0
上園　晋介（民主）	403	554	0	0	957	3418
鹿島　敏昭（減税）	601	1413	0	0	2013	2193
沢田　晃一（公明）	164	512	0	0	676	0
青木　朋子（共産）	0	0	0	0	0	0
◆中村区						
鵜飼　春美（民主）	123	196	0	0	319	514
小出　昭司（自民）	0	0	0	0	0	0
斎藤　高央（自民）	0	0	0	0	0	0
中村　　満（公明）	0	0	0	0	0	0
藤井　博樹（共産）	0	0	430	0	430	0
◆中区						
中田千津子（自民）	746	0	0	0	746	0
高橋　圭三（減税）	57	669	0	0	725	2000
西山あさみ（共産）	0	0	0	0	0	212
◆昭和区						
奥村　文洋（民主）	1548	2279	0	0	3827	3711
西川　　学（自民）	0	0	0	0	0	1586
大村　光子（減税）	58	103	0	9869	10030	0
柴田　民雄（共産）	1	262	0	0	263	1090
◆瑞穂区						
藤田　和秀（自民）	141	1242	216	0	1599	2135
土居　芳太（民主）	234	1005	0	0	1238	1437
塚本　剛志（維新）	0	0	0	0	0	146
◆熱田区						
森智　　雄（民主）	206	870	502	0	1578	3495
服部慎之助（自民）	0	0	0	0	0	500
◆中川区						
久野　浩平（民主）	4126	1086	0	0	5212	0
木下　　優（公明）	0	0	0	0	0	0
岡本　善博（自民）	807	319	3391	152	4668	368
浅井　正仁（自民）	1598	0	300	1109	3007	0
馬場　規子（公明）	30	410	0	0	440	0
江上　博之（共産）	102	673	390	0	1165	0
高木　善英（減税）	0	0	0	0	0	0
◆港区						
加藤　一登（民主）	377	1116	0	0	1493	1154
佐藤　健一（公明）	2	548	0	0	550	0
山口　清明（共産）	47	192	212	0	451	0
吉田　　茂（自民）	0	0	0	40	40	0
坂野　公寿（自民）	5860	467	906	0	7233	0
◆南区						
横井　利明（自民）	655	1296	0	0	1951	0
藤沢　忠将（自民）	0	0	61	0	61	0
福田　献治（公明）	0	248	0	0	248	0
橋本　浩幹（民主）	0	0	0	0	0	0
高橋　祐介（共産）	0	0	0	0	0	190
◆守山区						
小川　俊之（民主）	0	0	0	0	0	0
松井　良憲（自民）	10264	5856	0	0	16121	2652
金庭　宣雄（公明）	73	154	0	0	227	603
樽松　順子（共産）	0	0	938	291	1229	0
北野　由晴（自民）	0	0	0	0	0	0
鎌倉　安男（減税）	310	206	0	0	516	0
◆緑区						
近藤　和博（公明）	0	0	0	0	0	0
岡本　康宏（民主）	－	－	100	0	100	2300
岩本　崇宏（自民）	0	0	50	0	50	0
中里　高之（自民）	0	1734	0	0	1734	3039
佐橋　亜子（共産）	0	0	0	0	0	0
増田　成美（減税）	244	224	0	0	468	0
松本　　守（民主）	0	0	10	0	10	350
余語冴耶香（減税）	0	0	300	0	300	0
◆名東区						
日比健太郎（民主）	0	0	41	0	41	568
丹羽　　宏（自民）	0	0	15	0	15	0
小林　祥子（公明）	0	0	0	0	0	0
斉藤　愛子（共産）	2	224	320	0	546	0
浅井　康正（減税）	7659	853	0	0	8511	10264
◆天白区						
成田　隆行（自民）	21888	54	100	40	22082	1398
三輪　芳裕（公明）	0	0	0	0	0	0
田口　一登（共産）	398	508	211	0	1117	0
田中　里佳（民主）	0	0	0	0	0	0
鈴木　孝之（減税）	0	0	0	0	0	50

住民が主人公の市政に
力を合わせてがんばります

(北区)
岡田ゆき子
TEL 915-2705

(西区)
青木ともこ
TEL 532-7965

(中村区)
藤井ひろき
TEL 411-4161

(中区)
西山あさみ
TEL 263-0500

(昭和区)
柴田民雄
TEL 858-3255

(中川区)
江上博之
TEL 363-1450

(港区)
山口清明
TEL 651-1002

(南区)
高橋ゆうすけ
TEL 692-4312

(守山区)
くれまつ順子
TEL 793-8894

(緑区)
さはしあこ
TEL 892-5190

(名東区)
さいとう愛子
TEL 704-1928

(天白区)
田口かずと
TEL 808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ

日本共産党名古屋市会議員団

〒460－8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内
TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190 mail.dan@n-jcp.jp

ホームページをご覧下さい **http://www.n-jcp.jp/**

名古屋市政資料
2015年9月定例会

NO.187 2015年10月29日